

訴 状

令和3年9月8日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 高 田 剛

弁護士 鄭 一 志

弁護士 河 村 尚

弁護士 瀬 川 慶

弁護士 小 林 貴 樹

当 事 者 の 表 示

別紙当事者目録記載のとおり

国家賠償請求事件

訴訟物の価格 5億6527万4104円

貼用印紙額 171万8000円

請 求 の 趣 旨

- 1 被告らは、原告大川原化工機株式会社に対し、連帯して、金2億8005万9104円及びこれに対し訴状送達日の翌日から支払い済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え
- 2 被告らは、原告大川原正明に対し、連帯して、金5325万円及びこれに対し訴状送達日の翌日から支払い済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え
- 3 被告らは、原告島田順司に対し、連帯して、金5596万5000円及びこれに対し訴状送達日の翌日から支払い済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え
- 4 被告らは、原告相嶋■■■■■に対し、連帯して、金7700万円及びこれに対し訴状送達日の翌日から支払い済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え
- 5 被告らは、原告相嶋■■■■■及び原告相嶋■■■■■に対し、連帯して、それぞれ金4950万円及びこれに対し訴状送達日の翌日から支払い済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え
- 6 訴訟費用は被告らの負担とする
との判決並びに仮執行宣言を求める。

目次

第1 概要.....	8
第2 事実.....	11
1 当事者.....	11
2 本件各噴霧乾燥器の輸出.....	12
3 法令及びその運用状況.....	13
(1) 国際輸出管理レジーム及び国内法.....	13
(2) 他のAG参加国における法令.....	20
(3) 国内における運用状況.....	21
(4) 他国における運用状況.....	26
4 本件各噴霧乾燥器の性能（滅殺菌要件との関係において）.....	27
(1) 定置した状態での装置内部の「sterilization」（滅菌）.....	27
(2) 定置した状態での装置内部の「disinfection」（消毒）.....	27
(3) 本件各噴霧乾燥器の乾熱性能.....	28
(4) 曝露を防止する性能.....	31
5 警視庁公安部による捜査（捜索差押前）.....	33
(1) 噴霧乾燥器メーカー及びユーザーにおける状況の捜査.....	33
(2) 「殺菌」の解釈.....	37
(3) 経済産業省からの聴取.....	44
(4) 細菌の耐熱性試験.....	45
(5) 乾熱実験.....	49
(6) 規制要件該当性に関する経済産業省への照会.....	52
6 捜索差押，及び任意の取調.....	54
(1) 捜索差押.....	54
(2) 証拠の任意提出及び任意の取調.....	54
7 逮捕，勾留及び起訴並びに起訴後の身体拘束.....	55

(1) はじめに	55
(2) 本件被疑事実1についての逮捕, 勾留及び起訴.....	55
(3) 本件被疑事実2に関する逮捕, 勾留及び起訴.....	56
(4) 約11か月に及ぶ身体拘束及び保釈.....	56
8 亡相嶋の胃癌発覚並びに保釈請求及び勾留執行停止申立.....	57
9 公判前整理手続きの進行	59
(1) 公判前整理手続きに付する決定.....	59
(2) 第1回打合せ期日までの事実経過.....	59
(3) 第3回打合せ期日までの事実経過.....	59
(4) 第4回打合せ期日までの事実経過.....	60
(5) 第6回打合せ期日までの事実経過.....	60
(6) 第8回打合せ期日までの事実経過.....	61
(7) 第1回公判前整理手続き期日までの事実経過.....	61
(8) 第2回公判前整理手続き期日までの事実経過.....	62
10 殺菌に関する検察官の主張の変遷と追加実験	62
(1) 公訴提起時における主張.....	62
(2) 温度に関する弁護人の主張及び実験.....	64
(3) 検察官の追加実験及び主張の変遷.....	64
(4) 温度及び菌の死滅条件に関する弁護人の主張及び実験.....	65
(5) 検察官の期日延期要請.....	65
11 捜査メモの証拠開示請求	66
(1) 噴霧乾燥器メーカー, 噴霧乾燥器ユーザー, 研究機関関連の捜査メモについて.....	66
(2) 経済産業省, CISTEC 関連の捜査メモについて.....	67
12 公訴棄却.....	69
(1) 公訴取消しの申立て.....	69
(2) 公訴棄却.....	69

第3	本件各噴霧乾燥器が客観的な規制要件に該当しないこと	70
1	争点	70
2	本件要件ハの意義と本件各噴霧乾燥器の要件該当性	70
	(1) 本件要件ハの趣旨	70
	(2) 滅菌・殺菌の定義	70
	(3) 本件各噴霧乾燥器は要件ハに該当するか	72
	(4) 本件各噴霧乾燥器は曝露防止のための構造を有していない	73
3	捜査機関の定立する殺菌概念と本件各噴霧乾燥器の性能	74
	(1) 捜査機関が各本件各噴霧乾燥器について本件要件ハに該当すると判断した理由	74
	(2) 公安部解釈の誤り	74
	(3) 公安部解釈を前提としても、本件各噴霧乾燥器は本件要件ハに該当しない	79
4	小括	80
第4	捜査機関による逮捕及び勾留請求が違法であること	82
1	概要	82
2	逮捕及び勾留請求の国家賠償法上の違法性判断基準について	83
3	公安部解釈の誤りを看過した点が違法であること	83
	(1) 総論	83
	(2) 公安部解釈が誤りであることは知り、又は容易に知り得たこと	84
	(3) 小括	94
4	捜査機関が行った実験結果によっては公安部解釈による「殺菌」を立証できないことを看過した点が違法であること	95
	(1) 総論	95
	(2) 本件各噴霧乾燥器内部の温度が上がりにくい箇所を見落としたこと	96
	(3) 粉体化した細菌での耐熱性の検証を怠ったこと	99
	(4) 小括	103
第5	警部補の原告島田に対する取調べが違法であること	104

1	はじめに	104
2	本件任意取調べの違法性	104
	(1) 事実	104
	(2) 任意取調べの国家賠償法上の違法性判断基準	107
	(3) 本件任意取調べが違法であること	108
3	本件弁解録取の違法性	108
	(1) 事実	108
	(2) 被疑者取調べの国家賠償法上の違法性判断基準	111
	(3) 本件弁解録取が違法であること	111
第6	■検事による公訴提起が違法であること	113
1	概要	113
2	公訴提起の国家賠償法上の違法性判断基準について	113
3	公安部解釈の誤りを看過した点が違法であること	114
4	捜査機関が行った実験結果によっては公安部解釈による「殺菌」を立証できないことを看過した点が違法であること	115
第7	損害	118
1	はじめに	118
2	原告大川原に生じた損害	118
	(1) 精神的損害	118
	(2) 財産上の損害	119
	(3) 訴訟代理人費用	120
	(4) 小括	120
3	亡相嶋並びにその相続人である原告■, 原告■及び原告■に生じた損害	120
	(1) 亡相嶋に生じた損害	120
	(2) 原告■, 原告■及び原告■に生じた固有の損害	124
	(3) 訴訟代理人費用	124

(4) 小括	125
4 原告島田に生じた損害	125
(1) 精神的損害	125
(2) 財産的損害	126
(3) 訴訟代理人費用	127
(4) 小括	127
5 原告会社に生じた損害	127
(1) 報道による名誉及び信用棄損	127
(2) 原告大川原らに対する報酬支払	128
(3) 試験に要した費用	129
(4) 弁護士費用	131
(5) 訴訟代理人費用	131
(6) 小括	131
第8 経済産業省関連の捜査メモの開示	132
第9 結語	134
(別紙) 本件各噴霧乾燥器の構造	135
(別紙) 身体拘束に関する時系列	137
(別紙) 公判前整理手続に関する時系列	139
(別紙) 当事者目録	141

請 求 の 原 因

第1 概要

- 1 噴霧乾燥器とは、液体や液体・固体の混合物を熱風中に噴霧して、溶媒を蒸発させて粉末を得る装置である。インスタントコーヒーやインスタント食品の粉末スープ、健康食品等の食品分野のほか、化学、製薬産業における乾燥粉体の調製に幅広く用いられている。

大川原化工機株式会社は、日本における噴霧乾燥技術のリーディングカンパニーとして、国内の企業のみならず、中国をはじめとする東アジア、東南アジア、ヨーロッパ、米国に多くの噴霧乾燥器を納入してきた。

- 2 本件は、大川原化工機株式会社が自社製の噴霧乾燥器R L-5型1台を経済産業大臣の許可を得ずにドイツ大手化学メーカーの中国子会社に輸出したことが、外為法上の輸出管理規制に違反するとして、大川原化工機株式会社、並びに同社社長である大川原正明、同社取締役であった島田順司、及び同社顧問であった相嶋静夫を被疑者とする警視庁公安部及び検察官による捜査がなされ、令和2年3月11日、当該輸出に関して大川原正明ら3名の逮捕及び勾留請求がなされ、検察官により大川原化工機株式会社をあわせて4者の起訴がなされたという事案である。

その後、別の噴霧乾燥器L-8 i型1台の大川原化工機株式会社の韓国子会社への輸出について、令和2年5月26日に大川原正明ら3名の逮捕（再逮捕）及び勾留請求がなされ、検察官により大川原化工機株式会社をあわせて4者の起訴がなされた。

大川原正明ら3名は逮捕後、一貫して無罪を主張し続けた。そして、一年間以上の公判前整理手続を経た後、第1回公判期日の直前である令和3年7月30日、各噴霧乾燥器について「法規制に該当することの立証が困難と判断された」との理由から、検察官により公訴取消申立がなされ、同年8月2日、東京地方裁判所により公訴棄却決定がなされた。

- 3 警視庁公安部による本件の捜査は遅くとも平成29年5月ころには開始され、

平成30年10月3日、大川原化工機株式会社の本社その他の営業所及び役員職員の自宅に対する搜索差押がなされた。また、当該搜索差押後、大川原正明らの逮捕までの約1年6か月間にわたり、大川原正明らを含む大川原化工機株式会社の役員職員48名に対し延べ264回の任意の取調べが行われた。

また、起訴後も大川原正明ら3名の勾留は続き、亡相嶋は勾留中に体調を崩し胃癌であることが判明、令和2年10月16日に勾留執行停止となった後は病院及び自宅で治療を続けたが、令和3年2月7日に死亡した。大川原正明及び島田順司の勾留は、令和3年2月5日に保釈されるまでの間、約11ヶ月間継続した。なお、その間弁護人により5回（亡相嶋については7回）の保釈請求がなされたが、いずれも退けられた。

- 4 公訴棄却の事由は、上記のとおり、検察官が、各噴霧乾燥器について法規制に該当することの立証が困難と判断されたとの理由により公訴取消を申し立てたことである。すなわち、大川原正明らの故意ないし共謀といった主観的要件以前の問題として、各噴霧乾燥器が法令の定める客観的な規制要件を満たすものでないことが明らかになったことによる。

この点、東京地方検察庁公判部は、公訴取消申立に関する記者会見において、「起訴後に弁護側の主張に基づいて再捜査し、判断を見直す結論に至った。反省すべき点もあった。長期間の身柄拘束に対し補償が生じるなら適切に対処したい。」などとコメントした。

- 5 しかし、警視庁公安部において本件捜査にあたった██████警視、██████警部、██████警部補らの警察官は、遅くとも逮捕前において現に収集した証拠資料、及び通常要求される捜査から収集し得た証拠資料から、本件各噴霧乾燥器が客観的な規制要件に該当しないことを知り、又は当然知りうべきであった。

したがって、捜査機関による大川原正明らの逮捕及び勾留請求は、各噴霧乾燥器が客観的な規制要件に該当しないことを知り、又は当然知りうべきで

あつたにもかかわらず強行した違法なものである。特に、警視庁公安部は、各噴霧乾燥器が客観的な規制要件に該当しないことを示し、又はこれを疑わせる証拠を捜査の過程で入手しながら、「立件ありき」の姿勢でこれらの証拠を不合理に無視し、 [REDACTED] 検事に対して送致ないし報告をせずに警視庁公安部内に留めた点において、違法性は極めて強い。

さらに警視庁公安部の [REDACTED] 警部補による島田順司に対する取調べは、事前に作成した捜査機関に有利な恣意的内容の供述調書について、誘導や詐術的発言、恫喝を含む不当な言動等により、島田順司に対して不当な心理的影響を与えて署名指印を強要した違法なものであつた。また、島田順司の弁解録取手続きに至っては、弁解を聞くこともないままに事前に作成した弁解録取書について、詐術を用いて原告島田に署名指印させ、島田順司がかかる詐術に気付くやその証拠隠滅を図るなど、様々な点で違法なものであり、警視庁公安部の「立件ありき」の姿勢がよく看取できる。

また、 [REDACTED] 検事による起訴についても、（警視庁公安部から一部情報の報告を受けていなかった点を踏まえてもなお）本件各噴霧乾燥器が客観的な規制要件に該当しないことを当然知りうべきであつたにもかかわらず、漫然とこれを見落として強行したものであり、違法の誹りを免れ得ない。

第2 事 実

1 当事者

- (1) 原告大川原化工機株式会社（以下「原告会社」という。）は、噴霧乾燥に関する技術及び装置の研究，設計及び販売等を業とする株式会社であり（甲1），令和2年特（わ）第858号外国為替及び外国貿易法違反被告事件（以下「第一事件」という。）及び令和2年特（わ）第1327号外国為替及び外国貿易法違反・関税法違反被告事件（以下「第二事件」という。）また，第一事件と第二事件を総称して「本件各事件」という。）の被告人であった者である。
- (2) 原告大川原正明（以下「原告大川原」という。）は，本件各事件の被告人であった者であり，本件各事件に関する身体拘束開始時から現在まで原告会社の代表取締役である。
- (3) 原告島田順司は（以下「原告島田」という。）は，本件各事件の被告人であった者であり，本件各事件に関する身体拘束開始時には原告会社の取締役であったが，身体拘束中に取締役を辞任し，その後，現在まで原告会社の嘱託従業員である。
- (4) 亡相嶋静夫（以下「亡相嶋」といい，亡相嶋と原告大川原及び原告島田とをあわせて「原告大川原ら」といい，亡相嶋と原告会社，原告大川原及び原告島田とをあわせて「原告会社ら」という。）は，本件各事件の被告人であった者であり，本件各事件に関する身体拘束開始時には原告会社の顧問であったが，身体拘束中に顧問の職を退き，その後，令和3年2月7日に死亡した（甲56）。
- (5) 原告相嶋■■■■（以下「原告■■■■」という。）は亡相嶋の相続人（妻）であり，原告相嶋■■■■（以下「原告■■■■」という。）及び原告相嶋■■■■（以下「原告■■■■」という。）は亡相嶋の相続人（子）である。なお，亡相嶋には原告■■■■，原告■■■■及び原告■■■■の他に相続人はいない（甲57～6

3)。

(6) 本件は、警視庁公安部に所属する警察官、及び東京地方検察庁に所属する検察官による公権力の行使に関して、国家賠償法に基づき、東京都及び国に対して損害賠償を請求するものである。

2 本件各噴霧乾燥器の輸出

(1) 原告会社は、平成28年6月2日、原告会社の製造にかかる噴霧乾燥器R L-5型（以下「本件噴霧乾燥器1」という。）を、需要者である BASF Advanced Chemicals Co.,Ltd.に納入するため、中華人民共和国に向けて輸出した。同社は、ドイツに本社を置く世界最大の総合化学メーカーとして知られるBASF社の子会社である。当該輸出にあたり、原告会社は、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）48条に定める経済産業大臣の許可を受けていない。

(2) 原告会社は、平成30年2月19日、原告会社の製造にかかる噴霧乾燥器L-8 i（以下「本件噴霧乾燥器2」といい、本件噴霧乾燥器1と本件噴霧乾燥器2とをあわせて「本件各噴霧乾燥器」という。）を、原告会社の子会社である Okawara Korea Co.,Ltd.を通じて、需要者である LG MMA に納入するため、大韓民国に向けて輸出した。同社は、大韓民国における最大手の化学薬品メーカーとして知られる LG Corporation の子会社である。当該輸出にあたり、原告会社は外為法48条に定める経済産業大臣の許可を受けていない。

(3) 本件各噴霧乾燥器の構造は別紙「本件各噴霧乾燥器の構造」に記載のとおりである。乾燥室内及びサイクロンへのダクト部内に、内部温度等を測定する計器を挿入するための「測定口」と呼ばれる筒状の突起が存在する。原告会社製の噴霧乾燥器は、同業他社製と比べて測定口のサイズが大きいのが特徴である。

3 法令及びその運用状況

(1) 国際輸出管理レジーム及び国内法

ア 輸出管理規制の概要

外為法に基づく輸出管理規制は、リスト規制とキャッチオール規制から構成されており、これらの規制に該当する技術の提供や貨物の輸出は、経済産業大臣の事前許可が必要となる（外為法48条）。

このうちリスト規制とは、国際輸出管理レジームの合意を受けて、武器及び大量破壊兵器等や通常兵器の開発等に用いられるおそれの高い技術や貨物について、輸出等の仕向地にかかわらず経済産業大臣の事前許可を義務付ける規制である（外為法48条2項）。

具体的には、規制品目（リスト）が外国為替令・別表及び輸出貿易管理令・別表第1に、規制要件（スペック）が輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（以下「貨物等省令」といい、上記各政令とあわせて「本件政省令」という。）に規定されている（以上につき甲2・5頁～7頁ご参照）。

外為法の輸出管理規制は国際輸出管理レジームを国内法化したものである。

現在、国際輸出管理レジームには、①原子力関連資機材・技術の輸出管理を目的として発足した原子力供給国グループ、②生物・化学兵器開発・製造に使用し得る関連汎用品及び技術の輸出管理を通じて、生物化学兵器の拡散を防止することを目的とするオーストラリア・グループ、③大量破壊兵器の運搬手段となるミサイル等を規制することを目的とするミサイル技術管理レジーム、及び④テロリストグループ等による通常兵器及び機微な関連汎用品等の取得防止を目的とするワッセナー・アレンジメントが存在する。このうちオーストラリア・グループ（以下「AG」という。）は、昭和60年に発足し、日本を含む42か国及びEUが

参加している。

レジームでの合意事項は、各参加国が合意事項を担保しつつ自国の輸出管理法令に規定することで輸出管理の対象としている。日本において、経済産業省は、レジームの合意事項を輸出管理法令に反映させることを重要な任務としている。AGで決定した原文は忠実に反映させるのが原則である。

イ 噴霧乾燥器の規制要件

噴霧乾燥器は、生物化学兵器の製造等に転用されるおそれのあるものとして、平成24年のAG会議で規制対象とすることが合意され、次の規制要件が定められた（甲3 I-6 参照。和訳は原告ら訴訟代理人による。）。

Spray drying equipment capable of drying toxins or pathogenic microorganisms having all of the following characteristics:

- a) a water evaporation capacity of ≥ 0.4 kg/h and ≤ 400 kg/h
- b) the ability to generate a typical mean product particle size of ≤ 10 micrometers with existing fittings or by minimal modification of the spray-dryer with atomization nozzles enabling generation of the required particle size; and
- c) capable of being sterilized or disinfected in situ.

（和訳）

毒素及び病原性微生物の乾燥が可能な噴霧乾燥器で次の全ての特徴を有するもの

- a) 水分蒸発能力が毎時0.4キログラム以上400キログラム以下のもの
- b) そのままの部品で、又は必要な粒子径を得ることができる噴霧ノズルを用いて噴霧乾燥器に最小限に改良することで、典型的な平均粒子径が10マイクロメートル以下の製品を製造することができるもの
- c) 定置した状態で滅菌または消毒をすることができるもの

これを受け、日本においては、平成25年10月15日に本件政省令が改正され、噴霧乾燥器が規制対象に加えられた（輸出貿易管理令別表第1・3の2）。

改正にあたり、経済産業省は、安全保障貿易管理制度の概要と改正趣旨について、「大量破壊兵器及び通常兵器の不拡散の観点から、安全保障に係る輸出管理については、日本を含めた主要国が参加する国際輸出管理レジーム会合において輸出規制すべき対象が合意されている。日本においては、合意内容を担保するため、・・・貨物については、これを外為法48条の下に定められる政令・・・に規定することで、輸出管理規制の対象としている。各レジームにおける今般の合意を受けて、輸出令及び関連省令・告示・通達 の改正を行うことにより、輸出管理規制の対象となる技術及び貨物を追加・削除し、併せて、その他所要の改正を行う。」と、国際輸出管理レジームにおける合意に沿った改正である旨を説明していた（甲4）。

貨物等省令の定める噴霧乾燥器の規制要件は、次のとおりである（貨物等省令2条の22項5号の2）。

- | |
|--|
| <p>五の二 噴霧乾燥器であって、次のイからハまでの全てに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none">イ 水分蒸発量が一時間あたり0.4キログラム以上400キログラム以下のものロ 平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの又は噴霧乾燥器の最小の部分品の変更で平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なものハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの |
|--|

このうち上記「ハ」の要件（以下「本件要件ハ」という。）においては、AGで合意された「sterilized」に対応する用語として「滅菌」が、「disinfected」に対応する用語として「殺菌」が、それぞれ用いられた。

ただし、「disinfected」は微生物学及び医療分野において「消毒」を意味する語であり、「殺菌」との和訳は不正確、すなわちAGの原文に忠実でなかった。そして、明確な定義を欠く「殺菌」との文言が用いられたことは、本件要件ハの解釈に曖昧さを残すばかりか、AGの合意と異なる意義を想起させる危険すら生じさせることとなった。不相当な和訳である旨は、警視庁公安部の捜査の過程においても多数の有識者から指摘されている（後述第2・5・(2)・オ・(ア)ご参照）。

ウ 本件要件ハの趣旨

本件要件ハの趣旨は、製造前後における曝露の防止である。

すなわち、定置した状態で内部の滅殺菌をすることができる噴霧乾燥器のみが規制対象とされるのは、装置を分解せずにそのままの状態での内部の滅殺菌をすることができなければ、病原性微生物が外気に拡散して製造者らが被曝する危険があり、生物化学兵器の製造用に安全に用いることができないからである。

噴霧乾燥器による噴霧乾燥の際、製造された粉体の大部分は製品回収用のポットで回収されるが、装置内部に付着ないし堆積した粉体は回収されずに残る。細菌等の粉体を安全に繰り返し製造するには、製造された粉体のうち製品として回収されない装置内部の全ての粉体に含まれる細菌等を、曝露させることなく殺滅することができなければならない。

そのため、噴霧乾燥器のうち、「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」のみが規制の対象とされているのである（甲5）。

エ 滅殺菌に関する定義

(ア) AGにおける定義

AGにおける合意事項を列記した共通規制リスト（Australia Group Common Control Lists）では、噴霧乾燥器より先に規制対象とされていたクロスフローろ過装置（Cross (tangential) Flow Filtration Equipment）の規

制要件において、噴霧乾燥器と同一の文言（capable of being sterilized or disinfected in-situ）を用いた滅殺菌要件が定められている。

これは、平成14年に開催されたAG会議で合意されたものであるところ、AGではその際、滅殺菌要件における「sterilized」及び「disinfected」の意義について、次の定義規定（以下「本件AG定義」という。）が併せて合意された（甲3・I.4.Cross (tangential) Flow Filtration Equipmentの箇所をご参照。和訳は原告ら訴訟代理人による）。

Technical note: In this control, 'sterilized' denotes the elimination of all viable microbes from the equipment through the use of either physical (eg steam) or chemical agents. 'Disinfected' denotes the destruction of potential microbial infectivity in the equipment through the use of chemical agents with a germicidal effect. 'Disinfection' and 'sterilization' are distinct from 'sanitization', the latter referring to cleaning procedures designed to lower the microbial content of equipment without necessarily achieving elimination of all microbial infectivity or viability.

（和訳）

テクニカルノート：本規制において、「sterilized」（滅菌）とは、物理的手法（例えば蒸気）又は化学物質の使用を通じて当該装置から全ての生きた微生物を除去することを意味する。「disinfected」（消毒）とは、殺菌効果のある化学物質の使用を通じて当該装置中の潜在的な微生物の感染能力を破壊することを意味する。「disinfection」（消毒）及び「sterilization」（滅菌）は「sanitization」（洗浄）と区別される。後者は、全ての微生物の感染能力及び生命力の除去を達成することを必要とせず、装置の微生物量を低減するよう設計された洗浄手順を指す。

AGにおいて、化学的方法による消毒（disinfection）をすることのできる装置が、滅菌（sterilization）と並んで規制の対象とされたのは、化学的方法による消毒法が、強力な薬剤を選択することで滅菌に匹敵する微生物殺滅効果を得ることができる手法であり（甲8：17頁の高水準消毒薬をご参照）、かつ、産業界において現に用いられているからである（甲9：Notable Featuresの項をご参照）。

（イ）日本における「解釈」

日本においては、法令上、滅殺菌の定義規定は定められていない。

しかし、経済産業省は、本件政省令の行政内部の運用基準として「輸出貿易管理令の運用について」と題する通達（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号。以下「本件通達」という。）を定めており、AGにおいて本件AG定義が合意されたことを受け、平成15年12月ころ、本件通達を改正し、「滅菌又は殺菌をすることができるもの」について、次の解釈（以下「本件通達解釈」という。）を定めた。

滅菌又は殺菌をすることができるもの
物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない。

もっとも、本件通達解釈は、本件AG定義の原文を忠実に反映したものではなかった。

具体的には、AG原文では、第一文に「滅菌される」（sterilized）の定義、第二文「殺菌される」（disinfected）の定義が置かれ、第三文に「滅菌及び殺菌」と「洗浄」の違いが定められているのに対し、本件通達解釈では、AG原文の第一文と第二文が1文に統合されたほか、原文の一

部の文節が脱漏していた。脱漏した文節は次の2点である。

- ① Disinfected (殺菌) につき、「through the use of chemical agents with a germicidal effect」(殺菌効果のある化学物質の使用を通じて) との文節
- ② 'Disinfection' and 'sterilization' (殺菌及び滅菌) につき、「necessarily achieving elimination of all microbial infectivity or viability」(全ての微生物の感染能力又は生命力の除去を達成することが必要) との文節

なお、論理的には、経済産業省が何らかの目的ないし意図をもって本件AG定義と異なる内容の解釈を定めたものという余地もあるが、国際的な協調が特に重視される輸出管理規制においてAGで明確に合意された内容と異なる規制を、法令の根拠なく行うことは経済産業省の職責を逸脱するものであるし、経済産業省自身、本件通達解釈を定めた際、AGにおける合意にない規制範囲を特に定めるものである旨の説明を行っていなかったことからすると、かかる本件通達解釈とAG原文との齟齬は、経済産業省が本件AG定義と異なる内容の解釈を何らかの目的ないし意図をもって独自に行ったものではなく、翻訳の際の単なる脱漏というほかない。

ともあれ、これら2点の脱漏により、本件通達解釈は、文言上AGで合意された内容を忠実に反映したものといえないばかりか、まるで意味が変わってしまうという点において致命的な不備を抱えることとなった。

本件各事件との関係でいうと、警視庁公安部は、本件各噴霧乾燥器に付属する乾燥用ヒーターを用いて装置内部に熱風を送り続け内部を温めて、装置内の何らかの病原性微生物を死滅させることができれば、「内部の殺菌をすることができる」との規制要件に該当する(乾熱殺菌)との解釈を定立し、かかる解釈に依拠して立件に及んだ。

このような解釈が到底成り立ち得ないのは、本件AG定義から明らか

であるが、本件通達解釈における上記2文節の脱漏は、警視庁公安部に立件に向けた拠り所を与えることとなった。

(2) 他のAG参加国における法令

AGの参加国は、アルゼンチン共和国、オーストラリア連邦、オーストラリア共和国、ベルギー王国、ブルガリア共和国、カナダ、クロアチア共和国、キプロス共和国、チェコ共和国、デンマーク王国、エストニア共和国、フィンランド共和国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、ギリシャ共和国、ハンガリー、アイスランド共和国、アイルランド、インド、イタリア共和国、日本、大韓民国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルクセンブルク大公国、マルタ共和国、メキシコ合衆国、オランダ王国、ニュージーランド、ノルウェー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、ルーマニア、スロバキア共和国、スロベニア共和国、スペイン王国、スウェーデン王国、スイス連邦、トルコ共和国、ウクライナ、英国、米国の42か国及びEUである。

AGにおいて合意された輸出管理規制は、上記参加国のうち、国内法が未整備のトルコ共和国を除く全ての国において国内法化されており、噴霧乾燥器に関する本件要件ハに相当するAG原文 (capable of being sterilized or disinfected in situ.) は、AG原文のまま、又はそれを自国の公用語に直訳されたものが、各国内法において定められている。

そして、本件AG定義についても、トルコ共和国と日本以外の全ての国において、AG原文 ('sterilized' denotes the elimination of all viable microbes from the equipment through the use of either physical (eg steam) or chemical agents. 'Disinfected' denotes the destruction of potential microbial infectivity in the equipment through the use of chemical agents with a germicidal effect. 'Disinfection' and 'sterilization' are distinct from 'sanitization', the latter referring to cleaning procedures designed to lower the microbial content of equipment without necessarily achieving elimination of all microbial infectivity or viability.)

のまま、又はそれを自国の公用語に直訳されたものが、各国内法において定められている（甲10）。

このように、本件AG定義が世界中の先進国において同一の意義を有する滅殺菌概念として法令化されている中であって、日本においては、法令上の定義がないばかりか、AGにおける合意内容を忠実に反映したものとは到底いえない致命的な不備のある内容の解釈が本件通達の中に残されているという状況にある。

(3) 国内における運用状況

ア 経済産業省の所掌事務

日本において、外為法による輸出管理規制につき、国際輸出管理レジームへの出席、国内における政策の立案・推進、法令解釈、不正輸出の審査を一手に所掌するのは、経済産業省である。

具体的には、国際輸出管理レジームのルール形成への参画、並びに外為法によるリスト規制、キャッチオール規制及び包括輸出許可の法令解釈を所掌するのは、貿易経済協力局貿易管理部に置かれる安全保障貿易管理課並びに同課の下に置かれる安全保障貿易国際室及び安全保障貿易検査官室、並びに安全保障貿易審査課である。また、国内における輸出管理規制に関わる法令その他の政策の立案・推進は、安全保障貿易管理政策課が担当している。

イ 経済産業省によるマトリクス表における表記

国内における輸出管理規制を一手に所掌する経済産業省は、輸出者が自己の貨物等について該非判定を行う際に利用するためのツールとして、貨物等省令の定める規制要件及びその経済産業省の運用上の解釈をまとめた「貨物・技術の合体マトリクス表」（以下「マトリクス表」という。）を作成し、経済産業省の安全保障貿易管理に関するホームページに掲載して公表している（甲2・24頁ご参照）。

滅殺菌の解釈については、経済産業省は、本件AG定義が合意されたことを受けた本件通達の改正の際、前述第2・(1)・ウ・(イ)のとおり本件通達解釈を定め、これに対応して、マトリクス表のクロスフローろ過装置の欄にその内容を明記していた。

しかし、平成25年10月に本件政省令を改正して噴霧乾燥器の規制を導入した際、経済産業省は、マトリクス表の噴霧乾燥器の欄に本件通達解釈の内容を記載しなかった（甲11・マトリクス表の「噴霧乾燥器」の欄と「クロスフローろ過装置」の欄をご参照）。

これは、経済産業省自身が、クロスフローろ過装置に関して定められた本件通達解釈を噴霧乾燥器の規制運用上同様の意義を有するものとして用いることを、予定ないし意図していなかったからに他ならない。

現在のマトリクス表の噴霧乾燥器の欄には、本件要件ハの「滅菌又は殺菌をすることができるもの」の解釈として、本件通達解釈の文言が記載されている（甲12）。しかし、経済産業省がこの追記を行ったのは、原告大川原らの逮捕直前の令和2年1月ころであり、経済産業省は、同追記にあたり、その旨を周知する措置を一切講じなかった。

この点、少なくとも同追記がなされるまでの間、経済産業省は、原告会社を含む噴霧乾燥器のメーカーに対し、クロスフローろ過装置に関して定めた本件通達解釈が噴霧乾燥器において同様の意義を有するものとして解釈運用される旨の指導を一切行っておらず、マトリクス表にも記載を行っていなかった。なお、経済産業省はホームページ内（<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law02.html>）において運用通達を公表しているが、運用通達のうち用語解釈の部分は掲載が省略されており（甲13）、輸出者においてはマトリクス表を参照するほかその内容を知る手段がない。

そのため、国内の噴霧乾燥器の輸出者において、本件解釈通達により

該非判定を行うことなど、まったくもって不可能な状況にあった。

ウ 輸出管理品目ガイドンスにおける記述

経済産業省と連携して輸出管理規制の運用支援を行っている一般財団法人安全保障貿易センター（以下「CISTEC」という。）は、生物兵器製造装置関連資機材に関連する輸出管理に携わる実務担当者向けに「輸出管理品目ガイドンス〈生物兵器製造関連資機材〉」（以下「ガイドンス」という。）を発行している。

平成25年12月、平成25年10月の本件政省令改正を踏まえたガイドンス改訂第6版が出版され、噴霧乾燥器に関する規制要件の解説が記載された（甲5・43頁～46頁）。

しかし、ガイドンスにおける本件要件へ関連の記述は次のとおりであり、滅殺菌の解釈について、クロスフローろ過装置に関して定めた本件通達解釈が噴霧乾燥器において同様の意義を有するものとして運用される旨の記述は一切なされていない。なお、ガイドンスはその後数次の改訂を重ねているが、現在もなお、本件要件へ関連の記述に修正はなく、本件通達解釈に関する記載もなされていない（甲6）。

病原性微生物等を扱う装置の特徴；
定置した状態で、内部の滅菌又は殺菌をすることが可能なものが規制対象とされているが、これは、即ち装置を分解せず組み立てた状態で、乾燥粉体が漏れない状態にして、又は製造作業者が粉体を吸入したり、粉体に接触したりすることなく内部を滅菌・殺菌できる構造を示している。これは、規制対象噴霧乾燥器の特徴である。

エ 経済産業省による原告会社への指導監督の状況

原告会社は、本件各噴霧乾燥器はもちろん、噴霧乾燥器に関する輸出管理規制が本件政省令において定められた平成25年10月以降、第一事件につき原告大川原らが逮捕されるまでの間、噴霧乾燥器の輸出につ

き外為法上のリスト規制に基づく輸出許可申請を一度も行ったことがなかった。

これは、原告会社において海外営業担当の取締役であった原告島田が、本件要件ハは、蒸気滅菌できるもの、及びやく薬液消毒を可能にするCIP（Cleaning In Place：定置洗浄）システムを備えた噴霧乾燥器を意味するのであり、付属ヒーターから熱風を送り込むという全ての噴霧乾燥器が備えている機能をもってこれに該当するものでないと認識していたためである。

また、原告会社は、平成28年7月、CISTECの要請を受け、CISTECとの間で本件要件ハの運用に関する意見交換の会議を行った。その際においても、洗浄後の乾燥運転で結果的に殺菌することができる場合はあるが、原告会社の噴霧乾燥器に規制該当品はない旨を明確に回答していた。

しかし、経済産業省及びCISTECから原告会社に対して、本件通達解釈を示した指導が行われたことは一切なく、原告会社による噴霧乾燥器の輸出につき、経済産業省による事後審査（甲2 41頁ご参照）、行政指導、行政処分が行われたことも一切なかった。

また、上記の原告会社とCISTECとの会議においても、CISTECから原告会社に対して、本件通達解釈はその存在すら示されなかった。

なお、本件要件ハに関する上記原告島田の認識は、AGにおいて噴霧乾燥器に対する規制が合意された際、平成24年3月に、経済産業省の担当者から伝えられた滅殺菌要件に関する米国の説明に基づく。米国の説明は、規制対象が蒸気滅菌に限定されないのは、産業界において蒸気滅菌よりむしろ薬液消毒を用いた装置がみられるからであるというものであった。そのため、原告島田は、AGの滅殺菌要件が、蒸気殺菌に加

えて薬液消毒を規制対象とするものであると理解し、薬液消毒を可能にするC I Pシステムが付加されたものでない限り本件要件ハに該当しないと考えていた。

オ 他社における輸出許可申請の状況

滅殺菌要件に関する原告会社の認識は、原告会社の独自の見解ではなく、国内の噴霧乾燥器業界において一般的なものであった。

実際、噴霧乾燥器に関する輸出管理規制が政省令において定められた平成25年10月15日以降、原告会社が本件各噴霧乾燥器を輸出する時までの間、噴霧乾燥器の輸出につき外為法上のリスト規制に基づく輸出許可申請を行った例は、藤崎電機株式会社（以下「藤崎電機」という。）のみであり、藤崎電機以外の他のメーカーの製品について輸出許可申請がなされたことは一度もなかった。

また、藤崎電機の輸出許可申請にしても、後述するとおり、本件要件ハの定めが曖昧なため熱風が出る以上殺菌できる可能性はあるとの独自の素人的判断により申請されたものにすぎず、本件通達解釈に該当するものとして申請がなされたものではなかった。

カ 小括

このように、日本において、本件要件ハの「滅菌又は殺菌をすることができるもの」の意義については、クロスフローろ過装置に関して置かれた本件通達解釈が本件通達上存在はするものの、国際的に合意された本件AG定義との対比で重大な脱漏があるばかりか、輸出管理規制を所掌する経済産業省及びC I S T E Cの運用上も噴霧乾燥器の規制要件との関係において当該解釈は用いられておらず、国内の業界においても本件通達解釈に従って輸出許可申請を行っているメーカーは皆無であって、本件要件ハの解釈として到底合理性を有するものではない。

(4) 他国における運用状況

AGの主要参加国である米国の政府発行の解説書である「AGコモンコントロールリストハンドブック」においては、規制対象品の「特記すべき特徴」(Notable Features)として、規制対象となる噴霧乾燥器の特徴が具体的に記述されているが、滅殺菌要件との関係で挙げられているのは、「定置した状態で蒸気滅菌をすることのできる噴霧乾燥器」(a spray dryer capable of in situ steam sterilization)と、「これと同様のことができる定置した状態での殺菌性化学物質による消毒」(disinfection in situ, which also can be done with germicidal chemicals)のみである(甲9)。

付属ヒーターにより内部に熱風を送ることができる機能は全ての噴霧乾燥器に共通の機能であるから、これをもって規制対象と扱うのであれば当然触れられているべき特徴であるところ、乾熱殺菌なる機能については一切触れられていない。

また、同ハンドブックは、規制対象の噴霧乾燥器の「典型的な用途」として医薬品用途を挙げる一方、食品、セラミックス、化学業界において使用される噴霧乾燥器はAG規制の仕様を満たす可能性は「著しく低い」と明記している(甲9)。

付属ヒーターにより内部に熱風を送ることができる機能は、食品、セラミックス、化学業界において使用される全ての噴霧乾燥器に共通の機能であるところ、同機能をもって規制の仕様を満たしうるのであれば、規制の仕様を満たす可能性が「著しく低い」などと記載されるはずがない。

これらの記載からすると、同ハンドブックが規制対象とする噴霧乾燥器は、定置した状態での蒸気滅菌又は薬液消毒の機能が付いた、典型的には医薬品分野で使用される噴霧乾燥器であることは明らかである。

なお、同ハンドブックは、米国政府発行のものとはいえ、AGのホームページにおいて「ハンドブック」として掲載・公表されており、AGで合意さ

れた規制内容及びその趣旨，運用等を示す唯一の公認解説書として認知されているものである（甲14）。

このように，世界的にみても，粉体製造後に付属ヒーターによる熱風を内部に送り込んで内部の何らかの微生物を殺滅できれば規制該当としてよい，といった解釈・運用などなされていない。このことは，日本以外の他国において，本件AG定義が忠実に国内法化されていることの当然の帰結である。

4 本件各噴霧乾燥器の性能（滅殺菌要件との関係において）

(1) 定置した状態での装置内部の「sterilization」（滅菌）

本件各噴霧乾燥器はいずれも，定置した状態で装置内部の滅菌をする機能を備えていない。

乾熱滅菌との関係では，日本薬局方の定める乾熱滅菌法の条件（160℃以上を120分間保つなど）を満たす性能を有していない。蒸気滅菌，ガス滅菌など，乾熱滅菌以外の滅菌についても，そのような性能はない。

なお，噴霧乾燥器一般でいうと，定置した状態で蒸気滅菌をする機能を備えることが理論上可能であるものの，装置全体の耐圧性を確保するためのコストが高いことから，蒸気滅菌機能付きの噴霧乾燥器は殆ど製造されていない（甲9）。

(2) 定置した状態での装置内部の「disinfection」（消毒）

本件各噴霧乾燥器はいずれも，定置した状態で，殺菌効果のある化学物質の使用を通じて当該装置中の潜在的な微生物の感染能力を破壊する機能（AG原文による being disinfected in situ をする性能）を備えていない。

なお，噴霧乾燥器一般でいうと，定置した状態で装置内部を薬液消毒することのできるCIPシステムを付加した医薬品向けの噴霧乾燥器は存在するが（甲9），汎用的な噴霧乾燥器と比べて高価である。

(3) 本件各噴霧乾燥器の乾熱性能

ア 乾熱性能上の特徴

一般に、噴霧乾燥器に付属する乾燥運転用のヒーターを用いて装置内部に熱風を送り続けると、装置内部の温度は上昇する。熱風は乾燥室の上部から乾燥室に送られ、乾燥室下部から配管を通してサイクロン上部に抜け、さらにバグフィルタのある噴霧乾燥器の場合はサイクロンから配管を通してバグフィルタに抜け、排風機から装置外に排出される。そのため、大まかにいえば、熱風の流れる上流にある乾燥室の上部が最も温度が上がりやすく、下流にあるサイクロン、バグフィルタ、排風口は比較的溫度が上がりにくい。

しかし、噴霧乾燥器の構造上、熱風が通りにくい箇所が存在する。熱風が通りにくい箇所は、熱風からの熱が伝わりにくく、温度が上がりにくい。例えば、サイクロンの下部及びそれに接続される製品回収用ポット（サイクロンポット）は、熱風の主な流れから外れるため、サイクロンの上部と比べると熱が伝わりにくい。

さらに、本件各噴霧乾燥器には、乾燥室内及びサイクロンへのダクト部内に、内部温度等を測定する計器を挿入するための「測定口」と呼ばれる突起部位が存在し、非常に熱風が通りにくい構造であるため温度が特に上がりにくいデッドポイントになっている（別紙「本件各噴霧乾燥器の構造」の構造図をご参照）。

特に、乾燥運転により粉体を製造した後は、狭い測定口に粉体が堆積・残留するため、堆積した粉体による断熱により、一部の粉体にさらに熱が伝わりにくい状態となる。

イ 乾熱時の内部温度（粉体なし）

原告会社は、令和2年7月28日、原告会社の所有する本件噴霧乾燥器1の同型機（RL-5型）を用いて、装置内部に粉体が堆積していない

空の状態、熱風入口温度を240℃に設定して装置内部に熱風を送り続け、熱風の流れから外れたバグフィルタ下部のほか、特に温度が上がりにくいとみられる測定室及びサイクロン入口の各測定口を含む複数の箇所の温度を測定した。

その結果、バグフィルタ下部は126.6℃まで上昇したのに対し、乾燥室測定口は53.0℃、サイクロン入口測定口は96.8℃までしか上がらなかった（甲15）。

原告会社はまた、令和2年7月21日、原告会社の所有する本件噴霧乾燥器2の同型機（L-8i型）を用いて、装置内部に粉体が堆積していない空の状態、熱風入口温度を240℃に設定して装置内部に熱風を送り続け、熱風の流れから外れたサイクロン下部のほか、特に温度が上がりにくいとみられる測定室及びサイクロン入口の各測定口を含む複数の箇所の温度を測定した。

その結果、サイクロン下部は141.9℃まで上昇したのに対し、乾燥室測定口は59.2℃、サイクロン入口測定口は99.1℃までしか上がらなかった（甲16）。

このように、本件各噴霧乾燥器の乾燥室測定口は、付属ヒーターから装置内部に熱風を送り続けても、内部温度は50℃程度にしか上がらない。

ウ 乾熱時の内部温度（粉体あり）

原告会社は、令和3年2月15日、原告会社の所有する本件噴霧乾燥器1の同型機（RL-5型）を用いて、乾燥運転による粉体製造後、粉体が堆積・残留したそのまま状態で、熱風入口温度を240℃に設定して装置内部に熱風を送り続け、バグフィルタ下部、測定室及びサイクロン入口の各測定口を含む複数の箇所の温度を測定した。

その結果、バグフィルタ下部は94.9℃まで上昇したのに対し、乾

乾燥室測定口は34.8℃、サイクロン入口測定口は61.1℃までしか上がらなかった（甲17）。

原告会社はまた、令和3年2月8日、原告会社の所有する本件噴霧乾燥器2の同型機（L-8i型）を用いて、乾燥運転による粉体製造後、粉体が堆積・残留したそのまま状態で、熱風入口温度を240℃に設定して装置内部に熱風を送り続け、サイクロン下部、測定室及びサイクロン入口の各測定口を含む複数の箇所の温度を測定した。

その結果、サイクロン下部は136.9℃まで上昇したのに対し、乾燥室測定口は38.0℃、サイクロン入口測定口は54.0℃までしか上がらなかった（甲18）。

このように、本件各噴霧乾燥器の測定口は、装置内部に粉体が堆積・残留している状態では、粉体のない状態と比べ、さらに温度が上がりにくい。

なお、粉体が1ミリメートル以上堆積している状態では、乾熱で9時間50℃に加熱し続けても、粉体化した大腸菌を死滅させることはできない（甲19）。

エ 乾熱による殺菌性能

原告会社は、令和3年5月25日から28日にかけて、原告会社の所有する本件噴霧乾燥器1の同型機（RL-5型）を用いて、乾燥運転により大腸菌の粉体を製造後、粉体が堆積・残留したそのまま状態で、熱風入口温度を240℃に設定して装置内部に熱風を9時間送り続け、測定室及びサイクロン入口の各測定口を含む複数の箇所から粉体を採取し、これを培養して大腸菌集落が存在するかの検査を行った。

その結果、サイクロン入口の測定口から採取した粉体について、大腸菌の集落の形成が確認された（甲20）。

原告会社はまた、令和3年5月27日から31日にかけて、原告会社

の所有する本件噴霧乾燥器2の同型機（L-8 i型）を用いて、乾燥運転により大腸菌の粉体を製造後、粉体が堆積・残留したそのまま状態で、熱風入口温度を240℃に設定して装置内部に熱風を9時間送り続け、測定室及びサイクロン入口の各測定口を含む複数の箇所から粉体を採取し、これを培養して大腸菌集落が存在するかの検査を行った。

その結果、乾燥室及びサイクロン入口の各測定口から採取した粉体について、大腸菌の集落の形成が確認された（甲21）。

このように、本件各噴霧乾燥器のいずれについても、測定口に堆積・残留した粉体となった大腸菌は、その後装置内部に9時間熱風を送り続けても、その全てを死滅させることはできない。

(4) 曝露を防止する性能

ア 本件各噴霧乾燥器は曝露防止のための構造を有していない

前述第2・3・(1)・ウのとおり、本件要件ハの趣旨は、製造前後における作業者の被曝防止である。そのため、製造された粉体のうち製品として回収されない全ての粉体に含まれる細菌等を、曝露させることなく殺滅することができなければならない。

しかし、本件各噴霧乾燥器は、内部の滅菌又は殺菌を予定したものでないため、曝露を防止するための構造を有していない。

第一に、本件各噴霧乾燥器において、付属の乾燥用ヒーターから装置内部に送り込まれる熱風は、乾燥室、サイクロン等を通過して、排風機からダクトへと排出される（オープン型と呼ぶ。別紙「本件各噴霧乾燥器の構造」ご参照）。したがって、粉体の製造時はもちろん、粉体の一部が装置内部内に堆積・残留している状態で付属ヒーターから送風すれば、装置内の粉体の一部が排風機から外部に排出され、曝露が生じることとなる。

この点、本件噴霧乾燥器1には、排風機の先に「HEPAフィルタ」

と呼ばれる集塵フィルタが取り付けられている（本件噴霧乾燥器 2 には取り付けられていない。）。しかし、H E P A フィルタを二重に設置しなければ全ての粉体を捕集することができないところ、本件噴霧乾燥器 1 は H E P A フィルタを二重に設置できる構造を有しておらず、曝露を完全に防止することができない。

第二に、一般に、噴霧乾燥器により製造された粉体はサイクロン下部に取り付けられた製品回収用ポット（以下「サイクロンポット」という。）に溜まり、乾燥運転後、サイクロンポットを取り外して製品として回収される。製品回収時の曝露を防止するには、サイクロン下部とサイクロンポットの接続部分にスプリットバタフライバルブと呼ばれる特殊な部品を用いる必要がある。

しかし、本件各噴霧乾燥器は、いずれも曝露防止を予定していないため、スプリットバタフライバルブは用いられておらず、製品回収時に曝露が生じることとなる。

イ 粉体飛散の実験

実際、原告会社は、令和 2 年 1 0 月 2 9 日、原告会社の所有する本件噴霧乾燥器 1 の同型機（R L-5 型）に本件噴霧乾燥器 1 と同様の H E P A フィルタを取り付けたものを用いて、噴霧乾燥中における排気ダクトからの粉体飛散の状況、及び製品回収中におけるサイクロンポットからの粉体飛散の状況を測定した。その結果、いずれにおいても粉体が飛散していることが確認された（甲 2 2 の 1）。

原告会社はまた、令和 2 年 1 0 月 3 0 日、原告会社の所有する本件噴霧乾燥器 1 の同型機（L-8 i 型）を用いて、噴霧乾燥中における排気ダクトからの粉体飛散の状況、及び製品回収中におけるサイクロンポットからの粉体飛散の状況を測定した。その結果、いずれにおいても粉体が飛散していることが確認された（甲 2 2 の 2）。

このように、本件各噴霧乾燥器はいずれも、曝露防止のための構造を有しておらず、乾燥運転中、及び製品回収中において、内部の粉体が外部に飛散してしまう。

5 警視庁公安部による捜査（捜査差押前）

(1) 噴霧乾燥器メーカー及びユーザーにおける状況の捜査

ア 概要

警視庁公安部は、遅くとも平成29年5月ころには、同部外事第一課に所属する巡査長が入手した端緒情報に基づき、原告会社による噴霧乾燥器の輸出に関して、捜査に着手した。

具体的には、同課第5係に所属する[]警部、[]警部補（以下「[]警部補」という。）らにおいて、日本における噴霧乾燥器メーカーから取り扱う製品に関する該非判定の状況等、噴霧乾燥器のユーザーから噴霧乾燥器の内部の滅殺菌の方法等の聴取を行った。

これらの聴取結果については「メモ」と題する文書（以下「捜査メモ」という。）の形で整理され、警視庁公安部内に保存・管理された。

イ 国内の噴霧乾燥器のメーカーにおける該非判定の状況

警視庁公安部は、平成29年5月から9月ころにかけて、日本における噴霧乾燥器メーカーである、日本ビュッヒ株式会社、GEAプロセスエンジニアリング株式会社、藤崎電機、株式会社パウダリングジャパン、アイエス・ジャパン株式会社（以下、「アイエスジャパン」という。）からの聴取を行い、捜査メモに記録した。

そして、これらの聴取の結果、警視庁公安部は、当時において外為法上のリスト規制に基づく輸出許可の申請を行ったことがあるという会社は藤崎電機のみであったとの事実を把握した。

例えば、日本ビュッヒ株式会社は、規制に該当する噴霧乾燥器とは滅菌・殺菌を可能にするために専用設計されたものをいい、同社において

滅菌・殺菌可能な噴霧乾燥器の取扱いはない旨を述べた。

G E Aプロセスエンジニアリング株式会社は、

- ① ドイツ本国のG E A本社は、分解をしないで内部を滅菌状態にできる機器（ASEPTICSD 噴霧乾燥器）のほか、内部を殺菌状態できる数種の機器を揃えており、このうち殺菌に関しては、ヨーロッパのGMPの基準を満たしているが、国内の他メーカーではこの基準を満たしていないはずである。
- ② 業界ではC I P機能を有する機器は、コストが格段に跳ね上がるという共通した認識があり、例えば、2000万円のものが2億円を超えるなど、10倍以上になることもある。そこで、GMP等の基準を満たさない他社の機種の場合、C I P機能の有無を謳っているか否かにより、殺菌できるか否かの判断をしていると思われる。

旨を述べた。

株式会社パウダリングジャパンは、洗浄して熱をかければある程度の殺菌はできると思うが、噴霧乾燥器自体完全な滅菌ができる器械ではなく、オープン型のシステムでは外気から細菌が流入してしまうと述べた。

アイエスジャパンは、

- ① 日本における噴霧乾燥器業界には、同社のほか、原告会社、G E A、パウダリングジャパンあたりが競合になる。
- ② ユーザーは、製造後分解して洗浄後に乾燥を行うのが通常である。
- ③ ユーザーは何度も製造するので、洗浄前に乾熱滅菌をすることはないと思うし、ユーザーからも聞いたことがない。

旨を述べた。

他方、唯一、リスト規制に基づく許可を申請したことのある藤崎電機は、

- ① 殺菌の概念がそもそもあいまいであり、加熱すればある程度殺菌は

できる。そのため、一応該当にした方がいいと判断し、現在まで該非判定を行ってきた。

② パラメータシート上に「殺菌できる可能性がある」と記載した理由は、殺菌の概念があいまいだったことと検査データを持っていなかったため殺菌できるとは断言できなかったからである。

③ 熱風が出るから熱殺菌できるというシンプルな解釈を基に本件要件ハに「該当」と判断したと述べた。

以上のとおり、警視庁公安部は、遅くとも平成29年9月までに、国内の噴霧乾燥器メーカー各社への聴取の結果、藤崎電機を除く全てのメーカーにおいて、乾熱殺菌により本件要件ハに該当しうるものとは捉えられておらず、該当品としての輸出許可申請は行われていない事実を把握した。また、藤崎電機についても、「殺菌」の概念がそもそも曖昧であることから、乾熱によりある程度（日常用語としての）殺菌はできる可能性がある以上「一応該当にした方がいい。」との判断で輸出許可申請を行ったにすぎず、本件通達解釈に従って輸出許可申請を行ったものではないとの実態を把握した。

そして、警視庁公安部は、上記聴取結果のうち、藤崎電機を除く日本ビュッヒ株式会社、GEAプロセスエンジニアリング株式会社、株式会社パウダリングジャパン、アイエスジャパンの捜査メモについて、聴取結果報告書を作成せず、かつ聴取した内容を起訴前に検察官に引き継がなかった。

ウ 噴霧乾燥器のユーザーにおける乾熱滅菌・乾熱殺菌の実態

警視庁公安部は、平成29年5月から平成30年1月ころにかけて、日本における噴霧乾燥器のユーザーである、Meiji Seikaファルマ株式会社、森永乳業株式会社、小川香料株式会社、長谷川香料株式

会社，ナガセ医薬品株式会社，日清ファルマ株式会社，株式会社高純度化学研究所，東亜薬品工業株式会社，日産化学株式会社，秋田県総合食品研究センター，日産化学工業株式会社，OATアグリオ株式会社，東芝燃料システム株式会社，大阪府立環境農林水産総合研究所，横浜国立大学多々見研究室から情報を聴取し，捜査メモを記録した。

そして，聴取の結果，日本において，乾燥運転後に分解洗浄ないし定置洗浄を経ずに，噴霧乾燥器付属のヒーターによる乾熱で内部の殺菌を行っているユーザーは，皆無である事実を把握した。

例えば，森永乳業株式会社は，洗浄後に空焚きを行っているが，この際の空焚きはいくまで水分を取り除くことが目的であり「乾熱殺菌」という意識ではない，と述べた。

小川香料株式会社は，通常は分解した後，温水洗浄，中性洗剤洗浄，自然乾燥，組立・運転前暖気運転の流れでメンテナンスしている，分解しないで洗浄することは無理である，と述べた。

長谷川香料株式会社は，

- ① 機器を分解して洗剤で洗浄後120℃の蒸気で殺菌し，機器を組み上げて内部を暖気で乾燥させている。
- ② 警視庁公安部から，分解をせずに機器の内部を殺菌する方法として「熱風での殺菌」という提案を受けたが，現場ではあり得ない作業工程である。その理由は，噴霧乾燥器で粉体を製造する際，自然と機器内部に多量の粉体が付着するからである。これを洗浄せずに熱風を流すと，その燃えかすが機器にこびり付く。この作業を繰り返した場合，その燃えかすは発火して危険な状態になり，機器も劣化する。

と述べた。

ナガセ医薬品株式会社は，洗浄後，配管を組み立て，すぐに空焚きを3時間実施するが，空焚きは乾燥のためであり，殺菌目的ではない，と

述べた。

東亜薬品工業株式会社は、

- ① 洗浄後に乾熱殺菌を行っており、温度や時間は日本薬局方に定める乾熱滅菌を基準としている。殺菌工程については、滅菌に近い殺菌と認識している。
- ② 機器内部の温水洗浄は欠かせない。ただし、仮に温水洗浄をせずに乾熱殺菌を行った場合、粉体の厚みが薄ければ殺菌できると考える。

と述べた。

大阪府立環境農林水産総合研究所は、洗浄せずに粉体の状態で乾燥運転したことはないが、粉体の脂肪分が焦げつき、その下の菌は生き残る可能性がある、と述べた。

以上のとおり、警視庁公安部は、遅くとも平成30年1月には、国内において、噴霧乾燥器のユーザーが、粉体製造後、内部の洗浄を行わずに付属ヒーターからの乾熱で内部を殺菌するという使い方など行っていない実態を把握した。

そして、警視庁公安部は、上記聴取結果のうち、東亜薬品工業株式会社を除く森永乳業株式会社、小川香料株式会社、長谷川香料株式会社、ナガセ医薬品株式会社、大阪府立環境農林水産総合研究所の捜査メモについて、聴取結果報告書を作成せず、かつ聴取した内容を起訴前に検察官に引き継がなかった。

(2) 「殺菌」の解釈

ア 四ノ宮教授からの聴取

警視庁公安部は、本件要件への解釈を行うにあたり、生物テロに対する防衛医学や病原体学の研究を行い、病原体にかかる輸出管理規制の関係で経済産業省との関わりがあり、AGに関する知見も有する有識者として、防衛医科大学校の四ノ宮成祥教授（以下「四ノ宮教授」という。）との間

で、平成29年5月18日から平成30年3月19日にかけて数次にわたり打合せを行った上、次の供述を得た。

- ① AGで決定した原文は忠実に反映させる原則があり、経済産業省は、有識者の意見を参考にして作成している。
- ② 本件要件ハのうち「滅菌又は殺菌をすることができるもの」の解釈については、マトリクス表におけるクロスフローろ過装置の規定、すなわち本件通達解釈が準用される。
- ③ 殺菌の対象とすべき細菌は、法令上明記されておらず、省令に記載されている細菌は病原性・毒性が非常に強いことから、これらの細菌は全て生物兵器に該当する。
- ④ 一番問題となるであろう被曝の点では、ある特定の病原性細菌を噴霧乾燥器で製造した場合、定置した状態でその製造した細菌を全て殺すことができれば、分解したときに被曝して人体に実害を与えるおそれはない。
- ⑤ 本件要件ハの解釈は「定置した状態で、製造した貨物等省令2条の2第1項二号に記載されている病原性微生物を全て死滅させて感染能力を失わせること」をいう。
- ⑥ 滅殺菌することが求められる箇所は、病原体が粉体の状態で残留している全ての箇所である。

四ノ宮教授の言及する「貨物等省令2条の2第1項二号に記載されている病原性微生物」とは、次のとおりである。四ノ宮教授によれば、これらの微生物のうち1種類でも、製造した粉体を全て死滅させて感染能力を失わせることができれば、「内部の殺菌をすることができる」に該当することになる。

アルゲンチネンス菌（ボツリヌス神経毒素産生株に限る。）、ウェルシュ菌（イプシロン毒素産生型のものに限る。）、ウシ流産菌、オウム病

クラミジア，牛肺疫菌（小コロニー型），コクシエラ属バーネッティイ，コレラ菌，志賀赤痢菌，炭疽菌，チフス菌，腸管出血性大腸菌（血清型O26，O45，O103，O104，O111，O121，O145及びO157），発疹チフスリケッチア，バラチ菌（ボツリヌス神経毒素産生株に限る。），鼻疽菌，ブタ流産菌，ブチリカム菌（ボツリヌス神経毒素産生株に限る。），ペスト菌，ボツリヌス菌，マルタ熱菌，山羊伝染性胸膜肺炎菌F38株，野兔病菌又は類鼻疽菌

もつとも，かかる四ノ宮教授の見解は，①殺菌（disinfected）は殺菌効果のある化学物質の使用を通じて（through the use of chemical agents with a germicidal effect）行われるものであること，②「殺菌及び滅菌」（disinfection and sterilization）は全ての微生物の感染能力又は生命力の除去を達成することが必要（necessarily achieving elimination of all microbial infectivity or viability）であること，とする本件AG定義と明らかに異なる内容であり，「AGで決定した原文は忠実に反映させる原則がある」との四ノ宮教授自身の知見とも矛盾するものであった。

それにもかかわらず，警視庁公安部は，本件AG定義との間に矛盾がある点に関して，四ノ宮教授の見解を確認せず，又は黙殺した（捜査メモにも残されなかった）。

イ 警視庁公安部による殺菌の解釈

警視庁公安部は，平成30年1月5日，主に四ノ宮教授からの聴取結果に基づき，本件要件ハのいう「殺菌」について，

- ① 殺菌とは，当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することをいう（本件通達解釈の採用）
- ② より明確には，機械装置内の特定又は不特定多数の病原菌等有害な菌を全て死滅させること捉える

との解釈を採用した。

ウ 警視庁公安部による殺菌解釈の前提の捏造

上記の警視庁公安部による「殺菌」の解釈は、四ノ宮教授の見解だけでなく、他の数名の有識者においても同様の見解であることを前提とするものとされている。

具体的には、解釈の根拠として、四ノ宮教授に加えて、

- ① 千葉大学大学院医学研究院の清水健准教授（以下「清水准教授」という。）らから平成29年11月2日及び同月22日に聴取した内容
- ② 武蔵野大学薬学部の佐々木次雄（以下「佐々木教授」という。）から平成29年10月23日及び同年12月19日に聴取した内容
- ③ 東京慈恵医科大学の浦島充佳教授（以下「浦島教授」という。）から平成29年12月22日に聴取した内容

が列挙されている。

しかし、このうち清水准教授にかかる聴取結果報告書（ 警部補作成）に3頁にわたり記述された殺菌の解釈論は、同報告書の基となった捜査メモに全く言及されていないものであった。すなわち、聴取結果報告書の作成にあたり 警部補が清水准教授の供述を捏造したものであった。

また、佐々木教授にかかる聴取結果報告書（ 警部補作成）には、「潜在的な微生物」の意義について、「特定の菌や不特定多数の菌」のことを指していると、あたかも特定の菌を意味する場合もあるかのように記載されているが、その基となる捜査メモには、潜在的な微生物とは、不特定多数の菌を示し、潜在的な感染能力とは菌の種類が不明であることを示している旨が明記されていた。すなわち、あたかも特定の菌の殺滅をもって殺菌に該当するかのように歪曲ないし捏造されたものであった。

結局のところ、警視庁公安部が引き合いに出した有識者の見解のうち、

四ノ宮教授の見解に沿うのは、浦島教授のみであった。

エ 異論を唱える多くの有識者の見解

上記のとおり、警視庁公安部は、四ノ宮教授（及び浦島教授）から得た「定置した状態で、製造した省令2条の2第1項二号に記載されている病原性微生物を全て死滅させて感染能力を失わせることができるもの」との聴取結果に依拠して、「大腸菌等、省令に定める微生物のどれか1種類でも死滅させることができれば当該要件に該当する。」との解釈を打ちたて、以降の捜査における立証命題とした。

しかし、実際には、警視庁公安部は、この解釈に異論を唱える多くの有識者の意見を聴取していた。

例えば、警視庁公安部は、平成29年9月25日、金沢学院大学の矢野俊博教授（以下「矢野教授」という。）から

- ① 滅菌は、日本薬局方では全ての微生物を殺滅又は除去することと定義されている一方、殺菌に明確な定義はなく、特定の微生物を殺すことであり、その程度の基準もない。
- ② 殺菌全体にかかる指標菌はない。
- ③ 乾熱で全ての細菌を殺すには、「140℃で3時間を要する」と文献にある。
- ④ 噴霧乾燥器が、生物兵器を製造しうるという理由で規制の対象になっているのであれば、炭疽菌等の殺傷能力が高い菌を人体に実害を与えない程度、滅菌レベルまで殺すことを要すると思われる

旨を聴取した。なお、炭疽菌は、細菌のうち熱に強いとされる芽胞菌の一種である。

平成29年11月17日には、健栄製薬株式会社取締役研究開発部部长ら（以下「健栄製薬研究開発部部长」という。）から、

- ① 殺菌は単に行為を指す言葉であり、定量的な定義を持っていないこ

とから、結果として証明することは難しい。

- ② 本件要件ハの解釈は「作業員の曝露防止のために滅菌又は殺菌が可能な器械が該当」と説明していることは明らかで、生物兵器製造という観点から判断すれば、芽胞菌を殺滅したという結果を出さないと該当とは言えないと思う。

旨を聴取した。

平成29年11月29日には、東京医療保険大学の大久保憲名誉教授（以下「大久保教授」という。）から、

- ① 本件要件ハは、AG原文からすれば生物学的には「原位置で滅菌又は消毒が可能である」という訳となるのであり、生物学や感染学では殺菌という言葉は使用しない。
- ② 「殺菌できるもの」の証明としては、乾熱の場合、160℃から180℃の温度にならないと、滅菌も消毒もできるとは言えず、乾熱で行う場合の指標菌はバチラス属の芽胞菌を使用すべき

旨を聴取した。

これらの有識者の見解は、主に、噴霧乾燥器を生物化学兵器の製造に供する以上、ある特定の菌の殺滅をもって殺菌に該当するとすることはできず、病原性微生物のうち熱に強い芽胞菌をも殺滅できるものでなければならない、というものであり、「大腸菌等、省令に定める微生物のどれか1種類でも死滅させることができれば当該要件に該当する。」との解釈に反するものである。

そして、警視庁公安部は、これと同様の指摘を、遅くとも平成29年12月までには、規制当局である経済産業省からも受けていた。

警視庁公安部は、これら多数の有識者及び経済産業省から指摘を受けながら、これらの指摘を黙殺し、本件AG定義との矛盾を孕む四ノ宮教授の見解に依拠して、「殺菌」の解釈を打ち立てた。

警視庁公安部はまた、上記の矢野教授、健栄製薬研究開発部部長、大久保教授、経済産業省からの聴取結果について、聴取結果報告書を作成せず、聴取した内容を起訴前に検察官に引き継がなかった。

オ 法令及び本件通達解釈の文言の不備

(ア) 有識者からの指摘

警視庁公安部は、有識者からの「殺菌」の解釈に関する見解の聴取の過程において、本件要件ハの文言（「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」）、及び本件通達解釈の文言（「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない。」）に不備があるとの指摘を受けていた。

第一に、本件要件ハ及び本件通達解釈にある「殺菌」の文言は、AGの規制要件における「disinfected」を和訳したものであるところ、「消毒」と訳するのが正しいという指摘である。

大久保教授は、平成29年12月15日、AG原文にある disinfected という単語は医療界では殺菌ではなく消毒と訳されており、殺菌は bactericidal という単語を指す旨を指摘した。同月14日、岐阜大学の田中香お里教授（以下「田中教授」という。）は、AG原文の「disinfected」は医療界では消毒を指す単語であり、殺菌という単語は bactericidal を使用している旨を指摘した。同月19日、佐々木教授は、本件通達解釈の「潜在的な微生物の伝染能力の破壊」とは、日本薬局方における「消毒」の定義と同じことを意味している、と指摘した。

第二に、本件通達解釈にある「伝染能力」の文言について、四ノ宮教授は、平成29年11月15日、AGの原文では「infectivity」であり、

ここでは伝染ではなく感染という和訳をするべきであると指摘した。同様の指摘は、同年12月19日に佐々木教授、同月22日には浦島教授からもなされた。

(イ) 致命的な不備の不検証

上記のとおり、警視庁公安部は、本件通達解釈のうち「殺菌」及び「伝染能力」の文言について、本件AG定義の文言に照らし不備がある旨の指摘を、四ノ宮教授を含む複数の有識者から受けていた。

しかし、これまで繰り返し述べたとおり、本件通達解釈のより重大な不備は、本件AG定義に置かれた2つの文節、すなわち

- ① Disinfected (殺菌) につき、「through the use of chemical agents with a germicidal effect」(殺菌効果のある化学物質の使用を通じて) との文節
- ② 'Disinfection' and 'sterilization' (殺菌及び滅菌) につき、「necessarily achieving elimination of all microbial infectivity or viability」(全ての微生物の感染能力又は生命力の除去を達成することが必要) との文節

の脱漏である。この点は、本件通達解釈の内容が本件AG定義と異なる意味で捉えられるおそれを生じさせる点において、「disinfected」及び「infectivity」の誤訳以上に致命的な不備であった。

ところが、これら本件通達解釈の重大な不備について、警視庁公安部はその存在を知りつつ、問題の顕在化を恐れ、四ノ宮教授ら有識者に対する照会すら行わず、又はその聴取結果を黙殺した(捜査メモに残さなかった。)

(3) 経済産業省からの聴取

警視庁公安部は、平成29年10月から平成30年2月までの間に、少なくとも13回にわたり、経済産業省の安全保障貿易管理課ないし同課下に置

かれる検査官室との面談又は電話による聴取を行い、これらの面談・聴取結果について捜査メモを作成した。なお、経済産業省からの聴取に先立って、C I S T E Cの職員からも複数回にわたり聴取を行った。

これらの面談・聴取の過程において、警視庁公安部は、安全保障貿易管理課より、少なくとも次に列挙する指摘を受けた。

- ① 噴霧乾燥器の輸出に関し、外為法上のリスト規制に基づく許可を申請した例は、当該聴取の時点において、藤崎電機によるもののみであった。藤崎電機以外の他のメーカーからの許可申請は一度もなされたことがなかった。
- ② 経済産業省の知る限り、日本国内において噴霧乾燥器を洗浄せずに内部の乾熱殺菌を行っているユーザーはない。
- ③ 乾熱による細菌の耐熱性実験を行う場合、指標菌は芽胞菌を用いるべきではないか。
- ④ 本件要件への趣旨は曝露防止であり、規制該当というには粉体の曝露を防止できる必要がある。

警視庁公安部は、これら複数回に及ぶ経産省からの聴取結果について、聴取結果報告書を作成せず、聴取した内容（捜査メモ）を起訴前に検察官に引き継がなかった。

(4) 細菌の耐熱性試験

ア 概要

警視庁公安部は、噴霧乾燥器の乾熱により装置内部を殺菌することができることの実証のため、有識者に対し、貨物等省令2条の2第1項二号に記載されている病原性微生物のいくつかにつき、100℃前後の乾熱処理により死滅させることができるか、との照会を行った。

具体的には、清水准教授と田中教授それぞれとの間で試験方法につき事前打合せを行った上で、次のとおり実験を依頼し、その結果の報告を

受けた。

イ 千葉大学 清水健准教授による実験

清水准教授は、平成29年11月22日、大腸菌O157の乾熱に対する熱感受性に関する警視庁公安部の照会に対し、100℃を60分間保つ乾熱処理により大腸菌O157が死滅した旨の実験報告書を提出した。

ただし、この実験は、細菌が含まれる培養液をスライドグラス上に乗せ、室温で放置して乾燥させた後、100℃に保温した乾熱滅菌器に入れて熱処理を行ったものである。実際に噴霧乾燥器内部に細菌の粉体が堆積した状態で行った実験ではなく、また、粉体化した菌を用いたものでもなかった。

ウ 岐阜大学 田中香お里教授による実験

田中教授は、平成30年2月19日、乾熱滅菌器による大腸菌及びウェルシュ菌の殺菌試験に関する警視庁公安部の照会に対し、110℃を2時間保つ乾熱処理により大腸菌及びウェルシュ菌が死滅した旨の実験報告書を提出した。

ただし、この実験は、菌液を含ませたペーパーディスクを室温ないし22℃で放置して乾燥させた後、110℃に保温した乾熱滅菌器に入れて熱処理を行ったものである。実際に噴霧乾燥器内部に細菌の粉体が堆積した状態で行った実験ではなく、また、粉体化した菌を用いたものでもなかった。

エ 千葉大学 清水健准教授による実験（2回目）

清水准教授は、平成30年5月17日、大腸菌O157の乾熱に対する熱感受性に関する再度の警視庁公安部の照会に対し、90℃を120分間保つ乾熱処理により大腸菌O157が死滅した旨の実験報告書を提出した。

ただし、この実験もまた、細菌が含まれる培養液をスライドグラス上に乗せ、室温で放置して乾燥させた後、90℃に保温した乾熱滅菌器に入れ

て熱処理を行ったものである。実際に噴霧乾燥器内部に細菌の粉体が堆積した状態で行った実験ではなく、また、粉体化した菌を用いたものでもなかった。

オ 噴霧乾燥器内部に粉体が堆積した状態での耐熱性試験の不実施

上記のとおり、清水准教授及び田中教授による耐熱性試験は、いずれも、実際に噴霧乾燥器内部に細菌の粉体が堆積した状態で行った実験ではなく、また、粉体化した菌を用いたものでもなかった。

本件要件ハは、粉体製造後の噴霧乾燥器内部の滅殺菌をすることができることを要求するものであるから、現に滅殺菌をすることができるかを実証するには、噴霧乾燥器内部に細菌の粉体が堆積した状態で、乾熱を用いて装置内部に堆積した粉体となった細菌を殺滅できるかを実験するのが道理であり確実である。

警視庁公安部は、遅くとも平成29年12月ころにはこの問題点に気付いており、平成29年12月4日、■■■■警部補において、既に1回目の乾熱滅菌器での実験（上記イ）を終えていた清水准教授に架電し、

- ① たとえ粒子が重なった状態で乾熱処理をしたとしても、芽胞を形成しない菌であれば、100℃程度の乾熱で細菌全体の水分が枯渇して死滅する。
- ② 噴霧乾燥器による乾熱処理で機器装置内部の細菌が焦げ付いたとしても、熱の浸透がやや遅くなるが、最終的には細菌の内部まで熱が行き渡り死滅する。

旨の見解を聴取し、この見解を根拠に、粉体による実験を実施しないこととした。

しかし、そもそも清水准教授は粉体に関する学術分野の有識者ではなく、かつ、上記の清水准教授の見解は、科学的なエビデンスに基づくものでない、いわば私見ないし推測であって、■■■■警部補との間の電話で

の受け答えに過ぎない。

実際、警視庁公安部は、平成29年12月5日、大阪府立環境農林水産総合研究所より、粉体の状態で乾燥運転した場合について、粉体の脂肪分が焦げ、焦げた部分の下の菌は生き残っている可能性があるとの指摘を受けていた。

また、平成29年12月14日には、乾熱滅菌器の実験（上記ウ）を控えていた田中教授より、省令の趣旨に沿った方法は、粉体の菌を使用した実験であり、さらにいえば実験菌自体も噴霧乾燥器で製造する必要がある旨の指摘も受けていた。

このように、警視庁公安部による殺菌解釈を前提としても、噴霧乾燥器内部に堆積した粉体の細菌を殺滅できなければ本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当するとはいえないところ、警視庁公安部は、遅くとも平成29年12月には、粉体が堆積した状態で実験を行うと細菌が死滅しないとの問題が生じうることを認識しながら、■■■■警部補による清水准教授への電話確認一本で、粉体を使用した実験を避ける判断をした。

加えて、警視庁公安部は、上記の大阪府立環境農林水産総合研究所及び田中教授からの聴取結果について、聴取結果報告書を作成せず、かつ聴取した内容（捜査メモ）を起訴前に検察官に引き継がなかった。

さらに、被疑者本人である原告大川原は、平成31年1月12日に警視庁公安部の取調べを受けた際、粉体になった菌を乾熱で死滅させることは困難であり、いったんウェットダウンさせなければならない旨を述べた。警視庁公安部は、噴霧乾燥のトップメーカーの社長を務める原告大川原から指摘を受け、粉体が堆積した状態で実験を行うと細菌が死滅しないとの問題が生じうることを明確に認識したにもかかわらず、これを黙殺し、頑なに粉体を用いた検証を避け続けた。

(5) 乾熱実験

ア 最低温となる箇所の特定

警視庁公安部は、平成29年12月25日、噴霧乾燥器及びそれに付随するCIP機能の設備を含めたシステム設計や機器設置等を行うエンジニアリング会社であるアイエスジャパンの技術営業部本部長より、噴霧乾燥器内部に熱風を送った際に、噴霧乾燥器内部のうち最も温度が低くなる場所について、装置末端の排風機後にある管の部分という旨の見解を聴取した。その後、平成30年3月12日、実際にどの場所が低くなるかを計測したことは無く、あくまで理論上の考えであるとの留保のもと、①装置末端の排風機後の管、②サイクロンの下部（回収容器との接合部分）、③バグフィルタの回収容器との接合部分、を測定すれば装置内で最も低くなる場所が特定できるはずであるとの見解を聴取した。

これを受け、警視庁公安部は、平成30年3月22日、本件噴霧乾燥器1の同型器（RL-5）を用いて、熱風を送った際に最低温となる箇所の特定のため、装置末端の排風機後の管、サイクロンの下部、バグフィルタの下部を含む10箇所の温度の測定実験を行った。そしてその結果、バグフィルタの回収容器部分にあたる「バグフィルタの下部」を最低温の箇所と結論付けた。

イ 本件噴霧乾燥器1の同型機のバグフィルタの下部の温度の計測

その後、警視庁公安部は、平成30年7月11日、本件噴霧乾燥器1の同型機（RL-5）を用いて、噴霧乾燥器内部に熱風のみを送り込む空運転を行った際のバグフィルタの下部の温度を計測する実験を行い、同箇所が3時間7分にわたり117℃以上を維持するとの結果を得た。

ウ 本件噴霧乾燥器2の同型機の最低温となる箇所の特定とその温度の計測

警視庁公安部は、令和元年5月15日、本件噴霧乾燥器2の同型器

(L-8 i) を用いて、熱風を送った際に最低温となる箇所の特定及びその温度の計測のため、装置末端の排風機後にあるダクト内、サイクロンの下部の温度の測定実験を行った。そしてその結果、そのいずれの箇所においても、3時間30分以降にわたり110℃以上を維持するとの結果を得た。

エ 温度が上がりにくい箇所の不検証

上記のとおり、警視庁公安部は、本件各噴霧乾燥器の同型機を用いた温度実験を行うにあたり、アイエスジャパンから、実際にどの場所が低くなるかを計測したことは無く、あくまで理論上の考えである旨の留保付きで得た、温度測定するのであれば、装置末端の排風機後の管、サイクロンの下部、及びバグフィルタの下部を測定すれば装置内で最も低くなる場所が特定できるはずである、との電話聴取結果に基づき、最低温となる箇所の特定実験を行った。

そのため、上記各実験において、警視庁公安部は、本件各噴霧乾燥器の乾燥室にある測定口の温度測定を行わなかった。

しかし、乾燥室の測定口はいずれも、外観上容易に確認することができる部分にあり、粉体が堆積しうる場所であることは容易に認識できる。

現に、原告会社従業員である■■■■■は、平成30年12月25日に警視庁公安部の取調べを受けた際、原告会社製の噴霧乾燥器内部には計測器を設置する測定口が存在し、測定口は袋小路になっているため、熱風が流れないなどの理由により温度が上がらないはずである旨を供述した(甲23)。同様に、原告会社取締役である■■■■■は、平成30年12月14日に警視庁公安部の取調べを受けた際、原告会社製の噴霧乾燥器内部の乾燥室内及びサイクロン付近にあるセンサー部分は袋小路になっており熱風が通り抜けられないため温度が上がりにくく、相当温度が低くなるはずである旨を供述した(甲24)。原告会社従業員である■■■■■

■は、平成30年12月25日に警視庁公安部の取調べを受けた際、原告会社製の噴霧乾燥器内部には、測定口などの熱風が流れにくい箇所が複数あり、その箇所は温度が上がりにくいはずである旨を供述した（甲25）。原告会社従業員である原告■は、平成30年12月25日に警視庁公安部の取調べを受けた際、原告会社製の噴霧乾燥器内部には、空気の流れにくい箇所が複数あり、これらの箇所は熱風によっては温度が上がりにくいはずである旨を供述した（甲26）。

また、被疑者本人であった原告大川原は、平成31年1月12日に警視庁公安部の取調べを受けた際、粉体製造後に薬液洗浄せずに熱風をかけるだけでは隅々まで殺菌することはできない旨を供述した。同様に、被疑者本人であった亡相嶋においても、平成31年1月24日ころ警視庁公安部の取調べを受けた際、「マンホール、覗き窓、温度計座、差圧計座及び導圧管等極端に温度の低い箇所があるため、完全な殺菌はできない」と供述した（甲27）。

このように、警視庁公安部は、原告会社製である本件各噴霧乾燥器の構造に知見を有する原告会社の役職員らに対する取調べにおいて、再三の指摘を受け、容易にその真否を実験することができたにもかかわらず、これを無視し、起訴後に弁護士が指摘するまで、測定口をはじめとする、本件各噴霧乾燥器内部の温度の上がりにくい箇所に関する検証実験を一切行わなかった。

さらに言えば、警視庁公安部が本件噴霧乾燥器2の温度計測実験（上記ウ）を行ったのは、原告会社の役職員らから測定口の指摘を受けた時よりも後のことである。それにもかかわらず、警視庁公安部は、温度計測実験において測定口の温度計測を行わず、そればかりか、当初最低温度となる箇所に関する意見を述べたアイエスジャパンに対する再聴取すら行わなかった。

加えて、警視庁公安部は、上記の原告会社の役職員らに対する取調べによる各聴取結果について、聴取結果報告書を作成せず、かつ聴取した内容（捜査メモ）を起訴前に検察官に引き継がなかった。

オ 曝露防止の不検証

警視庁公安部は、四ノ宮教授、健栄製薬取締役研究開発部長からの聴取、さらには経済産業省及びC I S T E Cからの聴取により、本件要件への趣旨が製造前後の曝露防止にあることを把握し、さらに、経済産業省からは、規制該当というのは曝露を防止することができる必要がある旨の指摘を受けていた。

しかし、警視庁公安部は、粉体製造過程における曝露防止に関して、エアフィルタ製造業者である日本無線株式会社から、H E P Aフィルタの性能について、0.3マイクロメートル以上の粒子に対して99.97%以上の粒子捕集率を持つ旨の供述を得たのみで、完全な捕集が可能であるとの供述を得ていなかったにもかかわらず、本件各噴霧乾燥器による乾熱運転過程において実際に粉体が飛散するか否かについての検証実験を一切行わなかった。

また、本件各噴霧乾燥器に曝露防止措置が施されていないことは構造上明らかであり、同型機を使った飛散実験を行えばすぐに把握できるにもかかわらず、警視庁公安部は、かかる検証実験を行わず、噴霧乾燥器メーカーやユーザーからの聴取すら行わなかった。

(6) 規制要件該当性に関する経済産業省への照会

ア 本件噴霧乾燥器1に関する規制要件該当性の照会

警視庁公安部は、平成30年8月3日、経済産業省の安全保障貿易管理課長宛に、本件噴霧乾燥器1について、リスト規制に該当する貨物か否かの判断を回答願いたい旨の照会を行った。

同照会において、警視庁公安部が、「有識者による殺菌の解釈」として

添付した資料は、平成30年1月5日に警視庁公安部内で殺菌の解釈を定立した際と同様、①四ノ宮教授からの聴取結果報告書、②清水准教授からの聴取結果報告書、③佐々木教授からの聴取結果報告書、及び④浦島教授からの聴取結果報告書であった。しかし、前述のとおり、清水准教授にかかる聴取結果報告書のうち規制該当性の部分は■■■■警部補による事実の捏造であり、佐々木教授にかかる聴取結果報告書のうち「潜在的」の意義については■■■■警部補による事実の捏造であった。また、芽胞菌の殺滅を要するのではないか（つまりは、「大腸菌等、省令に定める微生物のどれか1種類でも死滅させることができれば当該要件に該当する」とはいえない。）等との複数の有識者からの指摘にかかる資料は照会の添付資料とされなかった。

また、同照会では、本件噴霧乾燥器1の装置内部に熱風を送った際の最低温度となる箇所は「バグフィルタの下部」である旨の実験結果が添付資料として付された。

さらに、製造された粉体が器械内部に付着し、重なり合った状態であっても、殺菌が可能である旨の清水准教授からの電話による聴取結果、及びH E P Aフィルタの設置により粉体が曝露しない状態を保つことが可能であることについての日本無機株式会社及び藤崎電機からの聴取結果が添付資料として付された。

これを受けて、安全保障貿易管理課長は、同月10日、警視庁公安部に対し、「同照会における添付資料の内容を前提とすれば」との前提で、規制に該当する「と思われる」旨の回答を行った。

すなわち、経済産業省の回答は、①殺菌の解釈について警視庁公安部による解釈が有識者からの聴取結果に基づくものであること、②本件噴霧乾燥器1の装置内部に熱風を送った際の最低温度となる箇所は「バグフィルタの下部」であり、当該箇所が乾熱により110℃以上を維持でき

ること、に加え、③製造された粉体が器械内部に付着し、重なり合った状態であっても、殺菌が可能であること（粉体であっても結果は変わらないこと）、及び④HEPAフィルタの設置により粉体が曝露しない状態を保つことが可能であること（曝露しないこと）を前提としたものであり、かつ、規制該当につき断定を避けた表現（「と思われる」）が用いられたものであった。

イ 本件噴霧乾燥器2に関する規制要件該当性の照会

警視庁公安部は、令和元年7月26日、経済産業省の安全保障貿易管理課長宛に、本件噴霧乾燥器2について、リスト規制に該当する貨物か否かの判断を回答願いたい旨の照会を行った。

同照会において、警視庁公安部が、有識者による殺菌の解釈として添付した資料は、本件噴霧乾燥器1にかかる上記アの照会において使用したものと重要な点において同一であった。

これを受けて、安全保障貿易管理課長は、同年8月9日、警視庁公安部に対し、「同照会における添付資料の内容を前提とすれば」との前提で、規制に該当する「と思われる」旨の回答を行った。

6 捜索差押、及び任意の取調

(1) 捜索差押

平成30年10月3日、本件噴霧乾燥器の輸出に関し、原告会社及び原告大川原らの自宅に対して捜索差押えが行われ、大量の書類、サーバー、パソコン等が押収された（甲28の1ないし甲28の5）。

(2) 証拠の任意提出及び任意の取調

原告会社、原告大川原ら及び原告会社の役員及び従業員は、上記の捜索差押え以降、全面的に警察の捜査に協力し、多数の証拠を任意に提出した（甲29、甲30）

また、上記の捜索差押え時から第一事件での逮捕時までの1年以上の間に、

原告大川原は40回、原告島田は35回、亡相嶋は18回もの任意の取調べに協力するとともに、この3名以外にも、原告会社従業員ら関係者45名が任意の取調べに協力しており、その回数は原告大川原らと合わせ、少なくとも延べ合計264回に上る（甲31）。かかる任意取調べにより、多数の原告会社従業員及びその家族が精神的苦痛を受けることとなった。

また、かかる任意の取調べの結果、少なくとも29名について警察官面前調書が作成された（甲32）。

なお、■■■■警部補らは、原告島田その他原告会社の複数の従業員に対する任意の取調べにおいて、「中国の、あつてはならない場所に、大川原のスペレードライヤがあった」などと述べていたが、そのような事実など一切なく、不当な心理的影響を与えるための虚言であった。その他、任意の取調べにおける■■■■警部補の原告島田に対する取調べでは、警視庁公安部の見立てに沿った供述を得んがための虚言、詐術、恫喝が多々行われた。この点は後述第5において詳述する。

7 逮捕、勾留及び起訴並びに起訴後の身体拘束

(1) はじめに

本件における原告大川原らに対する逮捕、勾留請求、勾留及び起訴並びに起訴後の身体拘束の経過は別紙「身体拘束に関する時系列」記載のとおりである。

原告大川原らは、本件各噴霧乾燥器は定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができないため、本件要件ハを満たさない旨を明確に述べ、一貫して無罪を主張していた。

以下、主要な事実経過について述べる。

(2) 本件被疑事実1についての逮捕、勾留及び起訴

令和2年3月11日、本件噴霧乾燥器1の輸出に関し、原告大川原らが外為法違反の容疑（以下「本件被疑事実1」という。）で逮捕された。

同月12日、本件被疑事実1について、捜査を担当した■■■■検事（以下「■■■■検事」という。）が原告大川原らの勾留請求を行い、同月13日、東京地裁により勾留決定がなされ、全面的な接見禁止が付された（甲33の1ないし甲33の3）。

同月19日、東京地裁により勾留の延長決定がなされ、同月31日、■■■■検事は原告会社らにつき本件被疑事実1に関して起訴した（第一事件）（甲34）。

原告大川原らは上記起訴後も引き続き勾留された。

(3) 本件被疑事実2に関する逮捕、勾留及び起訴

令和2年5月26日、本件噴霧乾燥器2に関し、原告大川原らが外為法違反等の容疑（以下「本件被疑事実2」という。）で逮捕された。

同月27日、本件被疑事実2について、■■■■検事が原告大川原らの勾留請求を行い、同月28日、東京地裁により勾留決定がなされた（甲35の1ないし甲35の3）。

令和2年6月5日、東京地裁により勾留の延長決定がなされ、同月15日、■■■■検事は原告会社らにつき本件被疑事実2について起訴し（第二事件）、原告大川原らは引き続き勾留された（甲36）。

(4) 約11か月に及ぶ身体拘束及び保釈

弁護人は原告大川原らの勾留に対して繰り返し保釈請求を行ったが、検察官がこれに反対する意見を述べ、裁判所が保釈請求を却下したことにより、原告大川原らは長期間の身体拘束を受けることとなった（なお、亡相嶋については、後述のとおり身体拘束中に胃癌であることが発覚し、令和2年10月以降、数次にわたり勾留執行停止を受けた。）。

令和3年1月29日、弁護人が原告大川原らについて6回目の保釈請求を行い、同年2月4日、東京地裁が保釈許可決定を行ったことにより（甲45の1及び甲45の2。なお、これに対して検察官が準抗告を申し立てたが、

東京高裁はこれを棄却した。), 翌5日, 原告大川原及び原告島田は保釈された。

逮捕(令和2年3月11日)から保釈まで, 実に約11か月を要したものである。

8 亡相嶋の胃癌発覚並びに保釈請求及び勾留執行停止申立

亡相嶋は, 次のとおり, 身体拘束中に体調が急変して胃癌であることが発覚し, 保釈請求及び勾留執行停止の申立てを行った。

すなわち, 令和2年9月25日, 亡相嶋は, 東京拘置所内で貧血の症状を発症し, 複数回にわたり輸血処置を受けるとともに, その際, 東京拘置所内の医師より, 黒色便が見られることから消化管出血が疑われると診断された(甲46)。

亡相嶋は当時70歳を超える高齢であり, 複数の既往症があることや, 半年以上にわたる長期の勾留による身体拘束が心身に多大な負担を与えていることに加え, 輸血が必要なほどの貧血及び消化管出血が疑われる症状が見受けられたことを踏まえ, 緊急の入院・治療の必要性があることから, 令和2年9月29日, 弁護人は亡相嶋について急遽, 保釈請求を行った(亡相嶋につき4回目)。

しかし, 上記のような状況にもかかわらず, 令和2年10月2日, 検察官は, 罪証隠滅のおそれがある等と主張して保釈に反対し, 東京地裁は保釈請求を却下した(甲40)。

令和2年10月1日, 東京拘置所の医師により内視鏡検査が実施された結果, 幽門部付近に大きな潰瘍が発見され, 病理検査の結果, 当該潰瘍が悪性腫瘍であると診断されて, 同月7日に亡相嶋に対してその旨が告知された(甲47, 甲48)。

亡相嶋について緊急の治療の必要性があることが明らかであったことから, 弁護人から東京拘置所所長に対し, 再三, 至急外部の病院にて亡相嶋の治療を

開始すべき旨を申し入れたが（甲47～50）、東京拘置所所長からは何らの対応も回答もなかった。

そこで、弁護人は、治療のための勾留執行停止を求め、東京地裁より勾留執行停止決定がなされ（令和2年10月16日午前8時から午後4時まで。甲51）、亡相嶋は順天堂大学医学部順天堂医院において診察を受けた。

その結果、亡相嶋の悪性腫瘍が「進行胃癌」であり、「病期診断のため、精密検査が必要な状態であると判断する」と診断された（甲52）。

令和2年10月19日、至急治療を開始する必要があること、長期の治療が必須であること、及び症状の推移によって治療に要する期間が不確定となることから、短期間かつ具体的な終期を定めなければならない勾留執行停止は不適切と判断し、同日、弁護人は亡相嶋の保釈を請求した（亡相嶋につき5回目）。

しかし、令和2年10月21日、検察官は、なおも罪証隠滅のおそれがある等と主張するとともに、勾留執行停止により治療可能である等と主張し、裁判所は保釈請求を却下した（甲41）。

令和2年10月28日、弁護人の申立てにより、同年11月5日から同月20日までの15日間のみ、勾留執行停止決定がなされた（甲53）。悪性腫瘍の治療がこのような短期で終わるはずもなく、その後、弁護人の申立により勾留執行停止期間が順次延長された（甲54、甲55）。その結果、亡相嶋及びその親族は勾留執行停止の終期が迫る度に心身の負担に晒され続けることとなった。

令和3年2月7日、亡相嶋は、自らの名誉を回復することができないまま、進行胃癌のため死亡した（甲56）。

なお、亡相嶋の相続人は、同人の妻である原告■■■■■、子である原告■■■■■及び原告■■■■■の3名であり、その他に相続人はいない（甲57～63）。

9 公判前整理手続きの進行

(1) 公判前整理手続きに付する決定

令和2年4月27日に第一事件が、同年6月23日に第二事件が公判前整理手続きに付された（甲64の1，64の2）。

公判前整理手続きの具体的な経過は別紙「公判前整理手続きに関する時系列」記載のとおりであるが、以下要点を述べておく。

以下、本件各事件にて証拠調べ請求された証拠のうち、甲号証として請求されたものを「旧甲〇号証」、乙号証として請求されたものを「旧乙〇号証」、弁号証として請求されたものを「旧弁〇号証」（いずれも〇は証拠番号を指す。）と表記する。

(2) 第1回打合せ期日までの事実経過

ア 令和2年6月30日、検察官から、証明予定事実記載書2（甲76）が提出された。

証明予定事実記載書2においては、本件要件ハの解釈につき本件通達解釈を引用した上で、大腸菌が90℃を2時間保つ乾熱処理で死滅すること、本件各噴霧乾燥器は内部に粉体がない状態で110℃ないし117℃以上を3時間以上維持できることから、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する旨が記載されていた。

イ 令和2年8月14日、弁護人は予定主張記載書面(1)（甲79）を提出し、本件各噴霧乾燥器は装置内部に残留した粉体が「滅菌又は殺菌」する前に外部に飛散する構造であること、本件各噴霧乾燥器内部に「測定口」をはじめ、熱風が当たらず90℃にも至らない箇所が内部に存在すること等を主張した。

(3) 第3回打合せ期日までの事実経過

令和2年10月19日、弁護人は、検察官の依拠する実験結果である旧甲9号証及び旧甲43号証と同じ条件において、本件各噴霧乾燥器内部

に「測定口」をはじめ、90℃に至らない箇所が存在することを示す実験結果（旧弁1号証及び2号証（甲15，16））を請求した。

(4) 第4回打合せ期日までの事実経過

ア 令和2年12月17日、検察官は、市販品のヒーターを本件各噴霧乾燥器外部に巻き付け、さらに保温材で覆うことで、旧弁1号証及び2号証が低温箇所として示した箇所についても110℃まで加熱できることを内容とする旧甲73号証及び旧甲74号証と、大腸菌が50℃でも9時間の乾熱処理を行えば死滅することを内容とする旧甲75号証ないし旧甲77号証を請求した。

イ 令和3年1月18日、弁護人は、本件各噴霧乾燥器が粉体の製造中及び製造後のいずれにおいても内部の粉体が外部に飛散する構造であることに関する予定主張記載書面(3)を提出し、実験結果報告書である旧弁3号証（甲22の2）、旧弁4号証（甲22の1）を請求した。

(5) 第6回打合せ期日までの事実経過

ア 令和3年2月25日、検察官は証明予定事実記載書4（甲78）を提出した。

証明予定事実記載書4は、①日本においては、日本独自に政省令等を整備し、解釈運用等を行っている旨、②装置内部に残留する粉体が外部に飛散しない構造であることは本件要件への該当性判断に関係しない旨、③大腸菌は約50℃で6～9時間の乾熱処理を行えば死滅すること、本件各噴霧乾燥器の最低温度箇所は約50℃から60℃であるが、他社製のヒーターを本件各噴霧乾燥器に巻き付け、さらに保温材で覆うことで、110℃まで加熱できることから、本件各噴霧乾燥器は本件要件へを満たす旨を内容とするものであった。

イ 令和3年3月30日、第6回打合せ期日が開かれた（甲70）。同期日においては、客観的構成要件該当性につき、実験や反証等が公判日程に

間に合わない可能性があることから、法整備の経緯に関する経済産業省関係の証人の尋問を先行させること、同年7月15日を第一回公判期日として仮予約することが合意された。

ウ 同日、弁護人は、本件各噴霧乾燥器は、噴霧乾燥運転後の粉体が堆積した状態において最高温度が50℃にも達しない箇所が存在する旨の実験結果報告書である旧弁18号証（甲17）及び旧弁19号証（甲18）を請求した。

(6) 第8回打合せ期日までの事実経過

ア 弁護人は、令和3年5月18日及び同月24日に主張関連証拠開示請求書を提出した（甲85, 86）。なお、当該証拠開示請求については、後述第2・11で詳述する。

イ 令和3年5月28日、第8回打合せ期日が開かれ、同年6月23日を公判前整理手続期日として指定し、同日に公判前整理手続期日を終了した上、仮予約している日時にて同年7月に公判期日を指定することとされた（甲72）。

(7) 第1回公判前整理手続期日までの事実経過

ア 令和3年6月21日、弁護人は、乾燥粉体の状態の大腸菌は50℃を9時間保つ乾熱処理を行っても死滅せず、また実際に検察官の主張するとおりに大腸菌を用いて本件噴霧乾燥器の同型機にて噴霧乾燥をし、9時間の乾熱運転を行ったところ、生きた大腸菌が装置内部から検出された旨の実験結果を示す旧弁48～50号証（甲19, 20, 21）を請求した。

イ 検察官は、令和3年6月18日に「進行に関する上申書」（甲104）を、同月21日に同書面に関する補足である「進行に関する上申書②」（甲105）を提出し、冒頭陳述を行うことが困難である等との理由から全ての期日を2か月程度延期することを求めた。

ウ これに対して弁護人は、同月21日及び同月22日に、進行に関する意見書を提出し（甲106, 107）、検察官はそもそも本件各噴霧乾燥器の客観的性能を踏まえた上で原告らを起訴したはずであること、弁護人の請求する証拠がいずれも検察官の実験結果に対する反証にすぎず新たな主張を述べるものではないこと等から、冒頭陳述の実施困難等を理由とする期日の延期は認められない旨を主張した。

エ 令和3年6月23日、第1回公判前整理手続期日が開かれた（甲73）。同期日において検察官は、現状のままでは立証が不足するかもしれない等と述べた。

裁判所は、検察官の主張する事情から冒頭陳述ができないとは考えられないこと、検察官が主張する事情は期日を送らせる理由にはならないこと、他方で一部の検察官請求証人を証拠開示後に尋問すべきことには争いが無いこと、弁護側証人を先行させることは認められないことから、公判期日とする予定であった同年7月15日又は同月16日のいずれかを公判前整理手続期日とし、同年8月3日を第1回公判期日とすることとした。

(8) 第2回公判前整理手続期日までの事実経過

令和3年7月16日、第2回公判前整理手続期日が開かれた（甲74）。同期日において、同年8月3日の午前を第3回公判前整理手続期日、同日午後を第1回公判期日、同月5日を第2回公判期日とすること、同年7月中に後述する主張関連証拠開示請求の対象となっている証拠につき開示を行う予定であること等が合意された。

10 殺菌に関する検察官の主張の変遷と追加実験

(1) 公訴提起時における主張

ア 検察官は、証明予定事実記載書2において、本件要件ハの「滅菌又は殺菌」の解釈として本件通達解釈を引用した上で、①乾熱滅菌器を利用した

実験にて、スライドガラス上の大腸菌が90℃で2時間の乾熱処理をすれば死滅したこと、②噴霧乾燥対象液体を入れずに空焚き状態にしたところ、本件各噴霧乾燥器の最低温度箇所が110℃ないし117℃以上を3時間ないし3時間30分維持できたことから、本件要件ハを充足するとしていた。なお、②につき、旧甲9号証及び旧甲43号証によれば、最低温度箇所とは、RL-5においては「バグフィルタ」と呼ばれる部位の下部、L-8iにおいては「サイクロン」と呼ばれる部位の下部を指す。

すなわち、検察官は、ある特定の有害菌を噴霧乾燥器付属の乾燥用ヒーターが発生させる熱風をもって死滅させることができれば「殺菌」に該当するという、警視庁公安部が採用した解釈（後述第3・3・(1)ご参照）を採用した上で、同じく警視庁公安部が本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する性能を有すると結論づけた各実験結果等を前提に本件の起訴に及んだものといえる。

イ また、検察官が上記①の事実を立証する主な証拠として証明予定事実記載書2で挙げた旧甲13号証には、本件要件ハの趣旨に鑑みれば「機器内部の粉体の状態で残留している箇所」が「殺菌」が求められる範囲であることが記載されていた。また、これと同時に請求された旧甲16号証には、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当すると思われると判断する根拠の1つとして対象の病原菌が粉体の状態であっても殺菌できることが挙げられていた。

そして、検察官は、証明予定事実記載書3（甲77）において、「本件噴霧乾燥器で、証明予定事実記載書2の第4の3ア記載の腸管出血性大腸菌O157等を製造した場合」、上記①および②の事実「を踏まえると、本件噴霧乾燥器は、いずれも腸管出血性大腸菌O157等を殺滅することができる」として、本件要件ハ該当性が認められると主張した。

したがって、検察官は、「滅菌又は殺菌」の対象となる病原性微生物は、

機器内部に残留している粉体状態の病原菌であるとの解釈を採用した上で、上記①および②を間接事実とした推認により、本件各噴霧乾燥器内に噴霧乾燥後に残留した粉体の大腸菌を「滅菌又は殺菌」できることを立証する予定であったといえる。

ウ 他方、検察官は、本件要件ハの趣旨が粉体状態の病原体が空気中に飛散して人に感染することを防止することにあるとする旧甲13号証や、本件要件ハは「装置自体を分解せず組み立てた（乾燥粉体が漏れない）状態又は製造作業者が粉体を吸入したり、粉体に接触したりすることなく内部を滅菌・殺菌ができるという構造の装置を対象とし」ているとする旧甲72号証を請求しつつも、本件各噴霧乾燥器が、粉体が外部に飛散しない構造であることに関する事実を証明予定事実記載書に記載しなかった。

すなわち、検察官は、「滅菌又は殺菌」の過程において粉体が外部に漏れない構造のものであることを要するとの解釈を採用しているか否かについては曖昧なままにしていた。

(2) 温度に関する弁護人の主張及び実験

これに対して、弁護人は、上記解釈を前提にしても本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する性能を有しないことを示す証拠として、まず、旧弁1～2号証（甲15，16）を請求した。

また、本件各噴霧乾燥器は、装置内部に残留した粉体が外部に飛散する構造であることを示す証拠として、旧弁3～4号証（甲22の1，22の2）を請求した。

(3) 検察官の追加実験及び主張の変遷

検察官は、旧弁1～2号証に対する反証のための実験結果に関する証拠として、旧甲73～74号証及び旧75～77号証を請求し、証明予定事実記載書4（甲78）にて、これらの証拠を引用して、スライドガラス上の大腸菌は50℃でも6～9時間の乾熱処理を行えば死滅すること、本件各噴霧乾燥

器外部に市販品のヒーターを巻き付けて加熱すれば最低温度箇所が110℃以上になること、粉体が外部に飛散する構造であるか否かは本件要件への該当性を左右しないことを主張した。

すなわち、検察官は、当初の110℃を基準とした主張を50℃を基準とした主張に後退させるとともに、解釈論としても、噴霧乾燥器を外部から何らかの加熱器で外から加熱することで菌が死滅すれば「殺菌」できるとの主張に変遷させ、また粉体が漏れるか否かは本件要件への該当性に影響しないと主張するに至った。

(4) 温度及び菌の死滅条件に関する弁護人の主張及び実験

上記の検察官の主張の変遷を受け、弁護人は、検察官の主張する温度に関する事実に対する反証として、旧弁18～19号証（甲17, 18）、旧弁48号証（甲19）、旧弁49～50号証（甲20, 21）を請求した。

旧弁18～19号証は、機器内部に粉体が残留している状態においては、粉体のない状態と比べてより温度が低くなり、検察官の変遷後の主張にいう最低温度箇所が40℃を下回ることを示すものである。

旧弁48号証は、スライドガラス上の大腸菌と異なり、粉体の状態の大腸菌は、50℃9時間の乾熱処理では死滅しないことを示すものである。

旧弁49～50号証は、本件各噴霧乾燥器で大腸菌を噴霧乾燥し、その後9時間の乾熱運転を行ったところ、装置内部から生きた大腸菌が検出されたことを示すものである。

(5) 検察官の期日延期要請

検察官は、令和3年6月18日及び同月21日付進行に関する上申書（甲104, 105）にて、「噴霧乾燥対象液体を入れ噴霧乾燥運転をした後の状態」すなわち装置内部に病原微生物の粉体が存在する状態において「滅菌又は殺菌」できることは必要なく、本件噴霧乾燥器は内部に何もない状態で温度が一定以上に上がれば本件要件への該当性が認められるとの解釈を示した。

もつとも、前述のとおり、当初から検察官が噴霧乾燥後の粉体状態の病原菌の殺滅を想定していたことは明らかであった。

その後、検察官は、第1回公判前整理手続期日においては、粉体製造後を想定する場合、検察官の立証が不足する可能性がある旨を述べた。

1.1 捜査メモの証拠開示請求

(1) 噴霧乾燥器メーカー、噴霧乾燥器ユーザー、研究機関関連の捜査メモについて

ア 証拠開示請求

令和3年5月18日、弁護人は検察官に対して、刑事訴訟法316条の20に基づき、平成29年5月頃から同年9月頃及び同年11月頃から平成30年1月頃における、捜査機関が作成し又は取得した捜査メモのうち、噴霧乾燥器メーカー、噴霧乾燥器ユーザー及び研究機関等から聴取した内容等が記載されたものを開示するよう請求した（甲85）。

イ 捜査メモの開示

令和3年6月11日、検察官から、弁護人が行った上記証拠開示請求に関して、計25通の捜査メモが開示された。開示された捜査メモの概要は、以下のとおりである。

- ① 平成29年5月頃から同年9月頃に、日本における噴霧乾燥器メーカーである、日本ビュッヒ株式会社、GEAプロセスエンジニアリング株式会社、藤崎電機、株式会社パウダリングジャパン、アイエスジャパンから、噴霧乾燥器に関する情報を聴取した捜査メモ
- ② 平成29年5月頃から平成30年1月頃に、日本における噴霧乾燥器ユーザーである、Meiji Seikaファルマ株式会社、森永乳業株式会社、小川香料株式会社、長谷川香料株式会社、ナガセ医薬品株式会社、日清ファルマ株式会社、株式会社高純度化学研究所、東亜薬品工業株式会社、秋田県総合食品研究センター、日産化学工業株式

会社，OATアグリオ株式会社，東芝燃料システム株式会社，大阪府立環境農林水産総合研究所，横浜国立大学多々見研究室から，噴霧乾燥器に関する情報を聴取した捜査メモ

- ③ 平成29年5月頃から平成30年1月頃に，防衛医科大学院，女子栄養大学，化学及血清療法研究所，金沢学院大学，千葉大学，健栄製薬，平岩病院，岐阜大学，バイオメディカルサイエンス協会，武蔵野大学，兵庫医療大学，宇部フロンティア大学，大阪府立大学，東京慈恵会医科大学から，噴霧乾燥器に関する情報を聴取した捜査メモ

なお，これら捜査メモに関する証拠一覧表は，令和3年7月14日に，後述の経済産業省及びCISTEC関連の捜査メモの証拠一覧表とあわせて，検察官から弁護人に交付された（甲88）。

(2) 経済産業省，CISTEC 関連の捜査メモについて

ア 証拠開示請求

令和3年5月24日，弁護人は検察官に対して，刑事訴訟法316条の20に基づき，平成29年10月頃から平成30年2月頃の捜査メモのうち，噴霧乾燥器の輸出管理規制に関する貨物等省令の改正経緯及び当該規制の解釈等について経済産業省及びCISTECから聴取した内容が記載されたものを開示するよう請求した（甲86。以下「5月24日付証拠開示請求」という。）。

イ 5月24日付証拠開示請求後の事実経過

(ア) 上記のとおり，検察官から，令和3年6月18日及び同月21日に，「進行に関する上申書」及び「進行に関する上申書②」が提出された（甲104，105）。このうち「進行に関する上申書」において，検察官は，5月24日付証拠開示請求に記載された書面に該当する可能性のあるものが複数確認されているものの，これらの書面には，経済産業省及びAGにおいて非公表として取り扱われている事項等が含まれてい

るおそれがあるため、開示による弊害の有無及び程度について、経済産業省担当者等に確認したうえで開示の判断を行う必要がある等との記載があった。

(イ) 令和3年6月22日、弁護人は、検察官が令和3年5月24日付証拠開示請求に関する証拠開示を行わなかった場合に備えて、裁判所に対して、証拠開示命令請求書を提出し、検察官が証拠開示を行わなかった場合に検察官に対して開示命令を行うよう請求した(甲87)。

(ウ) 令和3年6月23日、第1回公判前整理手続期日が開催され、検察官から、令和3年5月24日付証拠開示請求について、捜査メモについて経済産業省から全面不開示とするよう回答があったものの、部分的に開示できないかどうかについて検察官と経済産業省との間で再度協議している旨の説明があった。これを受けて、捜査メモについては、裁判所の訴訟指揮もあり、同年7月中に、検察官から可能な範囲で証拠開示を行うこととなった。

(エ) 令和3年7月14日、検察官から、経済産業省及びC I S T E Cの捜査メモに関する証拠一覧表が交付された。

当該一覧表には、平成29年10月から平成30年2月までの間における、経済産業省関係者から聴取した内容に関する捜査メモが計13通、C I S T E C関係者から聴取した内容に関する捜査メモが計4通存在する旨が記載されている(甲88)。

(オ) 令和3年7月16日、第2回公判前整理手続期日が開催され、検察官から、令和3年5月24日付証拠開示請求に関する捜査メモについて、開示できる範囲について、経済産業省からの意見を受けて、現在、検察庁内で検討中であり、7月中に開示できるように準備しているとの説明があった。

1 2 公訴棄却

(1) 公訴取消しの申立て

ア 経済産業省及びC I S T E C関連の捜査メモの開示期限であった令和3年7月30日、検察官は、突如、裁判所に対して、公訴取消申立書を提出し、本件事件の公訴取消しを申し立てた（甲108）。同公訴取消申立書には、公訴取消しの理由について、次の記載がなされていた。

「各公訴事実記載の噴霧乾燥器について、「軍用の細菌製剤の開発、製造、若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもののうち省令で定める使用の噴霧乾燥器」に該当することの立証が困難と判断されたため。」

イ 他方で、同日、東京地検公判部が行った報道機関向けの発表によると、本件事件の公訴取消しの理由について、同公判部は、「大川原社長らの弁護人から指摘を受け、地検や警視庁が起訴後に改めて調べた結果、同社製品は輸出許可の必要がない可能性が浮上した。再捜査しても証拠が集まるか不確実なため、起訴を維持して公判を続けるのは2人の負担になると判断し起訴を取り消した」、「捜査には反省点がある」等と述べた（甲109、甲110）。

(2) 公訴棄却

令和3年8月2日、裁判所は、令和3年7月30日付けの公訴取消申立書により公訴が取り消されたことを受け、本件各事件の公訴棄却を決定した（甲111）。

さらに、同日、裁判所は、予定されていた令和3年8月3日の第1回公判期日及び同月5日の第2回公判期日の各期日を取り消す旨の決定を行った（甲112）。

第3 本件各噴霧乾燥器が客観的な規制要件に該当しないこと

1 争点

本件各事件における主たる争点は、本件各噴霧乾燥器が、貨物等省令の定める噴霧乾燥器の規制要件のうち、本件要件ハが定める「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」に該当するか否かとの点であった。

2 本件要件ハの意義と本件各噴霧乾燥器の要件該当性

(1) 本件要件ハの趣旨

定置した状態で内部の滅殺菌をすることができる噴霧乾燥器のみが規制対象とされるのは、定置した状態、すなわち装置を分解せずにそのままの状態、内部の滅殺菌をすることができなければ、病原性微生物が外気に拡散して製造者等が被曝する危険があり、生物化学兵器の製造用に安全に用いることができないからである。

噴霧乾燥器による乾燥工程の際、粉体化された製品の大部分は回収用ポットで回収されるが、装置内部に付着ないし堆積した粉体は回収されずに残る。細菌等の粉体を安全に繰り返し製造するには、内部に付着ないし堆積した粉体を曝露させることなく殺滅することができなければならない。

そのため「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」のみが規制の対象とされているのである（甲5）。

したがって、本件要件ハに該当する噴霧乾燥器は、第一に、内部に存在する細菌等を全て殺滅できるものでなければならない（一部を殺せばよいというものではない。）。第二に、内部の細菌等を曝露させずに殺滅できるものでなければならない。

(2) 滅菌・殺菌の定義

「滅菌」及び「殺菌」については、外為法及び関係法令上明確な定義はなされていない。

滅菌に関しては、厚生労働大臣の定める日本薬局方において「被滅菌物中

の全ての微生物を殺滅又は除去すること」と定義されており、その中で乾熱による滅菌法についても定められている。また、日本薬局方には消毒法についても定めがあるが、乾熱による消毒法は講学上も存在しない。他方、「殺菌」なる概念については微生物殺滅法においてその概念の定めすらない（甲7）。また、講学上も、微生物殺滅法は滅菌と消毒に分類されており、殺菌法なる微生物殺滅法は存在しない（甲8）。

そこで、本件要件ハの規定する「殺菌」の解釈が問題となるところ、外為法による輸出管理規制は国際輸出管理レジームによる合意に基づきこれを国内法化したものであり、噴霧乾燥器の規制はAGの合意に基づくものであることからすれば、各規制要件の解釈にあたっては、原則としてAGの合意内容に従うのが相当である。

然るに、本件要件ハは、クロスフローろ過装置の規制要件（貨物等省令2条の22項4号ロ（一）「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」）に倣ったものであるところ、AGにおいては、クロスフローろ過装置に関する「滅菌」・「殺菌」の定義として、下記のとおり本件AG定義が置かれている。なお、前述のとおり「disinfection」は消毒と訳するのが正確であるが、ここでは貨物等省令の文言にしたがって「殺菌」と訳すこととする（和訳は原告ら訴訟代理人による。）。

記

In this control, 'sterilized' denotes the elimination of all viable microbes from the equipment through the use of either physical (eg steam) or chemical agents. 'Disinfected' denotes the destruction of potential microbial infectivity in the equipment through the use of chemical agents with a germicidal effect. 'Disinfection' and 'sterilization' are distinct from 'sanitization', the latter referring to cleaning procedures designed to lower the microbial content of equipment without necessarily achieving elimination of all microbial infectivity or viability.

(和訳)

この規制において、「滅菌される」とは、物理的手法（例えば蒸気）若しくは化学物質の使用を通じて全ての生存する微生物を機器から除去することを意味する。「殺菌される」とは、殺菌効果のある化学物質の使用を通じて機器内の潜在的な微生物の感染能力を破壊することを意味する。

「殺菌」及び「滅菌」は「洗浄」と区別される、後者は、全ての微生物の感染能力及び生命力の除去を達成することを要せず、装置内の微生物を低減するように設計された洗浄手順をいう。

以上

これによれば、「滅菌」とは、「物理的手法（例えば蒸気）若しくは化学物質の使用を通じて全ての生存する微生物を機器から除去すること」をいう。他方「殺菌」とは、「殺菌効果のある化学物質の使用を通じて機器内の潜在的な微生物の感染能力を破壊すること」、すなわち微生物学上の「化学的方法による消毒法」をいう。そして、「滅菌」と「殺菌」はいずれも、「全ての微生物の感染能力及び生命力の除去を達成すること」という点において「装置内の微生物を低減する」にすぎない洗浄と区別される。

本件要件ハにおける「滅菌又は殺菌をすることができるもの」は、これと同義と解するのが相当である。

(3) 本件各噴霧乾燥器は要件ハに該当するか

本件各噴霧乾燥器は、定置した状態で内部の滅菌をすることができる機能、及び定置した状態で内部の殺菌をすることができる機能のいずれも備わっていない。

定置した状態で内部の滅菌をすることができる機能としては、典型的には蒸気滅菌機能であるが、本件各噴霧乾燥器にかかる機能は備わっていない。また、本件各噴霧乾燥器に付属する乾燥用ヒーターを用いて装置内部に熱風を送り続けても、日本薬局方の定める乾熱滅菌の条件（被滅菌物を160℃

以上を2時間保つ)を満たす性能はない。

次に、定置した状態で内部の殺菌(=化学的方法による消毒)をすることができる機能であるが、本件各噴霧乾燥器にはCIP機能は備わっておらず、その他、定置した状態で化学物質による消毒を行う性能も備わっていない。

したがって、本件各噴霧乾燥器は、定置した状態で内部の滅菌をすることができる機能、及び定置した状態で内部の殺菌をすることができる機能のいずれも備わっていないから、本件要件ハに該当しない。

(4) 本件各噴霧乾燥器は曝露防止のための構造を有していない

本件要件ハの趣旨は、作業者の被曝防止である。そのため、製造された粉体のうち製品として回収されない全ての粉体に含まれる細菌等を、曝露させることなく殺滅することができなければならない。曝露が生じてしまうものは、本件要件ハの「定置した状態で内部を滅菌又は殺菌することができる」とはいえない(さらにいえば、輸出貿易管理令の定める「軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置」としての噴霧乾燥器にそもそも該当しない)。

然るに、本件各噴霧乾燥器は、内部の滅菌又は殺菌を予定したものでないため、粉体の製造時はもちろん、粉体の一部が装置内部内に堆積・残留している状態で付属ヒーターから送風すれば、装置内の粉体の一部が排風機から外部に排出されて曝露が生じる(いわゆるオープン型)。また、製品回収時の曝露防止のためのスプリットバタフライバルブが用いられていないため、製品回収時にも曝露が生じる。

なお、前者については、本件噴霧乾燥器1には排風機の先にHEPAフィルタが取り付けられているものの、HEPAフィルタは二重に設置しなければ粉体を完全に捕集することができるものでないであるところ、本件噴霧乾燥器1はHEPAフィルタを二重に設置できる構造を有していない。また、本件噴霧乾燥器2は構造上そもそもHEPAフィルタを設置できない。

したがって、本件各噴霧乾燥器はいずれも、曝露防止のための構造を有しておらず、乾燥運転中、及び製品回収中において、内部の粉体が外部に飛散してしまうから（甲22の1，22の2）、本件要件ハに該当しない。

3 捜査機関の定立する殺菌概念と本件各噴霧乾燥器の性能

(1) 捜査機関が各本件各噴霧乾燥器について本件要件ハに該当すると判断した理由

これに対し、警視庁公安部は、本件要件ハにおける滅殺菌概念について、クロスフローろ過装置に関して平成15年に定められた本件通達解釈、すなわち、「物理的手法あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるもの」と同義のものとして解釈されるとし、付属の乾燥用ヒーターによる乾熱で内部を温め、結果として装置内部の何らかの有害菌を死滅させることができればこれに該当する、との殺菌概念を定立した。そして、貨物等省令2条の2第1項二号に列挙されている微生物は全て病原性微生物であることから、乾熱によってこれらのうちいずれか1種類でも死滅させることができれば、「内部の殺菌をすることができるもの」に該当するとした（以下「公安部解釈」という。）。

そして、公安部解釈を前提として、①大腸菌は乾熱で90度以上を2時間保てば死滅させることができる、との有識者による実験結果、及び、②本件各噴霧乾燥器は、付属の乾燥用ヒーターによって装置内部を110度以上に保つことができるとの警視庁公安部による実験結果から、本件各噴霧乾燥器は本件要件ハに該当すると結論づけた。

また、曝露防止の点については、本件要件ハを含む規制要件とは無関係であるとして、考慮に値しないと結論づけた。

(2) 公安部解釈の誤り

しかし、以下に述べるとおり、公安部解釈は貨物等省令の解釈を誤ったも

のであり、相当でない。

ア 「殺菌」とは、殺菌効果のある化学物質の使用を通じたものを指す概念である

まず、公安部解釈が依拠する本件通達解釈は、平成14年にAGで合意された本件AG定義の原文に基づき、経済産業省が平成15年に定めたクロスフローろ過装置の滅殺菌要件にかかる解釈である。

しかし、レジームの合意事項を輸出管理法令に反映させることが経済産業省の重要な任務であり、かつ、AGで決定した原文は忠実に反映させるのが原則であるにもかかわらず、経済産業省は、本件AG定義に基づき本件通達解釈を定める際に、AG原文を忠実に反映させず、いわゆる意識を行った結果、重要な脱漏を生んだ。

すなわち、本件AG定義では、「殺菌される」(disinfected)とは、「殺菌効果のある化学物質の使用を通じて当該装置中の潜在的な微生物の感染能力を破壊することを意味する」と定義され、かつ、「殺菌及び滅菌」はいずれも、「全ての微生物の感染能力及び生命力の除去を達成することを必要」とする工程であることが明記されているのに対し、本件通達解釈では、次の2つの文節を脱漏した。

① Disinfected (殺菌) につき、「through the use of chemical agents with a germicidal effect」(殺菌効果のある化学物質の使用を通じて)との文節

② 'Disinfection' and 'sterilization' (殺菌及び滅菌) につき、「necessarily achieving elimination of all microbial infectivity or viability」(全ての微生物の感染能力又は生命力の除去を達成することが必要)との文節

国際的な協調が求められる輸出管理規制において、AGで明確に合意された定義と異なる内容の用語解釈を、法令上の根拠もなく、行政内部

の運用に過ぎない通達において独自に定めることは通常考えられないところ、経済産業省からも本件通達解釈が定められた際にAGにおける合意にない規制範囲を特に定めるものである旨の説明もなされていないことから、本件通達解釈における上記の脱漏は、これにより本件AG定義の内容との間に齟齬を生じることとなることが意識されずに、誤って生じたものと思われる（つまりは翻訳の際の誤訳と疑われる。）。

かかる脱漏の結果、本件通達解釈は、文言上、あたかも「殺菌」が殺菌効果のある化学物質の使用を通じたものに限定されないようにも読めてしまうこととなった。しかし、そのような解釈が相当でないのは本件AG定義から明らかである。

イ 「殺菌」は、不特定の菌の感染能力を破壊することを意味するのであり、何らかの菌の感染能力を破壊することができればよいということではない。

また、本件AG定義から明らかなおり、本件要件への「殺菌」とは「当該装置中の潜在的な微生物の感染能力を破壊する」ことをいうのであって、滅菌と同様に「全ての微生物の感染能力及び生命力の除去を達成すること」を必要とする手法である。したがって、何らかの特定菌を死滅させることができるにすぎないものはこれに該当しない。

ウ 経済産業省自身、本件通達解釈を噴霧乾燥器の規制運用に用いていない

上記のとおり、本件通達解釈は本件AG定義を忠実に反映したものと到底いえず、致命的な齟齬を抱えるものであったところ、経済産業省自身、平成25年に噴霧乾燥器の規制を導入時において、本件通達解釈を噴霧乾燥器の規制運用に用いることを意図しておらず、また、規制導入後の事業者に対する監督行政においても、本件通達解釈に定める滅殺菌概念が噴霧乾燥器に適用される旨の指導、指摘を一切行っていなかった

た。

第一に、経済産業省が、噴霧乾燥器の滅殺菌の解釈として本件通達解釈を用いて運用するのであれば、マトリクス表にその旨が明記され、輸出者に周知されるべきところ、経済産業省は、平成25年に噴霧乾燥器の規制を導入した際、マトリクス表の噴霧乾燥器の欄において滅殺菌の解釈を記載しなかった（甲11）。そして、経済産業省は、本件通達のうち用語解釈に関する部分を省略してホームページで開示しており（甲13）、輸出者はマトリクス表を参照するものとされているため、噴霧乾燥器の輸出者は本件運用解釈の存在すら知ることのできない状況であった。

第二に、原告会社は、平成25年の規制導入後、噴霧乾燥器の輸出にあたっては全て本件要件Aを非該当と判定の上、経済産業大臣の許可を受けずに輸出を行っていたし、業界全体しても、藤崎電機を除く全てのメーカーにおいて、噴霧乾燥器の輸出につきリスト規制該当品として許可を得てはいなかったが、経済産業省は、原告その他のメーカーに対して、本件通達解釈に基づく指導を一切行っていなかった。

第三に、原告会社は、平成28年7月のCISTECとの会議において、原告会社の汎用機は全て非該当である旨を明確に回答していたが、原告会社による噴霧乾燥器の輸出につき経済産業省による事後審査、行政指導、行政処分が行われたことも一切なかった。

第四に、現在は、マトリクス表の噴霧乾燥器の欄に本件通達解釈が記載されている（甲12）が、これは、本件の逮捕直前の時期に、何らの周知措置も講じられることなくひっそりと追記されたものである。

このように、経済産業省においても、少なくとも本件各噴霧乾燥器の輸出当時においては、本件通達解釈が噴霧乾燥器に適用されるとの運用を行っておらず、噴霧乾燥器業界においても本件通達解釈はその存在すら認知されていなかったのである。

エ 公安部解釈は他の参加国の法令・運用とも異なる

加えて、公安部解釈は、国際的にみてもまったく妥当でない。

前述のとおり、本件AG定義は、AGの参加国のうち国内法が未整備のトルコ共和国と日本を除く全てのAG加盟国において、AG原文のまま、又はそれを自国の公用語に直訳されたものが各国内法において定められている（甲10）。

また、AGの主要参加国である米国の政府発行の解説書であり、AGのホームページに掲載されている「AGコモンコントロールリストハンドブック」においても、付属ヒーターにより内部に熱風を送ることができる機能をもって規制対象と扱う旨の記述はなされていない（甲9）。

このように、他のAG参加国においても、付属ヒーターによる熱風を内部に送り込んで内部の何らかの微生物を殺滅できれば規制該当としてよい、といった法令上の定めはないし、運用もなされていない。

公安部解釈は、国際的にもまったく認められていない独自の解釈なのである。

オ 曝露防止の点について

警視庁公安部は、曝露防止の点については、噴霧乾燥器の規制要件とは無関係である、すなわち曝露が生じてしまうものであっても規制の対象となると解釈した。

しかし、本件要件への趣旨が曝露防止にあるにもかかわらず、曝露を防止できず製造した粉体が外部に漏れてしまう噴霧乾燥器であっても規制該当とするのは、もはや暴論というほかない。

C I S T E Cが発行する「輸出管理品目ガイド」においても、噴霧乾燥器の規制要件の解説部分において「装置を分解せず組み立てた状態で、乾燥粉体が漏れない状態にして、又は製造作業者が粉体を吸入したり、粉体に接触したりすることなく内部を滅菌・殺菌ができる構造を

示している」と明記されている（甲6・54頁）。

警視庁公安部が滅殺菌の解釈においてその見解に依拠した四ノ宮教授ですら、被曝の点を、一番問題となるであろうと前置きした上で、定置した状態でその製造した細菌を全て殺すことができれば被曝はないという前提で自己の見解を述べている。警視庁公安部が四ノ宮教授に対して、噴霧乾燥中及び製品回収時に製造された粉体が外部に洩れ出るとの情報伝えていけば、四ノ宮教授においても本件要件ハに該当しないとの見解を示したであろうことが窺われる。

- (3) 公安部解釈を前提としても、本件各噴霧乾燥器は本件要件ハに該当しない

上記のとおり、警視庁公安部は、滅殺菌概念につき独自の公安部解釈を定立したうえで、①大腸菌は乾熱で2時間、90度以上に保てば死滅させることができる、との有識者による実験結果、及び、②本件各噴霧乾燥器は、付属の乾燥用ヒーターによって装置内部を110度以上に保つことができる、との警視庁公安部による実験結果から、本件各噴霧乾燥器はいずれも本件要件ハに該当すると結論づけている。

しかし、本件各噴霧乾燥器は、付属の乾燥用ヒーターによって装置内部を温め続けても、50度程度までしか温度が上がらない箇所が存在する。乾燥室内の「測定口」である（甲15・16）。さらには「測定口」の温度は粉体が堆積している状態では40℃にも達しない（甲17・18）。

警視庁公安部による温度実験では、「測定口」の温度は計測されていないのであるから、公安部解釈を前提としてもその立証に不十分である。

また、大腸菌は乾熱で90度以上を2時間保てば死滅させることができるとの有識者による実験結果は、粉体ではなく液体の溶媒中に生菌として存在する大腸菌を使用した実験によるものであるから、粉体として堆積している大腸菌の耐熱性の立証に全く不十分である。実際、原告会社が実施した実験

の結果、本件各噴霧乾燥器のいずれについても、粉体として装置内部に付着、堆積した大腸菌の一部は、付属ヒーターを用いて240℃の熱風を9時間装置内部に送り続けても死滅しなかった（甲20・21）。

したがって、公安部解釈を前提としても、警視庁公安部が行った実験結果では、本件各噴霧乾燥器が要件ハに該当する性能を有するとは到底いえない。

4 小括

以上のとおり、公安部解釈は、①殺菌効果のある化学物質の使用を通じた消毒以外の方法による「殺菌」なるものを滅殺菌概念に含める点で法令解釈として相当でなく、さらに、②何らかの特定菌を死滅させることができれば内部の殺菌がされたものとする点でも法令解釈として相当でない。

本件要件ハの定める「滅菌又は殺菌をすることができるもの」とは、本件AG定義と同一の意義、すなわち、①滅菌とは、物理的手法（例えば蒸気）若しくは化学物質の使用を通じて全ての生存する微生物を機器から除去することをいい、②殺菌とは、殺菌効果のある化学物質の使用を通じて機器内の潜在的な微生物の感染能力を破壊することをいう。そして、滅菌と殺菌はいずれも、全ての微生物の感染能力及び生命力の除去を達成することという点において装置内の微生物を低減するにすぎない洗浄と区別される。

しかるに、本件各噴霧乾燥器は、定置した状態で内部の滅菌をすることができる性能、及び内部の殺菌をすることができる性能のいずれも有していないのであるから、本件要件ハに該当しない。

また、本件各噴霧乾燥器は、製造前後において粉体の曝露を防止することができないから（甲22の1、甲22の2）、この点においても本件要件ハに該当しない。

そして、仮に「殺菌」の解釈について公安部解釈に立ったとしても、本件各噴霧乾燥器は、付属ヒーターにより熱風を装置内部に送り続けても装置内部に堆積した粉体の大腸菌等を全て死滅させることができるものでないから、いずれにせ

よ本件要件ハに該当しない。

第4 捜査機関による逮捕及び勾留請求が違法であること

1 概要

前述のとおり、警視庁公安部は、平成29年5月に本件の捜査に着手し、平成30年10月に原告会社本社等の搜索差押を行い、同年12月以降、原告大川原らを含む原告会社の役職員に対して少なくとも延べ264回にわたる取調べを行った上、令和2年3月11日に本件被疑事実1により原告大川原らを通常逮捕した。そして、■■■■検事は、同月12日に本件被疑事実1により原告大川原らに関する勾留請求を行い、原告大川原らは同月13日に勾留された。その後、同年5月26日、大川原らは、本件被疑事実2により通常逮捕され、■■■■検事は、同月27日に本件被疑事実2により勾留請求を行い、同月28日に原告大川原らは勾留された（以下、これら逮捕及び勾留請求をあわせて「本件逮捕及び勾留請求」という。）。

しかし、前述第3のとおり、本件噴霧乾燥器は客観的規制要件に該当するものではなく、本件被疑事実1及び本件被疑事実2にかかる犯罪事実は存在しなかった。そのため、令和3年7月30日、本件噴霧乾燥器について法規制に該当することの立証が困難と判断されたとの理由により検察官より公訴取消申立がなされ、同年8月2日、東京地方裁判所により公訴棄却決定がなされた。

この点、捜査機関は、捜査により現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を総合的に勘案すれば、遅くとも令和2年3月11日には、本件要件ハに関する公安部解釈が法令解釈として相当でないことを認識していたか、又は容易に認識することができた。また、遅くとも同時点には、それまでに警視庁公安部が行った実験結果をもって、公安部解釈を前提とした本件各噴霧乾燥器の本件要件ハ該当性を立証できないことを知り、又は容易に知り得た。

したがって、捜査機関は、遅くとも令和2年3月11日には、本件各噴霧乾燥器が規制要件に該当する客観的性能を有しないこと、ひいては本件被疑事実1及

び本件被疑事実2にかかる嫌疑がないことを知り、又は当然知りうべきであったのであり、刑事訴訟法199条又は同法60条1項本文が定める犯罪の嫌疑を判断する上で、客観的に合理的根拠を欠き、又は合理的な判断過程を経ずに、本件逮捕及び勾留請求を行ったものであるから、本件逮捕及び勾留請求は国家賠償法1条1項の適用上、違法である。

以下、詳述する。

2 逮捕及び勾留請求の国家賠償法上の違法性判断基準について

国家賠償法1条1項は、国の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国がその損害を賠償すべきことを定めているところ、被疑者の逮捕及び勾留請求は、刑事訴訟において無罪判決が確定したというだけで直ちに違法となることはないとしても、逮捕及び勾留請求の時点において、捜査により現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を総合勘案し、刑事訴訟法199条又は同法60条1項本文が定める犯罪の嫌疑を判断する上で、客観的に合理的な根拠を欠き、又は合理的な判断過程を経ていなかったのであれば、国家賠償法1条1項の適用上、違法と評価されるべきである（最判昭和53年10月20日（民集32巻7号1367頁）、最判平成元年6月29日（民集43巻6号664頁）等）。

3 公安部解釈の誤りを看過した点が違法であること

(1) 総論

前述第2・3・(3)のとおり、本件で捜査が開始された平成29年5月頃、規制当局である経済産業省ですら本件要件ハに関する解釈を確立していなかったところ、前述第3・3・(1)のとおり、警視庁公安部は、平成30年1月頃、本件要件ハにおける滅殺菌概念について、「物理的手法あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるもの」をいうもの

とし、かつ、噴霧乾燥器付属の乾燥用ヒーターによる乾熱で内部を温め、結果として何らかの有害菌を死滅させることができればこれに該当する、との公安部解釈を定立し、捜査機関は、かかる本件要件への解釈に基づいて本件逮捕及び勾留請求を行った。

しかし、前述第3・3・(2)で詳述したとおり、本件要件へに関する公安部解釈は貨物等省令の解釈を誤ったものであり、捜査機関は、①「殺菌」が「殺菌効果のある化学物質の使用」、つまりは薬液殺菌に限定されると解釈することが相当なこと、②「殺菌」が何らかの菌の感染能力を破壊できればよいということではないこと、③粉体曝露を防止できないこと等を看過した。

この点、捜査機関は、公安部解釈に関し、四ノ宮教授の見解、本件通達解釈、及び経済産業省の回答をその根拠としていたようであるが、遅くとも本件被疑事実1により原告大川原らを通常逮捕した令和2年3月11日の時点において、捜査により現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠を合理的に検討すれば、公安部解釈の各根拠が極めて薄弱なものであり、公安部解釈が誤りであることを知り、又は容易に知り得たのであって、原告大川原らに外為法違反の嫌疑がないことを知り、又は容易に知り得た。

以下詳述する。

(2) 公安部解釈が誤りであることは知り、又は容易に知り得たこと

ア 四ノ宮教授の見解が信用できないことを認識し、又は容易に認識し得たこと

公安部解釈は、四ノ宮教授を中心とした有識者の見解をその根拠の一としているようである。

この点、四ノ宮教授らの見解についていえば、公安部解釈は、四ノ宮教授の見解のみならず、清水准教授、佐々木教授、及び浦島教授の各見解が一致していることを前提として定立されたものであるところ、前述

第2・5・(2)・ウのとおり、このうち清水准教授の見解は████警部補による捏造であり、また佐々木教授の見解のうち「潜在的な微生物」の意義に関する部分は████警部補による捏造であって、四ノ宮教授の見解について多くの有識者が一致した見解を述べていたなどという事実はない。

また、前述第2・5・(2)・アのとおり、四ノ宮教授の見解は、①殺菌(disinfected)は殺菌効果のある化学物質の使用を通じて(through the use of chemical agents with a germicidal effect)行われるものであること、②「殺菌及び滅菌」(disinfection and sterilization)は全ての微生物の感染能力又は生命力の除去を達成することが必要(necessarily achieving elimination of all microbial infectivity or viability)であること、とする本件AG定義と明らかに異なる内容であり、AGで決定した原文は忠実に反映させる原則があるとの四ノ宮教授自身の知見とも矛盾するものであった。にもかかわらず、警視庁公安部は、かかる矛盾について四ノ宮教授に確認すら行っていない。

さらには、前述第2・5・(2)・エのとおり、四ノ宮教授の見解のうち、省令に定める微生物のどれか1種類でも死滅すればよいとの点についても、警視庁公安部は、生物化学兵器の製造に用いる以上、病原性微生物のうち熱に強い芽胞菌をも殺滅できるものでなければならないとする矢野教授、健栄製薬研究開発部長、及び大久保教授の対立する見解を聴取しており、さらには、経済産業省からもこれら反対意見と同様の指摘を受けていた。

その上、前述第2・5・(2)・アのとおり、四ノ宮教授は、被曝の点を一番問題となるであろうとし、定置した状態でその製造した細菌を全て殺すことができれば被曝はないと述べているにもかかわらず、警視庁公安部は四ノ宮教授に対して、本件各噴霧乾燥器において噴霧乾燥中及び

製品回収時に製造された粉体が外部に洩れ出るとの情報を伝えておらず、四ノ宮教授の意見はこの点について何らも言及していない。仮に捜査機関がかかる事実を四ノ宮教授に伝えていたとすれば、四ノ宮教授は本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当しえないとの見解を示したはずである。

このように、捜査により現に収集した証拠資料からすれば、仮に四ノ宮教授が公安部解釈の根拠となる見解を述べていたとしても、それは一有識者の私見に過ぎないし、四ノ宮教授の見解に反する有識者の意見も多数あった。さらには、四ノ宮教授の見解自体、AGで決定した原文は忠実に反映させる原則があるとの四ノ宮教授自身の知見とも矛盾する上に、警視庁公安部が被曝の事実を伝えていなかった結果、曝露防止措置に関する点に関する解釈・検討が全くなされていない。

つまりは、本件逮捕及び勾留請求当時、捜査により現に収集した証拠資料からすれば、四ノ宮教授の見解を根拠として公安部解釈の相当性が裏付けられる状況にはなかった。

また、このような状況からすれば、捜査機関は、通常要求される捜査として、反対意見の検討や、四ノ宮教授やその他の有識者に対して、AG定義規定との齟齬、本件各噴霧乾燥器に曝露防止措置が施されていない点などについての見解をさらに聴取するなどの検証を行うことが必須であった。にもかかわらず捜査機関は、かかる検証が容易であるにもかかわらず、全く怠った。仮にかかる検証を行っていたら、四ノ宮教授の見解を根拠として公安部解釈の相当性が裏付けることができないことはより一層明らかとなったはずである。このことは、警視庁公安部が、四ノ宮教授の見解の妥当性に疑問を生じさせる上記各捜査資料を、起訴前に、[REDACTED] 検事に対して意図的に送致しなかったことから明らかである。

以上のとおり、本件逮捕及び勾留請求当時、捜査により現に収集した証拠資料、及び通常要求される捜査により得られた証拠資料を総合的に

勘案すれば、捜査機関は、公安部解釈がその根拠とする四ノ宮教授の見解が信用できるものではないことを認識し、又は容易に認識し得た。

イ 経済産業省の回答が信用できないことを認識し、又は容易に認識し得たこと

公安部解釈は、警視庁公安部が、本件噴霧乾燥器1について平成30年8月3日に、本件噴霧乾燥器2について令和元年7月26日にそれぞれ行った、経済産業省の安全保障貿易管理課長宛のリスト規制に該当する貨物か否かに関する各照会に対する各回答書を根拠の一とするようである。

しかし、前述第2・5・(6)で詳述したとおり、経済産業省の同回答書は、①殺菌の解釈について警視庁公安部による解釈が有識者からの聴取結果に基づくものであること、②本件噴霧乾燥器1の装置内部に熱風を送った際の最低温となる箇所は「バグフィルタの下部」であり、当該箇所が乾熱により110℃以上を維持できること、に加え、③製造された粉体が器械内部に付着し、重なり合った状態であっても、殺菌が可能であること（粉体であっても結果は変わらないこと）、及び④HEPAフィルタの設置により粉体が曝露しない状態を保つことが可能であること（曝露しないこと）を前提としたものであり、かつ、規制該当につき断定を避けた表現（「と思われる」）が用いられたものであった。

この点、有識者の見解についていえば、前述のとおり、多数の有識者の見解が一致しているかのようであるが、清水准教授及び佐々木教授の見解の一部は■■■■警部補及び■■■■警部補による捏造であり、多数の有識者の見解が一致していた事実はなかった。加えて、四ノ宮教授の見解を記載した聴取結果報告書においては、四ノ宮教授がAG原文を忠実に反映すべきと述べている点が意図的に除かれている。また、生物化学兵器の製造に用いる以上、病原性微生物のうち熱に強い芽胞菌を殺滅でき

るものでなければならぬとする有識者の見解や、四ノ宮教授が曝露防止措置が問題となると述べた点など、公安部解釈に不利な証拠資料が意図的に除かれている。

次に、本件噴霧乾燥器1の内部に熱風を送った際の最低温度箇所が「バグフィルタ」下部であることに関する実験結果が添付資料とされていたが、前述第2・4・(3)・イ及び同ウのとおり、本件噴霧乾燥器1の内部に熱風を送った際の最低温度箇所は乾燥室内の「測定口」であり、同資料の内容は誤っている（付言すると、後述するとおり、警視庁公安部はかかる誤りを知り、又は容易に知り得た。）。

さらに、前述第2・4・(3)・エのとおり、製造された粉体が器械内部に付着し重なり合った状態であっても殺菌が可能であるとの清水准教授の見解も誤っている（付言すると、後述するとおり、警視庁公安部はかかる誤りを知り、又は容易に知り得た。）。

そして、前述第2・4・(4)のとおり、本件各噴霧乾燥器はいずれも、HEPAフィルタの設置により粉体が曝露しない状態を保つことが不可能であり、粉体の製造前後において粉体が曝露してしまう構造であった。

このように、経済産業省の回答書が前提とした添付資料の内容は、いずれも誤りであるか、極めて誤導的であり、捜査機関は当時において、このような添付資料の問題点を知り、又は容易に知り得た。

したがって、これら添付資料を前提とした経済産業省の回答は信用できないものであり、いわば捜査機関により都合よく誘導されたものであって、捜査機関は経済産業省の回答が信用できないものであることを認識し、又は容易に認識し得たのであるから、かかる経済産業省の回答をもって、公安部解釈の妥当性を担保することは不可能である。

以上のとおり、本件逮捕及び勾留請求当時、捜査により現に収集した証拠資料、及び通常要求される捜査により得られた証拠資料を総合的に

勘案すれば、捜査機関は、公安部解釈がその根拠とする経済産業省の回答が信用できないことを認識し、又は容易に認識し得た。

ウ 本件通達解釈が不合理であることを認識し、又は容易に認識し得たこと

(ア) 総論

公安部解釈は、本件通達解釈を根拠の一としているようである。

この点、前述第3・2・(2)で詳述したとおり、本件要件ハは本件AG定義と同義に解釈するのが相当であり、本件通達解釈は誤りである。

そして、本件通達は、法令の委任を受けた政省令と異なり、その性質上、行政庁内部の運用基準に過ぎない。したがって、本件通達解釈の存在を前提としても、本件通達解釈の内容が貨物等省令の解釈として不合理であり、捜査機関がその不合理性を知り、又は容易に知り得たのであれば、本件通達解釈を根拠の一としたとしても、本件逮捕及び勾留請求は違法であることを免れない。

以下、詳述する。

(イ) 本件通達解釈が噴霧乾燥器規制の実務において全く考慮されていなかったこと

前述第2・3・(3)で詳述したとおり、経済産業省自身、平成25年に噴霧乾燥器の規制を導入して以降、本件通達解釈が噴霧乾燥器に適用されるとは捉えておらず、原告会社を含む関連事業者に対する監督行政においても、本件通達解釈に定める滅殺菌概念が噴霧乾燥器規制に適用されるとの指導、指摘を行ってこなかった。

すなわち、経済産業省が、平成25年に噴霧乾燥器の規制を導入した際、マトリクス表の噴霧乾燥器の欄において滅殺菌の解釈を記載しておらず、経済産業省がかかる記載を行ったのは、本件逮捕及び勾留請求直前の令和2年1月のことである（当然、同時点まで国内の噴霧乾燥器の

輸出事業者が本件通達解釈を知る由もなく、また経済産業省はかかる記載を一切周知することなく行った。)。そして、経済産業省は、原告その他のメーカーに対して、本件通達解釈に基づく指導を一切行ったことはなく、原告会社による噴霧乾燥器の輸出についても、事後審査、行政指導、行政処分が行われたことは一切なかった。

そして、前述第2・3・(3)・オ及び第2・5・(1)で詳述したとおり、国内事業者においても、捜査機関は、遅くとも平成29年9月までには、国内で噴霧乾燥器を取り扱う各メーカーにおいても、リスト規制に基づく許可申請を行っていた会社が藤崎電機を除き存在せず、かつ、藤崎電機が許可申請を行ったのは殺菌概念がそもそも曖昧であるため、独自の素人的判断から「一応該当にした方がいい」としたという極めて消極的な理由によるものであり、本件通達解釈によるものではないことを把握していた。また、捜査機関は、遅くとも平成30年1月には、国内の噴霧乾燥器のユーザーにおいて、粉体製造後、内部の洗浄を行わずに付属のヒーターからの乾熱で内部を殺菌するなどという使用法を行っている者が皆無であることを把握していた。

このように、当時、規制官庁である経済産業省も関連事業者も、本件通達解釈に定める滅殺菌概念が噴霧乾燥器規制に適用されるなどとは全く考えておらず、少なくとも本件逮捕及び勾留請求当時、本件通達解釈が噴霧乾燥器規制の実務に定着していたとは到底いえず、それどころか、本件通達解釈は実務において全く考慮すらされていなかったことは明らかであり、捜査機関はかかる実情をよく把握していた。

このような状況に鑑みれば、捜査機関は、本件通達解釈の合理性について強い疑いを持っていたはずであるし、また当然持つべきであった。

(ウ) 本件通達解釈と本件 AG 定義との齟齬が一見して明らかであったこと

前述第2・3・(1)・エのとおり、本件要件ハに関する本件通達解釈は、

本件 A G 定義の原文にある「through the use of chemical agents with a germicidal effect」（殺菌効果のある化学物質の使用を通じて）及び「necessarily achieving elimination of all microbial infectivity or viability」（全ての微生物の感染能力又は生命力の除去を達成することが必要）の両文節が欠落し、その結果、本件 A G 定義と意味が異なる内容となっているとの致命的な欠陥があるが、この点については同原文を参照しさえすれば一目瞭然である。この点、警視庁公安部は、本件 A G 定義の内容を把握していたのであるから、本件逮捕及び勾留請求当時、捜査機関はかかる本件通達解釈の重大な欠陥を認識し、又は容易に認識し得た。

他方、経済産業省がレジームの合意事項を輸出管理法令に反映させることを重要な任務としていることは周知の事実であり、平成 29 年 5 月 18 日には四ノ宮教授からも、A G で決定した原文は忠実に反映させる原則がある旨の指摘を受けていた。

そもそも、国際的な協調が求められる輸出管理規制において、A G で明確に合意された定義と異なる内容の用語解釈を、法令上の根拠もなく、行政内部の運用に過ぎない通達において独自に定めること自体、通常考えられない。

このような状況に鑑みれば、捜査機関は、本件通達解釈の合理性について強い疑いを持っていたはずであるし、また当然持つべきであった。

(エ) 日本以外の A G 参加国において本件通達解釈と異なる国内法令の定め及び運用がなされていたこと

前述第 2・3・(2)で詳述したとおり、本件 A G 定義は、A G の参加国のうち国内法が未整備のトルコ共和国と日本を除く全ての国において、原文のまま、又はそれを自国の公用語に直訳されたものが各国内法において定められている（甲 10）。これはインターネットによる検索によってすら容易に把握できる事実である。

また、第2・3・(4)のとおり、AGの主要参加国である米国の政府発行の解説書であり、AGのホームページに掲載されている「AGコモンコントロールリストハンドブック」においても、規制対象品の「特記すべき特徴」(Notable Features)として、規制対象となる噴霧乾燥器の特徴が具体的に記述されているが、滅殺菌要件との関係で挙げられているのは、「定置した状態で蒸気滅菌をすることのできる噴霧乾燥器」(a spray dryer capable of in situ steam sterilization)と、「これと同様のことができる定置した状態での薬液消毒」(disinfection in situ, which also can be done with germicidal chemicals)のみで、付属ヒーターにより内部に熱風を送ることができる機能をもって規制対象と扱う旨の記述はなされていない(甲9)。同ハンドブックは、さらに、規制対象の噴霧乾燥器の「典型的な用途」(Typical Applications)を医薬品とする一方、食品、セラミックス、化学業界において使用される噴霧乾燥器はAG規制の仕様を満たす可能性は「著しく低い」と明記している(甲9)。これらの記載からも、AGにおいて規制対象の噴霧乾燥器として扱われているのは、典型的には医薬品用途に用いられるような、定置した状態での滅菌又は薬液消毒の機能が付いた噴霧乾燥器であることは明らかであって、本件通達解釈に合致する解釈・運用はなされていない。

このように、日本以外のAG参加国において、滅殺菌概念について本件通達解釈ないし公安部解釈の内容に相当する法令上の定めも解釈・運用の事実もなく、このことは捜査機関において容易に把握できる。

AGが国際輸出管理レジームであって、参加国において同等の規制運用がなされるのが原則であることは周知の事実であり、このような状況に鑑みれば、捜査機関は、本件通達解釈の合理性について強い疑いを持っていたはずであるし、また当然持つべきであった。

(オ) 本件通達解釈により本件要件への存在意義を没却することとなるこ

と

経済活動の自由を謳った憲法 22 条を引き合いに出すまでもなく、貨物等省令による経済活動の自由の制約が最小限でなければならないことは当然である。外為法においても、対外取引が自由に行われることが基本であり、同法は対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うに過ぎないことが明記されている（外為法 1 条）。

この点、付属ヒーターにより内部に熱風を送ることができる機能は全ての噴霧乾燥器に共通の機能であるから、これをもって規制対象と扱うのであれば、世に存在するほぼ全ての噴霧乾燥器が本件要件ハに該当することになる。政省令のように法令の委任に基づくものでなく、法令の範囲で行政の内部運用を定めるに過ぎない通達において、必要最小限の管理の観点から規制対象に絞りをかける本件要件ハの存在意義を完全に没却し、かつ法令の元となった国際的な合意においても予定されていない解釈を独自に行うことは、「解釈」の範疇を超えるものといわざるを得ず、本件通達解釈が極めて不合理であることは明白であった。

付言すれば、前述第 2・5・(2)・オのとおり、警視庁公安部は、「disinfected」が微生物学及び医療分野において「消毒」を意味する語であり、本件要件ハにある「殺菌」との和訳が不正確であって AG の原文に忠実でないことについて、多数の有識者から指摘を受けていた。このことからしても、捜査機関は、明確な定義を欠く「殺菌」との文言の曖昧さから、その解釈が広範となることに特に注意的であるべきであった。

このような状況に鑑みれば、捜査機関は、本件通達解釈が本件要件ハの存在意義を没却するものであり、その合理性に強い疑いがあることを認識し、又は当然認識すべきであった。

(カ) 警視庁公安部による捜査資料の隠避から本件通達解釈の不合理性について認識していたと推認できること

前述のとおり、警視庁公安部は、四ノ宮教授の見解の妥当性に疑問を生じさせる捜査資料、経産省との複数回に亘る打ち合わせに関する捜査メモを含む、本件通達解釈ないし公安部解釈の相当性に強い疑問を生じさせる捜査資料、並びに本件通達解釈ないし公安部解釈と矛盾する内容の多数のユーザーおよびメーカーからの聴取内容（捜査メモ）を、■■■■検事に対して意図的に送致しなかった。

これらの捜査資料がいずれも本件通達解釈の不合理性を示唆するものであることからすれば、公訴権を独占し適用法令の判断について責任を負う検察官に対して送致し、その判断の前提とするのが当然である。

にもかかわらず、警視庁公安部はこれらを■■■■検事に対して意図的に送致しなかったのであるから、かかる警視庁公安部の極めて不合理な判断からすれば、警視庁公安部において、これらの捜査資料を判断の前提とすると、本件通達解釈が不合理であることが明らかとなり本件が不起訴となる可能性が生じることを認識していたことが推認できる。

(キ) 小括

以上のとおり、本件逮捕及び勾留請求当時、捜査により現に収集した証拠資料、及び通常要求される捜査により得られた証拠資料を総合的に勘案すれば、捜査機関は、公安部解釈がその根拠とする本件通達解釈が不合理であることを認識し、又は容易に認識し得た。

(3) 小括

以上のとおり、捜査機関は、遅くとも本件被疑事実1により原告大川原らを通常逮捕した令和2年3月11日の時点において、捜査により現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠を合理的に検討すれば、公安部解釈がその根拠とする、四ノ宮教授の見解、経済産業省の回答が信用できず、かつ、本件通達解釈が不合理であることを認識し、又は容易に認識し得た。

したがって、捜査機関は、遅くとも同時点において、本件要件ハの解釈について公安部解釈が誤りでことを認識し、又は容易に認識し得たのであるから、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する性能を有しないこと、ひいては、原告大川原らに外為法違反の嫌疑がないことを知り、又は知り得たにもかかわらず、本件逮捕及び勾留請求を行ったといえる。

よって、本件逮捕及び勾留請求は、国家賠償法1条1項の適用上、違法であることを免れない。

4 捜査機関が行った実験結果によっては公安部解釈による「殺菌」を立証できないことを看過した点が違法であること

(1) 総論

前述のとおり、捜査機関は、滅殺菌概念において独自の公安部解釈を定立したうえで、①大腸菌は乾熱で90℃以上を2時間保てば死滅させることができるとの有識者による実験結果、及び、②本件各噴霧乾燥器は、付属の乾燥用ヒーターによって装置内部を110℃以上に保つことができる、との警視庁公安部による実験結果から、本件各噴霧乾燥器は本件要件ハに該当する性能を有すると判断し、本件逮捕及び勾留請求を行った。

しかし、前述第2・4・(3)・イのとおり、本件各噴霧乾燥器内部の「測定口」は、付属の乾燥用ヒーターによって装置内部を温め続けても、50℃程度までしか温度が上がらないところ、警視庁公安部による温度実験では、測定口の温度は計測されていないから、かかる実験によって「装置内部を110℃以上に保つことができる」との結論を導くことはできない。そして、大腸菌は乾熱で2時間、90℃以上に保てば死滅させることができるとの有識者による実験結果は、大腸菌を粉体ではなく液体の溶媒中に生菌として存在するものが使用されており、これによって本件各噴霧乾燥器内で粉体として堆積している大腸菌の耐熱性の程度を検証することはできない。

このように、捜査機関は、遅くとも本件被疑事実1により原告大川原らを

通常逮捕した令和2年3月11日の時点において、捜査により現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠を合理的に検討すれば、公安部解釈を前提としたとしても、同時点までに捜査機関が行った実験結果をもって本件各噴霧乾燥器が「殺菌」が可能な性能を有することすら立証できないことを知り、又は容易に知り得たのであり、原告大川原らに外為法違反の嫌疑がないことを知り、又は容易に知り得た。

以下詳述する。

(2) 本件各噴霧乾燥器内部の温度が上がりにくい箇所を見落としたこと

ア 捜査機関による本件逮捕及び勾留請求前の乾熱実験

前述第2・5・(5)のとおり、警視庁公安部は、アイエスジャパンからの聴取結果を参考とし、本件噴霧乾燥器1を用いて、平成30年4月10日及び平成30年7月23日に実験を行い、「バグフィルタの下部」が最低温度の箇所であるとし、同箇所の温度が3時間7分以降にわたり11.7℃以上を維持すると結論付けた。また、警視庁公安部は、本件噴霧乾燥器2を用いて、令和元年5月15日に実験を行い、「サイクロンの下部」の温度が11.0℃以上を維持すると結論付けた。

そして、捜査機関は、これらの実験結果をもって、本件各噴霧乾燥器が公安部解釈を前提とする本件要件ハを充足する性能を有すると判断し、本件逮捕及び勾留請求を行った。

イ 捜査機関が「測定口」が最低温度箇所であることを認識し、また容易に認識し得たこと

本件各噴霧乾燥器の内部の構造を観察すれば、「測定口」の存在は直ちに把握できるものであり、一般常識からしても、このような筒状の突起箇所について、熱風が行き渡らず温度が上がりにくく、かつ粉体が堆積しうるであろうことは容易に認識できる。

この点、警視庁公安部の行った上記各実験は、アイエスジャパンから

の聴取結果を参考としたものと思料されるところ、アイエスジャパンは、「実際にどの場所が低くなるかを計測したことは無く、あくまで理論上の考えである」と述べ、あくまで憶測であることを留保していたのであり、かつ、アイエスジャパンは本件各噴霧乾燥器を保有するユーザーでもない。そして、捜査機関は、次に述べる原告会社役職員の「測定口」の温度が上がりにくい旨の供述を得た後において、アイエスジャパンに対して再度の聴取を行うことすらしていない。

他方、平成30年12月14日に行われた[]の取調べ（甲24）、同月25日に行われた[]の取調べ（甲23）、及び同日に行われた[]の取調べ（甲25）、及び同日に行われた原告[]の取調べ（甲26）において、同人らは、本件各噴霧乾燥器内部には袋小路となっているなど空気の流れにくい箇所が複数あり、これらの箇所は熱風が行き渡らない等の理由により温度が上がりにくい旨を述べ、また、具体的に「測定口」の温度が上がりにくいことまでも捜査機関に対して供述していた。加えて、当時被疑者であった原告大川原は、平成31年1月12日の取調べにおいて、粉体洗浄後に液体洗浄せずに熱風をかけるだけでは隅々まで殺菌することはできないと供述していた。さらに、当時被疑者であった亡相嶋は、平成31年1月24日頃の取調べにおいて、本件各噴霧乾燥器内部の「マンホール、覗き窓、温度計座、差圧計座及び導圧管」など、複数の温度の上がりにくい箇所があることを具体的に供述していた（甲27）。

原告会社製である本件各噴霧乾燥器の構造に知見を有する原告会社の役職員らに対する取調べにおいて、これだけの具体的な指摘を受けていた事情からすれば、当然、捜査機関は、本件各噴霧乾燥器の最低温度箇所が、「バグフィルタの下部」ではなく、乾燥室内の「測定口」であることを認識し、又は容易に認識し得た。

さらにいえば、警視庁公安部が、上記の本件各噴霧乾燥器内部の「測定口」の温度が上昇しないことを示唆する各捜査資料を、起訴前に■■■■検事に対して意図的に送致しなかった。かかる不合理な警視庁公安部の態度からすれば、警視庁公安部は、本件各噴霧乾燥器の最低温度箇所が、「バグフィルタの下部」ではなく、乾燥室内の「測定口」であることを認識していたと優に推認できる。

そして、本件逮捕及び勾留請求前に、本件各噴霧乾燥器の「測定口」の温度を測定する実験を実施することには何らの支障もなく、容易に実施し得た。特に、警視庁公安部が本件噴霧乾燥器2の温度計測実験を行ったのは、原告会社の役職員らから測定口の指摘を受けた後のことであり、この実験に際して測定口の温度計測を行うことは極めて容易であった。

ウ 小括

以上のとおり、本件逮捕及び勾留請求当時、捜査により収集した証拠を合理的に検討すれば、捜査機関は、本件各噴霧乾燥器内部の「測定口」の温度が上がらないことを知り、あるいは容易に知り得た。

さらには、前述のとおり、警視庁公安部が上記の各聴取結果を起訴前に■■■■検事に対して意図的に送致しなかったことからすれば、警視庁公安部が「測定口」の温度が上がらないことを認識していたことが推認できる。

公安部解釈を前提とすれば、本件各噴霧乾燥器の温度測定実験は、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する性能を有するか否かを決する極めて重要な実験であった。そして、本件噴霧乾燥器内部の「測定口」の温度測定実験を行うことは極めて容易であったのであるから、かかる実験を実施することは、通常要求される捜査というべきであり、かかる実験を遂行すれば、捜査機関は、「測定口」の温度が50℃程度までしか

上がらないとの実験結果は収集し得たことは明らかであり、したがって、本件各噴霧乾燥器が公安部解釈を前提としても、本件要件ハを充足しないものであり、原告大川原らに外為法違反の嫌疑がないとの結論に至ることができた。

にもかかわらず、警視庁公安部は、本件逮捕及び勾留請求当時、本件各噴霧乾燥器の「測定口」の温度測定実験を実施することを怠った結果、公安部解釈を前提としても、同時点までに捜査機関が行った実験結果では、本件噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する性能を有することを立証できないことを見落としたのであるから、本件逮捕及び勾留請求は、犯罪の嫌疑を判断する上で、客観的に合理的な根拠を欠き、又は合理的な判断過程を経ていなかったものであって、違法である。

(3) 粉体化した細菌での耐熱性の検証を怠ったこと

ア 捜査機関による本件逮捕及び勾留請求前の耐熱性試験

前述第2・5・(4)のとおり、千葉大学の清水准教授は、平成29年1月22日に、警視庁公安部の照会に対し、大腸菌O157を含む培養液をスライドガラスに載せ、乾熱滅菌器に入れ乾熱する実験により、100℃を60分間維持する乾熱処理を行ったところ大腸菌が死滅した旨の実験結果報告を提出し、また岐阜大学の田中教授は、平成30年2月19日に、大腸菌（非芽胞菌）及びウエルシュ菌（芽胞菌）を、「菌液」を注いだシャーレにペーパーディスクを入れ、110℃を2時間維持する乾熱処理を行ったところ、両細菌が死滅した旨の実験結果報告を提出した。また、千葉大学の清水准教授は、平成30年5月17日に、警視庁公安部の照会に対し、大腸菌O157を含む培養液をスライドガラスに載せ、乾熱滅菌器に入れ乾熱する実験により、90℃を2時間維持する乾熱処理を行ったところ大腸菌が死滅した旨の実験結果報告を提出した。

そして捜査機関は、これらの実験結果報告をもって、本件噴霧乾燥器

が公安部解釈を前提とする本件要件ハを充足する性能を有すると判断し、本件逮捕及び勾留請求を行った。

イ 捜査機関が粉体化した細菌による実験でなければ本件要件ハの該当性を判断できないことを認識し、また容易に認識し得たこと

これら警視庁公安部が聴取した各実験は、いずれも粉体化していない細菌を用いた乾熱滅菌器での実験にすぎず、粉体で堆積した状態での大腸菌等の耐熱性について何らの立証にもならない。そして、本件要件ハについて公安部解釈を前提とするとしても、噴霧乾燥器の内部の「殺菌」をするならば、細菌は粉体として装置内部に付着、堆積している状態にあるのだから、このような粉体の状態にある細菌を死滅させることができなければ、装置内部の「殺菌」をすることができるとはいえないことは明白であった。

そして、本件逮捕及び勾留請求前に、実際に粉体化された細菌を用いた実験を実施することには何らの支障もなく、容易に実施し得た。

さらに、警視庁公安部は、本件逮捕及び勾留請求を行う前に、四ノ宮教授から、本件要件ハの殺菌対象は「装置内部の粉体残留箇所」である旨を聴取しており、他方、大阪府立環境農林水産総合研究所から、粉体の状態で乾熱運転した場合に焦げた粉体の下の菌が生き残っている可能性を指摘されていた。また田中教授からも、最も化学的な方法は乾熱滅菌器を使用した方法だが、最も省令の趣旨に沿った方法は粉体の菌を使用した実験といえる旨を聴取していた（なお、かかる田中教授の指摘は、聴取結果報告書には記載されておらず、極めて不自然であることを指摘しておく。）。

そして、当時被疑者であった原告大川原は、平成31年1月12日の取調べの際、粉体になった菌を乾熱で死滅させることは困難であり、いったんウェットダウンさせなければならない旨を述べ、粉体での実験の

必要性について具体的に指摘していた。

これらの聴取結果からしても、警視庁公安部は、本件逮捕及び勾留請求当時、実際に粉体化された細菌を用いた実験によらなければ、本件各噴霧乾燥器の本件要件ハ該当性の判断ができないことを認識し、又は容易に認識し得たことは明らかである。

この点、前述第2・5・(4)・オのとおり、警視庁公安部の■■■■警部補は、平成29年12月4日、すでに上記1回目の乾熱滅菌器での実験を終えていた清水准教授に電話をかけ、たとえ粒子が重なった状態で乾熱処理をしたとしても、芽胞を形成しない菌であれば、100℃程度の乾熱で細菌全体の水分が枯渇して死滅する、噴霧乾燥器による乾熱処理で機器装置内部の細菌が焦げ付いたとしても、熱の浸透がやや遅くなるが、最終的には細菌の内部まで熱が行き渡り死滅する旨の意見を聴取しているが、これは電話での受け答えの際の清水准教授の私見ないし推測にすぎず、科学的なエビデンスに基づくものではない（そして、結果として事実と反していた。）。さらにいえば、清水准教授は粉体に関する学術分野の専門家ではなく、粉体化した細菌の耐熱性に関して特別な知見を有する者ではないことは明らかであった。

これに対して、上記のとおり、警視庁公安部は、同月5日には大阪府立環境農林水産総合研究所から粉体の状態で乾燥運転した場合に菌が生存する可能性について具体的な指摘を受け、また国内の噴霧乾燥器のトップメーカーの社長を務め、粉体工学会の副会長を務めたこともあった原告大川原からも粉体になった菌を乾熱で死滅させることは困難であるとの具体的な指摘を受けていた。

このように、当時において捜査機関は、清水准教授の電話聴取結果を無条件に信用してよい状況にはなかった。

そして、公安部解釈を前提とすれば、実際に粉体化された細菌が死滅

するか否かとの点は、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する性能を有するか否かを決する極めて重要な実験であったのであるから、■■■■警部補が電話で聴取した（粉体に関する学術分野の専門家ではない）清水准教授の私見ないし憶測のみをもって、実際に粉体化された細菌を用いた実験を実施する必要性がなかったとすることは到底できない。

また、このような状況にあったことからすれば、粉体に関する学術分野の有識者からも、粉体となった細菌の耐熱性について意見を聴取すべきことは、通常要求される捜査であったというべきところ、捜査機関においてかかる検証を行った形跡が一切ない。

そして、前述のとおり、警視庁公安部が上記の各聴取結果を起訴前に■■■■検事に対して意図的に送致しなかったことからすれば、警視庁公安部が粉体による実験を行うべき必要性を認識していたことが推認できる。

ウ 小括

以上のとおり、本件逮捕及び勾留請求当時、捜査により収集した証拠を合理的に検討すれば、捜査機関は、本件逮捕及び勾留請求にかかる嫌疑の有無の判断にあたり、実際に粉体化された細菌を用いた実験によらなければ、本件各噴霧乾燥器の本件要件ハ該当性の判断ができないことを認識し、又は容易に認識し得たことは明らかである。

そして、粉体化された細菌を用いた実験を行うことは極めて容易であり、かつ同実験は本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する性能を有するか否かを決する極めて重要な実験であったのであるから、かかる実験を実施することは、通常要求される捜査であるというべきであった。そして、かかる実験を遂行すれば、捜査機関は、粉体化された細菌の耐熱性から、本件各噴霧乾燥器による乾熱運転では粉体化された大腸菌等の殺菌が不可能であるとの実験結果を収集し得たのであり、本件各噴霧乾燥器が公安部解釈を前提としても、本件要件ハを充足しないものであり、

被告大川原らに外為法違反の嫌疑がないとの結論に至ることができた。

にもかかわらず、捜査機関は、粉体化された細菌を用いた実験を実施することを怠った結果、同時点までに捜査機関が行った実験結果では、本件噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する性能を有することを立証できないことを見落としたのであるから、本件逮捕及び勾留請求は、犯罪の嫌疑を判断する上で、客観的に合理的な根拠を欠き、又は合理的な判断過程を経ていなかったものであって、違法である。

(4) 小括

以上のとおり、警視庁公安部は、本件被疑事実1により原告大川原らを通常逮捕した令和2年3月11日の時点において、捜査により現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠を合理的に検討すれば、公安部解釈を前提としても、同時点までに警視庁公安部が行った実験結果をもって、本件噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する性能を有することを立証できないことを見落としたのであるから、本件逮捕及び勾留請求は、犯罪の嫌疑を判断する上で、客観的に合理的な根拠を欠き、又は合理的な判断過程を経ていなかったものであって、違法である。

第5 ■■■警部補の原告島田に対する取調べが違法であること

1 はじめに

■■■警部補は、原告島田の取調官として、原告島田に対して、平成30年12月11日から令和2年3月11日までの間、合計35回の任意取調べ（以下、「本件任意取調べ」という。）を行った。さらに、■■■警部補は、令和2年3月11日の原告島田の逮捕直後、同人に対する弁解録取（以下、「本件弁解録取」という。）を行った。

しかし、■■■警部補が原告島田に対して行った本件任意取調べ及び本件弁解録取は、いずれも、社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び限度を超えており、国家賠償法1条1項の適用上、違法である。

以下、詳述する。

2 本件任意取調べの違法性

(1) 事実

ア 原告島田の供述調書が全て■■■警部補によりあらかじめ作成されたものであったこと

本件任意取調べにおける原告島田の供述調書は、本件公判前整理手続の中で開示を受けたものだけで少なくとも合計14通存在する。

しかし、これらは全て、■■■警部補が各任意取調べ開始前にあらかじめ作成したものであった。

イ 原告島田の供述調書の誤りを確認し指摘する機会を不当に妨害したと

上記のとおり、原告島田の調書は■■■警部補があらかじめ作成していたものであり、その内容は恣意的であって捜査機関に有利な虚偽の事実の記載が随所に存在していたところ、■■■警部補は、原告島田が調書の内容を十分に確認し誤りを指摘する機会を不当に妨害した。

具体的には、■■■警部補は、原告島田に対して、供述調書を読むこと

を一度しか許さなかったり、さらに、誤りを一箇所指摘する度に供述調書を取り上げたり、原告島田が修正箇所をチェックするためにペンを借りようとしてもこれを認めなかった。こういった■■■■警部補の不当な妨害により、原告島田は、調書全体を網羅的に確認することができず、調書の誤りを見落としてしまうことが幾度となくあった。

ウ 原告島田の供述調書の修正依頼等に不当に応じなかったこと

また、上記のように調書の修正機会を不当に制限された中、原告島田は、■■■■警部補に対して、調書の誤りの修正を依頼し、また自身の正しい認識を記載するよう求めたが、■■■■警部補は、次のとおり、これら原告島田の求めに不当に応じなかった。

- ①原告島田が■■■■警部補に対して、調書の記載の修正を依頼した際、■■■■警部補は、「じゃあそこは消すけど、代わりに他の箇所に同じ文言を入れるからね」、「じゃあその内容は入れてあげるけど、代わりにこの内容（原告島田が発言していない内容）も入れるからね」などと修正にあたり交換条件を提示し、これを原告島田が受け入れない限り、原告島田の修正依頼に応じなかった。
- ②原告島田が■■■■警部補に対して、原告島田が、本件要件ハに該当する噴霧乾燥器について、内部の粉体が外部に飛散しない構造で、かつCIP機能を備えた薬液消毒可能なものであると考えていたことを何度も説明し、その旨を供述調書に記載するよう幾度も要求したにもかかわらず、■■■■警部補はこれに一切応じなかった。
- ③原告島田が■■■■警部補に対して、調書上の「無許可で輸出した」旨の記載を、「ガイダンスに従って非該当と判断し許可が必要でない」との記載に変更するよう何度も依頼したが、■■■■警部補はこれに一切応じなかった。
- ④原告島田が■■■■警部補に対して、空焚き（噴霧乾燥後の乾熱運転）

による殺菌は、業界において非常識であり、原告島田自身も一切発想したことがなかったことを何度も説明し、これをそのとおりに調書に記載するよう何度も求めたにもかかわらず、[]警部補はこれに一切応じなかった。

エ 「殺菌」に関する不当な誘導

[]警部補は、原告島田に対する本件任意取調べにおいて、本件要件ハの解釈について、菌が少しでも死ねば「殺菌」に該当するなどと、公安部解釈とも異なる独自の解釈を断定的に述べ、原告島田を不当に誘導した。

さらには、[]警部補は、原告島田が、仮にそのような意味であれば殺菌できるかもしれないが、そのような解釈だとは認識していない旨を回答すると、当該回答を恣意的に歪め、単に、(原告島田が本件各噴霧乾燥器について)殺菌できると認識していた旨を調書に記載した。

オ 原告島田に対する不当な発言

以上のほか、[]警部補は、本件任意取調べにおいて、原告島田に対しては次のような不当な発言を行い、原告島田に対して不当な心理的影響を与えた。

①平成30年12月20日、[]警部補は、原告島田に対して、原告会社を捜査する理由として、原告会社製の噴霧乾燥器が中華人民共和国の「あってはならない場所」に納入されていたことが発覚したためなどと虚偽の事実を告げ、不当な心理的影響を与えた(なお、実際にはそのような事実はなく、同月26日に原告島田が改めてかかる発言の真偽を確認したところ、[]警部補は、原告会社製噴霧乾燥器がある場所について現在捜査中だと発言し、同月20日の取調べの上記発言が虚偽であったことが発覚した。)

②令和元年5月3日、原告島田が、[]警部補に対して、これまで調

書の修正に応じてもらえなかったことから、原告島田が発言した内容を調書にしてもらえないならもう協力したくないと伝えたところ、**警部補**は、供述調書は供述書ではなく調書なので、被疑者が言う内容をそのまま書類にする必要はない等と述べ、原告島田に対して不当な心理的影響を与えた。

③令和元年12月23日、**警部補**は、原告島田に対して、「そんなこと言っていたらセイシン企業の植田さん（原告ら代理人注記：過去に無許可輸出による外為法違反事件で有罪判決を受けた企業の代表取締役）のようになるぞ」、「過去の不正輸出の事例では殆ど逮捕されている。今回もそのようになる。該当と知っていたと認めないと不利になる」などと原告島田を恫喝し、原告島田に対して不当な心理的影響を与えた。

④原告島田が、**警部補**に対して、前述第5・2・(1)・ウのとおり、「ガイドランスにしたがって非該当と判断していた」、「空焚き（噴霧乾燥後の乾熱運転）は殺菌方法に入らないと思っていた」等と説明した際、**警部補**は、「そんなことを言っているのはあなただけだ。社長と相嶋さんは該当すると認めている」、「そのようなことを言い続けているとあなただけが逮捕されることになるぞ」など虚偽の事実を述べ、原告島田に対して不当な心理的影響を与えた。

(2) 任意取調べの国家賠償法上の違法性判断基準

任意捜査（刑事訴訟法197条1項）の一環としての取調べは、事案の性質、対象者に対する容疑の程度、対象者の態度等諸般の事情を勘案して、社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び限度においてのみ、許容されるものと解されているところ（最判昭和59年2月29日・刑集38巻3号479頁）、かかる任意捜査として許容される限度を超えた違法な取調べには、公権力の行使にあたる公務員が職務中にした違法行為として、国家賠償

法第1条第1項の適用上、違法と評価されるべきである（千葉地判平成15年6月2日判例タ1169号172頁等）。

(3) 本件任意取調べが違法であること

前述第3及び第4で詳述したとおり、本件各噴霧乾燥器は規制要件に該当するものではなく、原告島田に対する嫌疑の程度は、任意取調べ当初においてすら疑わしかった。また、原告島田は長期間にわたる任意取調べに素直に応じ、自身の認識を正直に話していた。

そうであるにもかかわらず、■■■■警部補は、原告島田に対する長期間にわたる任意取調べにおいて、事前に恣意的な供述調書を作成した上で、原告島田がこれを確認・修正する機会を不当に妨害し、島田が指摘した供述調書の修正や自身の認識の記載の依頼にも不当に応じず、そればかりか、「殺菌」概念に関する不当な誘導や詐術的発言や恫喝を含む不当な言動等により原告島田に対して不当な心理的影響を与えた。そして原告島田は、このような不当な取り調べの結果、原告島田は、供述調書の内容を十分に確認できず、依頼した修正も施されることのないまま、虚偽の内容を含む供述調書にも署名指印をしなければならないとの心理に陥り、数々の供述調書に署名指印するに至った。

このように、■■■■警部補による本件任意取調べの態様は、事案の性質、対象者に対する容疑の程度、対象者の態度等を総合的に勘案しても、社会通念上相当と認められる方法ないし態様を超えたものといわざるを得ない。

したがって、■■■■警部補による本件任意取調べは違法である。

3 本件弁解録取の違法性

(1) 事実

ア 本件弁解録取の経緯

■■■■警部補は、令和2年3月11日に行われた本件弁解録取に先立ち、事前に、原告大川原らが共謀して本件各噴霧乾燥器を無許可で輸出した

旨を記載した弁解録取書を作成していた。

そして、■■■■警部補は、本件弁解録取手続の開始早々、原告島田から被疑事実に対する弁解を聞くことなく、原告島田に上記弁解録取書を手渡し、署名指印するよう求めた。

原告島田が、上記弁解録取書を確認したところ、原告大川原らが共謀して本件各噴霧乾燥器を無許可で輸出した事実がないにもかかわらず、弁解録取書の第2項において、「私は、弊社の噴霧乾燥器『スプレードライヤーRL-5』が輸出規制に該当する不安を抱えながら、社長の大川原正明と現顧問の相嶋静夫から指示された『非該当で輸出する』との方針に基づき、経済産業省に該否の判定基準を確認せず、無許可で中国に輸出した」旨の記載がなされていた。

そのため、原告島田は、■■■■警部補に対して、「社長の大川原正明と現顧問の相嶋静夫から指示された『非該当で輸出する』との方針に基づき、」の箇所（以下、本項において「本件箇所」という。）を削除するよう求めた。

しかし、■■■■警部補は、本件箇所を修正しないまま、これを修正したかのように振る舞い、再度、上記弁解録取書を原告島田に手渡し、署名指印するよう求めた。そのため、原告島田は本件箇所が修正されていると信じ込み、上記弁解録取書に署名指印を行った（以下、「弁解録取書①」という。）。

その後、原告島田は、実際には本件箇所が修正されていないことに気づき、■■■■警部補に対して、「訂正してくれているものと思っていた。警察がまさかこんなことをするとは信じられない」などと強く抗議した（ただし、この時、原告島田から■■■■警部補に対して、弁解録取書①について、署名指印をなしにするよう求めたり、廃棄するよう求めてはいない。）。

かかる抗議を受け、**■**警部補は、本件箇所を削除した弁解録取書（以下、「弁解録取書②」という。）を新たに作成し、原告島田に手渡した。そして、原告島田は、弁解録取書②において本件箇所が削除されていることを確認し、弁解録取書②に署名指印を行い、本件弁解録取手続は終了した。またこの際、**■**警部補は弁解録取書①を半分に折り曲げていた。

イ 本件弁解録取終了後の経緯

本件弁解録取手続終了後、**■**警部補は、同日中に、弁解録取書①を意図的に裁断機にて裁断して廃棄した。

その後、**■**警部補は、令和2年3月25日に、本件弁解録取の状況について、被疑者取調状況報告書を作成している。しかし、当該報告書には、次のとおり、実際の本件弁解録取の状況（上記アご参照）とは全く異なる虚偽の事実が数多く記載されていた。

- ・ **■**警部補が、逮捕状記載の被疑事実の用紙に対する弁解を原告島田から聴取し、弁解録取書を作成・印字し、その記載内容を読み聞かせた旨
- ・ 原告島田が、弁解録取書①に署名・指印した約3分後、いきなり、この署名はなしにしてください、と語気強く申し立てた旨
- ・ 原告島田が、弁解録取書①は処分、なかったことにしてくださいと申し立てた旨
- ・ 原告島田が**■**警部補に、弁解録取書はなかったことにするため、目の前で処分していただかないと納得できない、と興奮気味に申し立てた旨
- ・ 取調べ終了後の同日、弁解録取書①を不要文書用の茶箱に入れていることを失念し、**■**警部補の過失により裁断機で裁断してしまった旨

(2) 被疑者取調べの国家賠償法上の違法性判断基準

被疑者取調べは、任意捜査の一環としての取調べが、事案の性質、対象者に対する容疑の程度、対象者の態度等諸般の事情を勘案して、社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び限度においてのみ、許容されるものと解されていること（最判昭和59年2月29日・刑集38巻3号479頁）に照らし、社会通念上相当と認められる範囲を逸脱する取調べと認められる場合には、国家賠償法1条1項の適用上、違法と評価されるべきである（令和元年5月27日判研修856号19頁）。

(3) 本件弁解録取が違法であること

ア 上記のとおり、■■■■警部補は、原告島田に対して、原告島田の弁解を聞くこともないままに、あらかじめ作成していた弁解録取書を手渡して署名指印をするよう求めた。このような行為自体、被疑者に対して弁解の機会を与えなければならないとする刑事訴訟法203条の趣旨に反する違法行為である。

また、上記のとおり、■■■■警部補は、原告島田からの本件箇所の修正依頼に対して、修正を行ったと虚偽の事実を述べて弁解録取書①を手渡し、原告島田をして本件箇所の修正がなされたと誤信させ、もって原告島田をして弁解録取書①に署名指印させた。このような■■■■警部補の行為は、捜査機関が詐術を用いて被疑者を錯誤に陥れ、積極的に虚偽の内容の証拠を作出しようとする画策したものであり、明らかな違法行為である。

そして、上記のとおり、■■■■警部補は、弁解録取書①を意図的に裁断機で裁断して廃棄し、さらには、本件弁解録取及び裁断行為について虚偽の内容の被疑者取調状況報告書を作成した。このような■■■■警部補の行為は、虚偽公文書作成罪（刑法156条）及び公用文書毀棄罪（刑法258条）に該当することすら疑われる明らかな違法行為である。■■■■警部補がこのような行為を行ってまで、本件弁解録取の実態を隠ぺいし

ようとしたことは、■■■■警部補において本件弁解録取が違法であることをよく認識していたことを強く推認させる事実であり、このことから、法を無視してでも捜査機関に有利な証拠を作り出そうという「立件ありき」の態度が看取できる。

イ 以上のとおり、本件弁解録取において、■■■■警部補が、原告島田から弁解を聴取することなく弁解録取書を作成し、詐術を用いてこれに署名指印させたこと、さらにその後、犯罪と疑われる行為を行ってまで本件弁解録取の実態の隠ぺいを図ったこと等に照らすと、本件弁解録取は、社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び限度を超えた違法な取調べであったといわざるを得ない。

したがって、■■■■警部補による本件弁解録取は違法である。

第6 ■■■■ 検事による公訴提起が違法であること

1 概要

■■■■ 検事は、令和2年3月31日に、原告会社らを第一事件について起訴し、同年6月15日に、原告会社らを第二事件について起訴した（以下、両起訴をあわせて「本件公訴提起」という。）。そして、原告大川原らは、本件公訴提起により引き続き勾留された。

しかし、前述第3のとおり、本件各噴霧乾燥器は客観的規制要件に該当するものではなく、本件被疑事実1及び本件被疑事実2にかかる犯罪事実は存在しなかった。そのため、令和3年7月30日、本件各噴霧乾燥器について法規制に該当することの立証が困難と判断されたとの理由により検察官より公訴取消申立がなされ、同年8月2日、東京地方裁判所により公訴棄却決定がなされた。

この点、■■■■ 検事は、捜査により現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を総合勘案すれば、遅くとも令和2年3月31日には、公安部解釈が法令解釈として相当でないことを認識し、又は容易に認識し得たのであり、また、遅くとも同時点までには、それまでに捜査機関が行った実験結果をもって、公安部解釈を前提としても本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当することを立証できないことを知り、又は容易に知り得た。

したがって、■■■■ 検事は、遅くとも令和2年3月31日には、本件各噴霧乾燥器が規制要件に該当する客観的性能を有しないことを知っていたか、又は容易に知り得たのであり、有罪と認められる嫌疑を判断する上で、客観的に合理的根拠を欠き、又は合理的な判断過程を経ずに、本件公訴提起を行ったものであるから、本件公訴提起は国家賠償法1条1項の適用上、違法である。

以下、詳述する。

2 公訴提起の国家賠償法上の違法性判断基準について

国家賠償法1条1項は、国の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国がその

損害を賠償すべきことを定めているところ、検察官による公訴提起は、刑事訴訟において無罪判決が確定したというだけで直ちに違法となることはなく、公訴提起時における各種の証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があれば足りるとしても、公訴提起時点において、捜査により現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を総合勘案して、有罪と認められる嫌疑がないのであれば、国家賠償法1条1項の適用上、違法と評価されるべきである（最判昭和53年10月20日（民集32巻7号1367頁）、最判平成元年6月29日（民集43巻6号664頁））。

3 公安部解釈の誤りを看過した点が違法であること

前述のとおり、■■■■検事は、要件ハにおける滅殺菌概念について、「物理的手法あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるもの」をいうものとし、かつ、噴霧乾燥器付属の乾燥用ヒーターによる乾熱で内部を温め、結果として何らかの有害菌を死滅させることができればこれに該当する、との公安部解釈に基づき、本件公訴提起を行った。

しかし、前述第4・3で指摘したとおり、本件逮捕及び勾留請求当時においても、捜査により現に収集した証拠資料、及び通常要求される捜査により得られた証拠資料を総合的に勘案すれば、捜査機関は、公安部解釈がその根拠とする、四ノ宮教授の見解、経済産業省の回答が信用できないものであり、かつ、本件通達解釈が不合理であることを認識し、又は容易に認識し得た。したがって、当然、■■■■検事は、本件公訴提起時において、捜査により現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠を合理的に検討すれば、公安部解釈が誤りであり、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する性能を有さず、したがって、原告らに外為法違反の嫌疑がないことを知り、又は容易に知り得た。そうであるにもかかわらず、■■■■検事は本件公訴提起を行っ

たのであるから、本件公訴提起は、国家賠償法1条1項の適用上、違法であることを免れない。

付言すれば、公訴権を独占する検察官の職責からすれば、検察官は公訴提起にあたり、適用すべき法令の解釈について、より一層慎重かつ緻密な検討を経るべきであることは論を待たず、捜査段階において警察が採用した法令解釈についても、公訴提起にあたり、再度、十分な検討を実施すべき責務がある。にもかかわらず、■■■■検事は、捜査により現に収集した証拠資料を十分に検討することなく、本件通達解釈ないし公安部解釈の不合理性を看過し、安易に公安部解釈を採用して本件公訴提起に及んだのであるから、■■■■検事の責任は重大である。

4 捜査機関が行った実験結果によっては公安部解釈による「殺菌」を立証できないことを看過した点が違法であること

前述のとおり、捜査機関は、滅殺菌概念において独自の公安部解釈を定立したうえで、①大腸菌は乾熱で2時間、90℃以上に保てば死滅させることができる、との有識者による実験結果、及び②本件各噴霧乾燥器は、付属の乾燥用ヒーターによって装置内部を110℃以上に保つことができる、との実験結果から、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する性能を有すると判断して本件逮捕及び勾留請求を行い、本件公訴提起もかかる判断を前提に行われた。

しかし、前述第2・4・(3)のとおり、本件各噴霧乾燥器の測定口は、付属の乾燥用ヒーターによって装置内部を温め続けても、50℃程度までしか温度が上がらないところ、警視庁公安部による温度実験では、測定口の温度は計測されていないから、かかる実験によって「装置内部を110℃以上に保つことができる」との結論を導くことはできない。そして、大腸菌は乾熱で2時間、100℃以上に保てば死滅させることができるとの有識者による実験結果は、大腸菌を粉体ではなく液体の溶媒中に生菌として存在するものが使用されており、これによって本件各噴霧乾燥器内で粉体として堆積している大腸菌の耐熱性の

程度を検証することはできない。

そして、前述第4・4で指摘したとおり、本件逮捕及び勾留請求当時においても、捜査により収集した証拠を合理的に検討すれば、捜査機関は、本件各噴霧乾燥器内部の「測定口」の温度が50℃程度までしか上がらないことを知り、あるいは容易に知り得た。また、実際に粉体化された細菌を用いた実験によらなければ、本件各噴霧乾燥器の本件要件ハ該当性の判断ができないことを認識し、又は容易に認識し得た。

そして、公安部解釈を前提とすれば、本件各噴霧乾燥器の温度測定実験、及び粉体を用いた耐熱性実験は、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する客観的性能を有するか否かを決する極めて重要な実験であったことは明らかであり、かつ、これらの実験を行うことは極めて容易であった。そして、これらの実験を実施していれば、■■■■検事は、本件各噴霧乾燥器が、公安部解釈を前提としても本件要件ハを充足する性能を有しないものであり、被告大川原らに外為法違反の嫌疑がないとの結論に至ることができた。にもかかわらず、■■■■検事はこれらの実験を行うことを怠った。

以上のとおり、■■■■検事は、本件公訴提起当時、本件各噴霧乾燥器の「測定口」の温度測定実験、及び実際に粉体化された細菌を用いた耐熱性試験を実施することを怠った結果、公安部解釈を前提としても、同時点までに捜査機関が行った実験結果では、本件噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する性能を有することを立証できないことを見落としたのであるから、本件公訴提起は、犯罪の嫌疑を判断する上で、客観的に合理的な根拠を欠き、又は合理的な判断過程を経ていなかったものであって、違法である。

付言すれば、警視庁公安部から一部情報の報告を受けていなかった点を踏まえても、捜査を指揮する検察官の職責からして、従前の捜査内容を質すなどして総点検し立証に不足がないか十分に検討するべき責務がある。特に本件噴霧乾燥器の客観的性能という本件公訴提起の大前提については、十二分にその内

容を検討すべきであった（仮に■■■■検事が本件噴霧乾燥器の同型機を実際に見聞していれば「測定口」の存在に気付いたであろう。また、粉体による実験が不実施であることについて疑問を持たなかったとすれば論外であるといわざるを得ない。）。にもかかわらず、■■■■検事は、かかる検討を怠り本件公訴提起に及んだのであるから、■■■■検事の責任は重大である。

第7 損害

1 はじめに

前述のとおり，捜査機関による本件逮捕及び勾留請求，■■■■警部補による原告島田に対する本件任意取調べ及び本件弁解録取，並びに■■■■検事による公訴提起は，いずれも国家賠償法1条1項の適用上，違法である。

そして，これらの違法行為に基づき，原告ら（及び亡相嶋）が被った損害額は合計5億5698万円を下らない。

以下，詳述する。

2 原告大川原に生じた損害

(1) 精神的損害

原告大川原は，本件逮捕及び勾留請求により，犯罪事実がないにもかかわらず，①令和2年3月11日（本件被疑事実1による通常逮捕）から令和3年2月5日（保釈）までの332日間，身柄拘束を余儀なくされたことにより精神的苦痛を受けた。また，②同年3月11日（本件被疑事実1による通常逮捕）から同月31日（第一事件の起訴）まで及び同年5月26日（本件被疑事実2による通常逮捕）から同年6月15日（第二事件の起訴）までの計42日間，取調受忍義務を伴う取調べを受けたことにより精神的苦痛を受けた。さらに，検察官の違法な本件公訴提起及びその後の訴訟追行により，原告大川原は，③令和2年3月31日（第一事件の起訴）から令和3年8月2日（公訴棄却）までの490日間（第二事件については，令和2年6月15日から令和3年8月2日までの414日間），刑事事件の被告人として不安定な地位に置かれることを余儀なくされたことにより精神的苦痛を受けた。

さらに，原告大川原に対する不当な逮捕・起訴等により，原告大川原の家族も犯罪者の家族というレッテルを貼られた状態で日常生活を送ることを余儀なくされたのであり，これにより同人らはおろか原告大川原も精神的苦痛を受けた。

他方で、令和2年3月11日の逮捕直後、かかる逮捕の事実について警視庁公安部から報道機関にリークされ、原告大川原の実名とともに複数の報道機関により原告大川原らの逮捕が大々的に報道されたことで、原告大川原の名誉は著しく棄損された（甲113の1～113の4）。そして、その後の再逮捕及び起訴についても原告大川原の実名とともに報道されており、これにより原告大川原の名誉はさらに棄損された（甲114の1～114の6）。

さらに、前述のとおり、本件において捜査機関は、現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠を総合的に検討すれば、原告大川原に犯罪の嫌疑がないことは明らかであった上に、警視庁公安部は原告大川原に犯罪の嫌疑がないことを知っていたことすら強く疑われ、少なくとも犯罪の嫌疑がないことを看過した点について重大な過失があった。

他方、原告大川原において、本件各事件に関する犯罪の嫌疑に関して一切、何らの落ち度もなく、任意捜査に対しても全面的に協力していたのであり、原告大川原が被った精神的苦痛は計りしれない。

以上の各事実からすると、原告大川原が受けた精神的苦痛を慰謝するに足りる金額は5000万円を下らない。

(2) 財産上の損害

原告大川原は、昭和62年に原告会社の代表取締役役に就任し、その後も重任を重ね、最終の代表取締役報酬は月額■■■■万円であった（甲115の1～115の13）。

原告大川原は、令和2年3月11日に逮捕されて以降、不当な身体拘束及び保釈条件による制約により代表取締役としての業務を行うことが事実上できず、そのため原告会社は、令和3年4月1日以降の原告大川原の代表取締役報酬を月額■■■■万円に減額した（甲115の14～甲115の17）。

このように原告大川原は、本来であれば、令和3年4月1日から令和3年

8月2日（公訴棄却）までの間、報酬減額相当額合計■■■■万円を得ることができたにもかかわらず、違法な本件逮捕及び勾留請求等に伴う不当な身体拘束及び保釈条件による制約によりこれを得ることができなかった。

以上のとおり、原告大川原が、違法な本件逮捕及び勾留請求等により合計■■■■万円の財産的損害を被ったといえる。

(3) 訴訟代理人費用

本件国賠請求訴訟にかかる弁護士費用は、上記損害の合計額の10%に相当する500万円を下らない。

(4) 小括

以上のとおり、原告大川原が違法な本件逮捕及び勾留請求等により被った精神的損害及び財産的損害の額は、少なくとも合計■■■■万円を下らず、同人が刑事補償法に基づき415万円の補償金を請求していることを踏まえたとしても、その損害額は合計■■■■万円を下らない。

3 亡相嶋並びにその相続人である原告■■■■，原告■■■■及び原告■■■■に生じた損害

(1) 亡相嶋に生じた損害

ア 精神的損害

(ア) 亡相嶋は、本件逮捕及び勾留請求により、犯罪事実がないにもかかわらず、①令和2年3月11日（本件被疑事実1による通常逮捕）から令和3年2月5日（保釈）までの332日間、身柄拘束を余儀なくされたことにより精神的苦痛を受けた。また、②同年3月11日（本件被疑事実1における通常逮捕）から同月31日（第一事件の起訴）まで及び同年5月26日（本件被疑事実2による逮捕）から同年6月15日（第二事件の起訴）までの合計41日間（同年5月31日の勾留執行停止の日を除く。）、取調受忍義務を伴う取調べを受けたことにより精神的苦痛を受けた。さらに、検察官の違法な本件公訴提起及びそ

の後の訴訟追行により、③令和2年3月31日（第一事件の起訴）から令和3年2月7日（亡相嶋の死亡）までの314日間（第二事件については、令和2年6月15日から令和3年2月7日までの238日間）、刑事事件の被告人として不安定な地位に置かれることを余儀なくされたことにより精神的苦痛を受けた。

また、亡相嶋に対する不当な逮捕・起訴等により、亡相嶋の家族も犯罪者の家族というレッテルを貼られた状態で日常生活を送ることを余儀なくされたのであり、これにより同人らはおろか亡相嶋も精神的苦痛を受けた。

他方で、令和2年3月11日の逮捕直後、かかる逮捕の事実について警視庁公安部から報道機関にリークされ、亡相嶋の実名とともに複数の報道機関により原告大川原らの逮捕が大々的に報道されたことで、亡相嶋の名誉は著しく棄損された（甲113の1～113の4）。そして、その後の再逮捕及び起訴についても亡相嶋の実名とともに報道されており、これにより亡相嶋の名誉はさらに棄損された（甲114の1～114の6）。

さらに、前述のとおり、本件において捜査機関は、現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠を総合的に検討すれば、亡相嶋に犯罪の嫌疑がないことは明らかであった上に、警視庁公安部は亡相嶋に犯罪の嫌疑がないことを知っていたことすら強く疑われ、少なくとも犯罪の嫌疑がないことを看過した点について重大な過失があった。

他方、亡相嶋において、本件各事件に関する犯罪の嫌疑に関して一切、何らの落ち度もなく、任意捜査に対しても全面的に協力していたのであり、亡相嶋が被った精神的苦痛は計りしれない。

(イ) 上記に加え、前述のとおり、亡相嶋は、令和2年9月23日に体調が

急変し、同月25日に貧血症状を発症して輸血が必要な状態に至り、その症状から消化管出血が疑われた（甲46）。このような症状に加え、同人が高齢であったこと（当時満72歳）も考慮すると、至急入院して直ちに専門医による治療が必要であったことは明白である。にもかかわらず、かかる治療のために弁護人が同月29日に行った亡相嶋の保釈請求は検察官が反対したために棄却された（甲40）。

さらにその後、令和3年10月7日に亡相嶋が胃癌であることが判明し（甲48）、入院による治療の必要性がより明らかとなったにもかかわらず、かかる治療のために弁護人が同月19日に行った亡相嶋の保釈請求は検察官が反対したために棄却された（甲41）。

最終的に、亡相嶋は、同年11月5日に勾留執行停止決定を得て入院したものの、令和3年2月7日に死亡した（甲56）。

仮に、亡相嶋について、本件逮捕及び勾留請求による不当な身体拘束がなく、通常の日常生活を送っていたとすれば、より早期に貧血症状等の異変に気付いて胃癌を発見できたはずであり、より早期に胃癌の治療を開始することができたはずである。また、少なくとも通常の日常生活を送っていたとすれば、貧血症状等の異変が生じてから直ちに受診してすぐさま胃癌の治療を開始することができたことは疑いの余地がない。そして、現実よりも早期に胃癌の治療が開始できていたとすれば、複数の抗がん剤を試したり、より長期間にわたり抗がん剤を投与するなどのより効果的な治療を受けることができたことは明らかであり、令和3年2月7日よりも延命することが可能であった。

このように、亡相嶋において、違法な本件逮捕及び勾留請求等における不当な身体拘束により、受診及び治療の開始が遅滞したために死期が早まったことは明らかである。さらに亡相嶋は、家族と過ごす最期の時間が奪われ、残された時間も勾留執行停止の終期が迫る度に心身

の負担に晒され続けることとなった。そして、亡相嶋は、一貫して無罪を主張し続けながら、無念にも、公訴取消申立及び公訴棄却による最低限の名誉回復すら見届けられなかった。

以上の各事実からして、亡相嶋が受けた精神的苦痛は計り知れるものではない。

(ウ) 以上の事実からすると、亡相嶋が受けた精神的苦痛を慰謝するに足りる金額は1億円を下らない。

イ 財産上の損害

亡相嶋は、平成26年6月11日より原告会社の顧問に就任しており、その後、継続的な顧問契約の更新により、最終の顧問契約の期間は令和2年3月31日まで、顧問報酬は月額■■■■万円であったところ（甲116）、本件逮捕及び勾留請求等による不当な身体拘束がなければ、当該顧問契約を更新し、同年4月1日以降も同額の顧問報酬を得られたはずであった。

しかし、亡相嶋は、令和2年3月11日に逮捕されて以降、不当な身体拘束により原告会社に出勤できず、試験・研究の実施やこれらに関するアドバイス等、顧問としての業務を実施できなくなったことから、同年3月31日をもって原告会社との顧問契約は終了となり、本来得られたはずの1日当たり■■万円（上記月額顧問報酬■■■■万円÷30日）の顧問報酬を得られなかった。

したがって、亡相嶋は、違法な本件逮捕及び勾留請求等により、令和2年4月1日から令和3年2月7日の死亡時までの間の顧問報酬相当額合計■■■■万円の財産的損害を被ったといえる。

ウ 小括

以上のとおり、亡相嶋が違法な本件逮捕及び勾留請求等により被った精神的損害及び財産的損害の額は、少なくとも合計■■■■■■万円を

下らず、同人が刑事補償法に基づき297万5000円の補償金を請求していることを踏まえたとしても、その損害額は■■■■円を下らない。

そして、上記損害にかかる損害賠償請求権のうち、亡相嶋の妻である原告■■■■が5000万円を、亡相嶋の子である原告■■■■及び原告■■■■が各自2500万円ずつを、それぞれ相続により取得した。

(2) 原告■■■■、原告■■■■及び原告■■■■に生じた固有の損害

原告■■■■、原告■■■■及び原告■■■■は、亡相嶋に対する不当な逮捕・起訴等により、犯罪者の家族というレッテルを貼られた状態で日常生活を送ることを余儀なくされたのであり、これにより多大な精神的苦痛を受けた。

さらに、原告■■■■にとっては最愛の夫であり、原告■■■■及び原告■■■■にとっては誰より敬愛する父である亡相嶋は、前述のとおり不当な身体拘束により受診及び治療の開始が遅滞したためにその死期が早められた。これにより、原告■■■■、原告■■■■及び原告■■■■は、亡相嶋と過ごすかけがえのない時間が理不尽にも奪われてしまった。

また、原告■■■■、原告■■■■及び原告■■■■は、亡相嶋の闘病生活を支える間も、勾留執行停止の終期が迫る度に心身の負担に晒され続けることとなった。

以上の各事実から、亡相嶋のみならず、原告■■■■、原告■■■■及び原告■■■■も計り知れない精神的苦痛を受けたものであって、同人らにも固有の慰謝料請求権が認められるべきであり、その金額は各自2000万円を下らない。

(3) 訴訟代理人費用

本件国賠請求訴訟にかかる弁護士費用は、上記損害の合計額の10%に相当する、原告■■■■につき■■■■万円、原告■■■■及び原告■■■■につき各自■■■■万円を下らない。

(4) 小括

以上のとおり、原告■■■■には合計■■■■万円、原告■■■■及び原告■■■■には各自合計■■■■万円の損害賠償請求権が認められる。

4 原告島田に生じた損害

(1) 精神的損害

原告島田は、本件逮捕及び勾留請求により、犯罪事実がないにもかかわらず、①令和2年3月11日（本件被疑事実1による通常逮捕）から令和3年2月5日（保釈）までの332日間、身柄拘束を余儀なくされたことにより精神的苦痛を受けた。また、②同年3月11日（本件被疑事実1による通常逮捕）から同月31日（第一事件の起訴）まで及び同年5月26日（本件被疑事実2による通常逮捕）から同年6月15日（第二事件の起訴）までの合計42日間、取調受忍義務を伴う取調べを受けたことにより精神的苦痛を受けた。さらに、検察官の違法な本件公訴提起及びその後の訴訟追行により、③令和2年3月31日から令和3年8月2日までの490日間（第二事件については、令和2年6月15日から令和3年8月2日までの414日間）、刑事事件の被告人として不安定な地位に置かれることを余儀なくされたことにより精神的苦痛を受けた。

さらに、原告島田に対する不当な逮捕・起訴等により、原告島田の家族も犯罪者の家族というレッテルを貼られた状態で日常生活を送ることを余儀なくされたのであり、これにより同人らはおろか原告島田も精神的苦痛を受けた。

加えて、前述第5で詳述した■■■■警部補による長期にわたる違法な本件任意取調べ及び違法な本件弁解録取により、原告島田は多大な精神的苦痛を受けた。

他方で、令和2年3月11日の逮捕直後、かかる逮捕の事実について警視庁公安部から報道機関にリークされ、原告島田の実名とともに複数の報道機

関により原告大川原らの逮捕が大々的に報道されたことで、原告島田の名誉は著しく棄損された（甲113の1～113の4）。そして、その後の再逮捕及び起訴についても原告島田の実名とともに報道されており、これにより原告島田の名誉はさらに棄損された（甲114の1～114の6）。

さらに、前述のとおり、本件において捜査機関は、現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠を総合的に検討すれば、原告島田に犯罪の嫌疑がないことは明らかであった上に、警視庁公安部は原告島田に犯罪の嫌疑がないことを知っていたことすら強く疑われ、少なくとも犯罪の嫌疑がないことを看過した点について重大な過失があった。

他方、原告島田において、本件各事件に関する犯罪の嫌疑に関して一切、何らの落ち度もなく、任意捜査に対しても全面的に協力していたのであり、原告島田が被った精神的苦痛は計りしれない。

以上の事実からすると、原告島田が受けた精神的苦痛を慰謝するに足りる金額は5000万円を下らない。

(2) 財産的損害

原告島田は、平成14年に原告会社の取締役就任して以後も重任し、最終の取締役報酬は月額■■■■万円であった（甲118の1～118の4）。

しかし、原告島田は、令和2年3月11日に逮捕されて以降、不当な身体拘束により取締役としての業務を実施することができなくなったため、原告会社は、原告島田の取締役報酬を同年7月以降、月額■■■■万円に減額した（甲118の5～118の13）。そして原告島田は、保釈条件による制約により原告会社取締役としての業務を遂行することが事実上不可能であったことから、令和3年3月31日に原告会社取締役を辞任し、原告会社の嘱託従業員となり、そのため原告島田の報酬額は月額■■■■万円に減額となった（甲118の14～118の17）。

原告島田は、本来であれば、令和2年7月1日から令和3年8月2日（公

訴棄却)までの間、報酬減額相当額合計[]万円を得ることができたにもかかわらず、違法な本件逮捕及び勾留請求等に伴う不当な身体拘束及び保釈条件による制約によりこれを得ることができなかった。

以上のとおり、原告島田が、違法な本件逮捕及び勾留請求等により合計[]万円の財産的損害を被ったといえる。

(3) 訴訟代理人費用

本件国賠請求訴訟にかかる弁護士費用は、上記損害の合計額の10%に相当する[]円を下らない。

(4) 小括

以上のとおり、原告島田が違法な本件逮捕及び勾留請求等により被った精神的損害及び財産的損害の額は、少なくとも合計[]円を下らず、同人が刑事補償法に基づき415万円の補償金を請求していることを踏まえたとしても、その損害額は合計[]円を下らない。

5 原告会社に生じた損害

(1) 報道による名誉及び信用棄損

令和2年3月11日の原告大川原らの逮捕直後、かかる逮捕の事実について警視庁公安部から報道機関にリークされ、原告会社の名称とともに複数の報道機関により原告大川原らの逮捕が大々的に報道されたことで、原告会社の名誉及び信用は著しく棄損された(甲113の1~113の4)。そして、その後の原告大川原らの再逮捕及び原告会社らについての本件公訴提起についても原告会社の名称とともに報道されており、これにより原告会社の名誉及び信用はさらに棄損された(甲114の1~114の6)。

また、逮捕、起訴といった社会的評価を著しく低下させる事実が、複数の報道機関により不特定多数者に向けて何度も報道され、これにより、原告会社に勤める役職員は、犯罪行為を行った企業の従業員というレッテルを貼られた状態で業務を行うことを余儀なくされたこと等を加味すれば、原告会社

における名誉棄損及び信用棄損による被害の大きさは計り知れるものではない。

さらに、前述のとおり、本件において捜査機関は、現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠を総合的に検討すれば、原告会社に犯罪の嫌疑がないことは明らかであった上に、少なくとも警視庁公安部は原告会社に犯罪の嫌疑がないことを知っていたことすら強く疑われ、少なくとも犯罪の嫌疑がないことを看過した点について重大な過失があった。

他方、原告会社において、本件各事件に関する犯罪の嫌疑に関して一切、何らの落ち度もなく、任意捜査に対しても全面的に協力していたのであり、原告会社が被った名誉棄損等の大きさは甚大なものといえる。

以上の事実からすると、原告会社が受けた名誉及び信用棄損にかかる損害は5000万円を下らない。

(2) 原告大川原らに対する報酬支払

原告会社は、原告大川原らの本件逮捕及び勾留請求等に伴う不当な身体拘束により、同人らは原告会社の取締役又は顧問としての業務を実施することができず、その間、原告会社は同人らから報酬の対価としての役務提供を受けることができなくなった。また、原告大川原及び原告島田は、保釈後も公訴棄却がなされるまでの間、保釈条件による制約により同人らが原告会社の取締役又は顧問としての業務を事実上実施することができず、原告会社は同人らから報酬の対価としての役務提供を受けることができなくなった。

このように原告会社が原告大川原らから役務提供を受けることができなくなった期間中に原告会社が原告大川原らに対して支払った報酬額は、原告大川原について■■■■万円、亡相嶋について■■■万円、原告島田について■■■■万円（3名合計■■■■万円）である（甲115の1～118の17）。

したがって原告会社は、違法な本件逮捕及び勾留請求等がなければ同支払額相当額の役務提供を受けることができたのであるから、原告会社は同支払額相当額合計■■■■■万円の損害を被ったといえる。

(3) 試験に要した費用

原告会社は、違法な本件逮捕及び勾留請求、及びその後の本件公訴提起と訴訟追行により、訴訟上の防御活動の一環として、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する性能を有しないことを立証するため、本件各噴霧乾燥器の同型機を用いた試験を実施することを余儀なくされた。

そして、複数会にわたってかかる試験を行った結果、次のとおり、原告会社において合計2073万5843円の費用が発生した。

これらの費用は、捜査機関による上記違法行為がなければ発生しなかった費用であり、かつ、原告会社が無罪立証をするうえで必要不可欠な費用であるから、各違法行為と相当因果関係のある損害である。

ア 原告会社の使用料規程

原告会社は、同社製の各噴霧乾燥器について、ユーザーが試験を実施する場合の使用料を定めた規程を設け実際に運用している（甲119）

（以下「本件使用料規程」という。）。本件使用料規程は、噴霧乾燥器の減価償却費及び運転に伴う光熱費等の実際に発生する客観的費用（人件費相当額を除いている。）を基準に定められたものであり、原告会社の利益は一切加味されていない。そのため、本件使用料規程は、原告会社が防御活動の一環としての試験を実施したために負担した費用相当額の算定に適している。

本件使用料規程において、RL-5及びL-8 iの試験にかかる費用は、1回目から4回目までは10万円、5回目以降は15万円と定められている（甲119）。

そして、原告会社は、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する性能

を有しないことを立証するため、RL-5については26回、L-8 iについては46回（合計72回）の試験を実施している。

したがって、本件使用料規程に基づき、かかる試験に要した費用相当額を算定すれば、下表のとおりである。

RL-5	(10万円×4回) + (15万円×(26回-4回))	370万円
L-8 i	(10万円×4回) + (15万円×(46回-4回))	670万円
	合計	1040万円

したがって、原告会社は、違法な本件逮捕及び勾留請求、及びその後の本件公訴提起と訴訟追行により、合計1040万円の損害を被ったといえる。

イ 試験機材等購入費

原告会社は、上記の合計72回の試験を実施するにあたり、試験に必要な試験機材を購入しているところ、これら試験機材等の購入費は、合計199万7964円である（甲120）。

したがって、原告会社は、違法な本件逮捕及び勾留請求、及びその後の本件公訴提起と訴訟追行により、合計199万7964円の損害を被ったといえる。

ウ 人件費

上記の合計72回の試験には、原告会社従業員である■■■■■、■■■■■、■■■■■、及び■■■■■の3名が関わった。同3名は、上記試験の実施に関わっている間、原告会社の本来の業務に一切従事できないにもかかわらず、原告会社は、同人らに対して、通常どおり給与を支払っていた。そして、上記試験の実施期間にかかる上記3名の給与相当額は合計623万5169円である（甲121）。

さらに、原告会社は、上記試験実施のための交通費、宿泊費等も、上記3名に対して支払っており、その金額は合計210万2710万円である（甲122の1～甲124の7）。

したがって、原告会社は、違法な本件逮捕及び勾留請求、及びその後の本件公訴提起と訴訟追行により、合計833万7879円の損害を被ったといえる。

(4) 弁護士費用

原告会社は、本件各事件についての原告会社らの弁護士らに対して、令和3年3月11日から令和3年7月31日までの間に、弁護士報酬及び費用として、合計7565万8586円を支払っており（甲125の1～126の17）、今後、本件各事件にかかる成功報酬として、6310万4757円支払う予定である（いずれも税込み・源泉徴収前の額）。

したがって、原告会社は、違法な本件逮捕及び勾留請求、及びその後の本件公訴提起と訴訟追行により、合計1億3876万3343円の損害を被ったといえる。

(5) 訴訟代理人費用

本件国賠請求訴訟にかかる弁護士費用は、上記(1)ないし(4)の各損害の合計額（2億5459万9186円）の10%に相当する2545万9918円を下らない。

(6) 小括

以上のとおり、原告会社が違法な本件逮捕及び勾留請求等により被った損害は、合計2億8005万9104円を下らない。

第8 経済産業省関連の捜査メモの開示

前述第2・10のとおり、本件各事件にかかる公判前整理手続きにおいて、弁護人は、警視庁公安部が捜査初動段階において経済産業省に対し、経済産業省における法令解釈及び運用、噴霧乾燥器に関する立法後の許可申請の状況等について照会を行うことが経験則上明らかであるにもかかわらず、検察官から開示された証拠一覧にそれを伺わせる証拠が一切存在しなかったことから、検察官に対して、証拠の開示を求めた（甲86）。その結果、警視庁公安部が、次のとおり、平成29年10月10日から平成30年2月27日までの4ヶ月半あまりの間に、少なくとも13回の面談又は電話による打合せを行っていることが判明した（甲88）。

平成29年10月10日

平成29年10月16日

平成29年10月30日

平成29年11月6日

平成29年11月8日

平成29年12月5日

平成29年12月5日（電話）

平成29年12月11日

平成30年1月17日

平成30年1月29日

平成30年2月2日

平成30年2月8日

平成30年2月27日

これだけの打合せを重ねている事実からすると、警視庁公安部はこの間に、経済産業省における法令解釈及び運用、噴霧乾燥器に関する立法後の許可申請の状況等について聴取してこれを知るに至ったことが優に推認できる。

また、上記の打合せによる各聴取結果は、捜査メモとして書面化されており、警

視庁公安部及び検察庁はこれを所持している。公判前整理手続きにおいては、令和3年7月30日までに、これらの捜査メモを開示することが予定されていた（甲74）。

これらの捜査メモは、警視庁公安部が経済産業省との協議を通じて、公安部解釈が誤りであることを知り、又は知り得たことを裏付ける重要な証拠であるから、原告らは、別途文書送付嘱託を申し立てる予定であるが、被告らにおいては、開示が予定されていた文書であることに鑑み迅速に対応いただきたい。

第9 結語

以上のとおりであるから、原告らは、被告らに対し、国家賠償法1条1項に基づき、請求の趣旨記載の請求に及んだものである。

証 拠 方 法

添付証拠説明書(1)記載のとおり

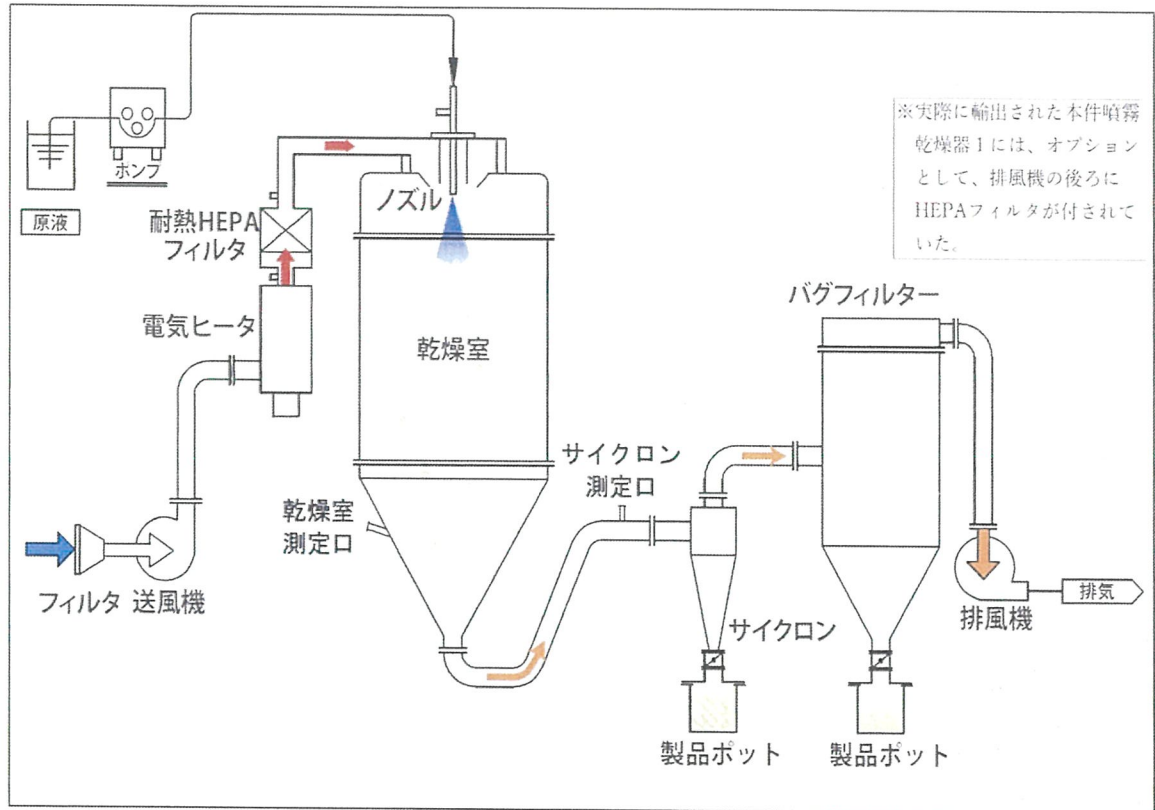
添 付 書 類

- 1 訴状副本 2通
- 2 証拠説明書 3通
- 3 甲号証写し 3通
- 4 訴訟委任状 6通

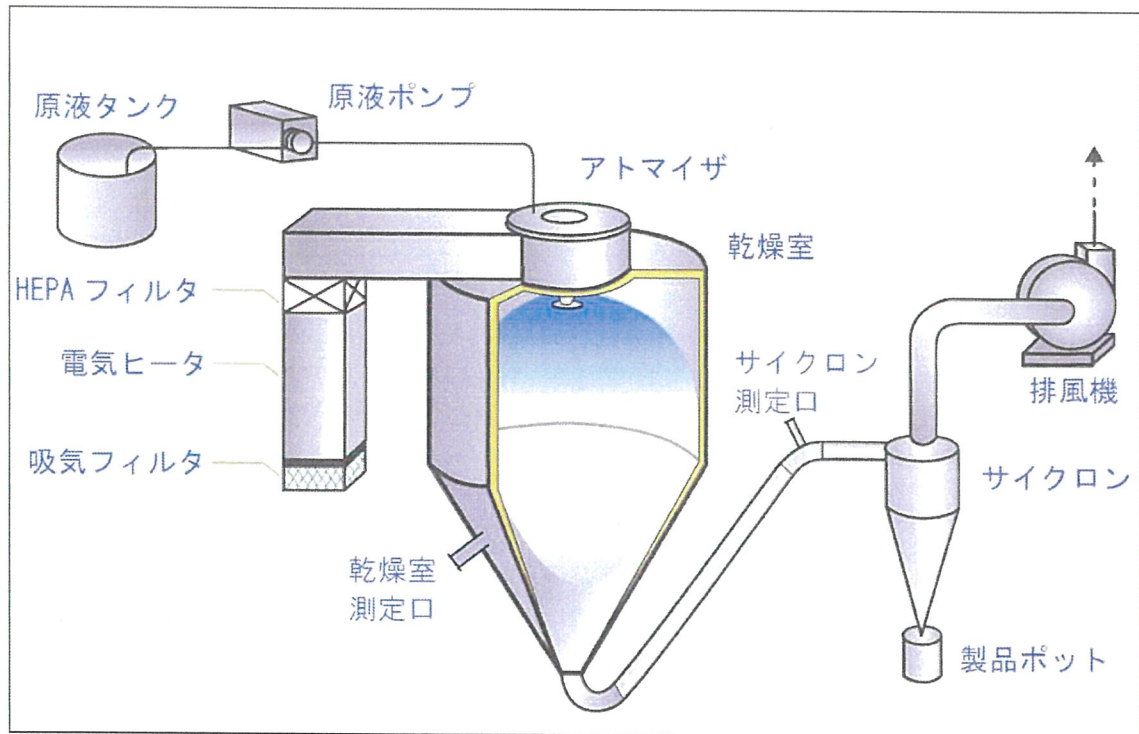
以 上

(別紙) 本件各噴霧乾燥器の構造

本件噴霧乾燥器 1 (RL-5型) ・基本モデル図



本件噴霧乾燥器 2 (L-8i 型) ・基本モデル図



(別紙) 身体拘束に関する時系列

日付	事実
2018/10/3	本件噴霧乾燥器の輸出に関し、原告会社及び原告大川原らの自宅に対して捜索差押えが行われた。
2020/3/11	本件噴霧乾燥器1の輸出に関し、原告大川原らが外為法違反の容疑(本件被疑事実1)で逮捕された。
2020/3/12	検察官が本件被疑事実1について勾留請求した。
2020/3/13	東京地裁が勾留決定を行った(甲33の1~33の3)。
2020/3/19	東京地裁により勾留の延長決定がなされた。
2020/3/31	検察官が、本件被疑事実1について原告大川原らを起訴した(第一事件。甲34)。
2020/4/6	原告大川原らが保釈請求を行った(1回目)。
2020/4/8	検察官から保釈に反対する意見書が提出され、東京地裁はこれを受け入れて保釈請求を却下した(甲37の1~37の3)。
2020/4/27	第一事件が公判前整理手続きに付された(甲64の1)。
2020/5/18	検察官から証明予定事実記載書及び証拠調べ請求書が提出されて、本件各事件に関する主張及び証拠の整理が開始された。
2020/5/26	本件噴霧乾燥器2に関し、原告大川原らが外為法違反の容疑(本件被疑事実2)で逮捕された。
2020/5/27	検察官が本件被疑事実2について勾留請求した。
2020/5/28	東京地裁が勾留決定を行った(甲35の1~35の2)。
2020/6/5	東京地裁により勾留の延長決定がなされた。
2020/6/15	検察官が本件被疑事実2について原告大川原らを起訴した(甲36)。
2020/6/18	原告大川原らは保釈請求を行った(2回目)。
2020/6/23	検察官から、口裏合わせによる罪証隠滅のおそれがある等の意見がなされ、東京地裁はこれを受け入れて保釈請求を却下した(甲38の1~38の3)。
2020/6/30 ~8/14	公判前整理手続きにおいて、検察官から証明予定事実記載書2及び証拠調べ請求書が提出され、弁護人から予定主張記載書面(1)及び証拠意見書を提出した。これにより、弁護人・検察官双方の主張が行われ、本件の争点が明らかとなった。
2020/8/26	本件各事件の争点が明らかとなり、罪証隠滅のおそれがないことがより確実になったため、原告大川原らは保釈請求を行った(3回目)。
2020/8/31	検察官から、口裏合わせによる罪証隠滅のおそれがある等の意見がなされ、東京地裁はこれを受け入れて保釈請求を却下した(甲39の1~39の3)。
2020/9/25	亡相嶋は、東京拘置所内で貧血の症状を発症し、その後、複数回にわたり輸血処置を受けた。その際、東京拘置所内の医師より、黒色便が見られることから消化管出血が疑われると診断された(甲46)。
2020/9/29	緊急の入院・治療の必要性があることから、亡相嶋は保釈請求を行った(亡相嶋につき4回目)。

2020/10/2	検察官は、罪証隠滅のおそれがあると主張して保釈に反対し、東京地裁はこれを受け入れて保釈請求を却下した（甲 40）。
2020/10/1	東京拘置所内での検査の結果、当該潰瘍が悪性腫瘍であると診断されて、同月 7 日に亡相嶋にその旨が告知された（甲 46）。
2020/10/16	治療のための勾留執行停止を求め、東京地裁より勾留執行停止決定が為されたことから（甲 51）、順天堂大学医学部順天堂医院において診察を受けた。その結果、亡相嶋の悪性腫瘍が「進行胃癌」であり、「病期診断のため、精密検査が必要な状態であると判断する」と診断された（甲 52）。
2020/10/19	上記の診断を受け、亡相嶋は保釈を請求した（亡相嶋につき 5 回目）。
2020/10/21	検察官は罪証隠滅のおそれがあると主張するとともに、勾留執行停止により治療可能である等と主張し、裁判所はこれを受け入れて保釈請求を却下した（甲 41）。
2020/11/5	弁護人の申立てにより、令和 2 年 11 月 5 日から同月 20 日までの 15 日間のみ、勾留執行停止決定がなされ（甲 53）、その後、勾留執行停止期間が順次延長された（甲 54,55）。
2020/12/1	公判前整理手続による主張・証拠の整理が進行したため、原告大川原らは保釈請求を行った（4 回目。なお、亡相嶋は 6 回目）。
2020/12/4	検察官から、弁護人が検察官の請求している証拠のうち多くを不同意にしていること等から、口裏合わせによる罪証隠滅のおそれがあるとの意見がなされ、東京地裁はこれを受け入れて保釈請求を却下した（甲 42 の 1～42 の 3）。
2020/12/25	弁護人から証拠意見書を提出し、検察官が請求している証拠のうち、当初は不同意としていたものの多くを同意に変更した上で、保釈請求を行った（5 回目。亡相嶋は 7 回目）。
2020/12/28	検察官は口裏合わせによる罪証隠滅のおそれがあると主張し、保釈に反対したが、東京地裁は保釈許可決定をおこなった（甲 43 の 1～43 の 3）。しかし、検察官から準抗告の申立てがなされ、東京地裁により、同保釈決定を取り消し、保釈請求を却下する旨の決定がなされた（甲 44 の 1～44 の 3）。
2021/1/29	さらに公判前整理手続を進め、また、令和 3 年 1 月 29 日、弁護人は証拠意見書を提出し、検察官請求証拠の一部についての証拠意見を同意に変更した上で、原告大川原らは保釈請求を行った（6 回目。亡相嶋は 8 回目）。
2021/2/4	検察官はなおも罪証隠滅のおそれがあると主張して保釈に反対したが、東京地裁は原告大川原及び原告島田につき保釈許可決定を行った（甲 45 の 1、45 の 2）。これに対して検察官が準抗告を申し立てたが、東京高裁がこれを棄却した。
2021/2/5	原告大川原及び原告島田が保釈された。
2021/2/7	自らの名誉を回復することができないまま、亡相嶋は、進行胃癌のため死亡した（甲 56）。

(別紙) 公判前整理手続に関する時系列

日付	事実
2020/4/27	第一事件を公判前整理手続に付する決定
2020/5/18	検察官が証明予定事実記載書及び証拠調べ請求書(旧甲9号証)を提出
2020/6/23	第二事件を公判前整理手続に付する決定
2020/6/30	検察官が証明予定事実記載書2及び証拠調べ請求書(旧甲43号証)を提出
2020/8/14	弁護人が予定主張記載書面(1)を提出
2020/10/5	第1回打合せ期日
2020/10/19	弁護人が証拠調べ請求書を提出(旧弁1号証及び2号証)
2020/10/26	検察官が証明予定事実記載書3を提出
2020/11/6	弁護人が予定主張記載書面(2)を提出
2020/11/9	第2回打合せ期日
2020/12/9	第3回打合せ期日
2020/12/17	検察官が証拠調べ請求書を提出(旧甲73~77号証)
2021/1/18	弁護人が予定主張記載書面(3)および証拠調べ請求書を提出
2021/1/18	第4回打合せ期日
2021/2/25	検察官が証明予定事実記載書4および証拠調べ請求書(旧甲79号証)を提出
2021/3/4	第5回打合せ期日
2021/3/26	検察官が証拠調べ請求書および証人等尋問請求書を提出
2021/3/30	第6回打合せ期日
2021/3/30	弁護人が証拠調べ請求書を提出(旧弁18~19号証)
2021/5/7	第7回打合せ期日
2021/5/7	弁護人が証拠調べ請求書を提出
2021/5/18	弁護人が証拠開示請求書(主張関連証拠開示請求)を提出
2021/5/24	弁護人が証拠開示請求書(主張関連証拠開示請求)を提出
2021/5/28	第8回打合せ期日
2021/5/28	弁護人が予定主張記載書面(5)および証拠調べ請求書を提出
2021/6/11	検察官が5月18日付証拠開示請求にかかる証拠を開示
2021/6/18	検察官が「進行に関する上申書」を提出
2021/6/21	検察官が「進行に関する上申書②」を提出
2021/6/21	弁護人が「進行に関する意見書」を提出
2021/6/21	弁護人が証拠調べ請求書を提出(旧弁48~50号証)
2021/6/22	弁護人が「進行に関する意見書」を提出
2021/6/22	弁護人が予定主張記載書面(6)および証拠調べ請求書を提出

2021/6/22	弁護人が証拠開示命令請求書を提出
2021/6/23	第1回公判前整理手続期日
2021/7/15	弁護人が予定主張記載書面(7)を提出
2021/7/16	第2回公判前整理手続期日
2021/7/30	検察官が公訴取消申立書を提出
2021/8/2	公訴棄却決定

(別紙) 当事者目録

当 事 者 目 録

〒224-0053 横浜市都筑区池辺町3847番地

原 告 大川原化工機株式会社

上記代表者代表取締役 大川原 正明

原 告 大川原 正明

原 告 島田 順司

原 告 相嶋

原 告 相嶋

原 告 相嶋

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

大手町ファーストスクエア イーストタワー19階

和田倉門法律事務所（送達場所）

電話 03-6212-8100 FAX 03-6212-8818

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 高 田 剛

弁護士 鄭 一 志

弁護士 河 村 尚

弁護士 瀬 川 慶

弁護士 小 林 貴 樹

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

被 告 東京都

上記代表者知事 小池 百合子

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被 告 国

上記代表者法務大臣 上川 陽子